業協會月報が發表したものによると主要鐵鑛山の埋藏量竝に品位を示せば鐵分五〇%以上の所謂富鑛は鞍山鑛區百三十萬瓲、弓張嶺二百萬瓲、本溪湖鑛區三百萬瓲、大粟子百三十五萬瓲、七道溝百二十五萬瓲、鑛洞子百萬瓲等で以上合せて一千九十萬瓲である。埋藏總量十二億二千二萬瓲に對して一%弱に當るがその大部分は三、四〇%の貧鑛である。

鞍山鑛區と弓張嶺は昭和製鋼所に依つて本溪湖鑛區は本溪湖煤鐵公司によつて採掘製銑せられて居りまた大粟子、七道溝は東邊道開發株式會社によつて採掘されてゐる。之等の諸會社の撓まざる採鑛の結果各々その所有鑛區の埋藏量は增大してゐるが鞍山鑛區二十億瓲、弓張嶺七億瓲、うち、六〇以上の富鑛約二千五百萬瓲、本溪湖鑛區は富鑛(六三%內外)八百萬瓲、貧鑛(平均三五%)六億五千萬瓲、東邊道の大粟子溝は七千萬瓲、七道溝一千萬瓲、(平均五三%)といはれる。

これに三菱工業と日本製鐵の手によつて開發せられてゐる鮮滿國境豆滿江岸の茂山鐵山(十億瓲、品位三〇—四〇%)を加へると以上のものだけにて總埋藏量は四十五億瓲となる。從つて滿鮮の鐵鑛業の特色は貧鑛處理法にあるわけである。

△工　業

滿洲では油房(油を搾る)燒鍋(高粱を原料として燒酎を作る)磨坊(製粉)と土布と稱する太い綿糸から綿布を織るのが、地方地方の需要に應じて發達した程度で、工業と名づけるほどのものもなかつた。それが建國後躍進と發躍を重ね今や工業國滿洲と云はれるまで發達した。

主要工業は重工業部門の採鑛、冶金、金屬機械器具工業、輕金屬のアルミニウム製造、金屬マグネシウム工業を始め石炭液化、パルプ工業、紡績、電氣工業、化學工業、窯業、食料品工業等で、建國前三千八百といはれてゐた工場數はその後三年間に八千工場と激增した。その後滿七年最近の數字は發表されないが、工場數、投下資本額、職工數、生產高など現在の滿洲工業が如何に飛躍をみてゐるかは想像に餘るものがあらう。政府の產業振興政策としては建國の翌年發表實施された產業建設要綱を始め重要產業統制法に基く企業の統制があり、工業所有權の保護制度として特許發明法意匠法、商標法の公布が行はれてゐる。

又勞務に對する需給方策としては鑛工技術員の養成、日本よりの技術者導入等が講ぜられ、下級勞働者其の他の調節には勞務興國會が當つてゐる。

△水電開發の現況

從來滿洲は河川流域の不均一と地勢の平坦の二點から技術的には水力發電は不可能視され現在に至るまで電力は全

部火力發電に限られ、水力電氣は一キロワツトも供給されなかつたのであるがこの不可能視された地勢の惡條件も貯水池式を採用することによつて着々克服され今や科學日本の技術によつて尨大なる水電資源を獲得した。即ち滿洲國の電力開發は康德八年に水電開發五ケ年計劃は完成した。第一次產業開發五ケ年計劃に於ける電力開發は各種產業の基礎部門として鐵鋼、石炭、農產物の各產業部門と共に重點主義を以て優先的遂行の歩が進められつつあるが更に七年十一月五日日獨伊三國條約の締結を機とし世界の新事態に即應する大東亞共榮圏の基本的經濟政策として發表された「日滿支經濟建設連繫要綱」に於いて滿洲國の電氣事業は鑛業竝に重化學工業と共に劃期的振興が圖られることとなり一段とその重要性が加へられたことは滿洲國が東亞經濟ブロック圏内に於ける電氣事業部門の擔當者として華々しい將來が約束されたものといへやう。

第一次水力電氣開發計劃は經濟部水力電氣建設局直營のもとに最大出力〇〇〇キロワツト平均出力〇〇萬キロワツトの第二松花江大豐滿發電所は康德五年七月最大出力〇萬キロワツト平均出力〇〇萬キロワツトの鴨綠江水豐洞發電所は滿洲鴨綠江水力發電會社によつて着工、何れも第一次五ケ年計劃の完成年度たる康德八年度に全部完成をみる豫定であつたが建設半ばに支那事變を契機とする經濟情勢の激變、加ふるに日獨伊三國條約締結による情勢の變化に伴ふ資材難勞力難等に逢着し何れも當初豫定より完成が一兩年遲延の餘儀なきに至り第二松花江大豐滿發電所は九年第一號機の初發電を行ひ、漸次工程を進めて〇萬キロワツト發電機〇機を康德十年迄に据付け完成をみる豫定となつた。また鏡泊湖發電所は昨九年四月完成をみるに至つた。

今次開發中の最大規模の鴨綠江水豐洞發電所は殆んど完成、世界最大の〇〇萬キロワツト發電機一號機が特望の初發電を行ひ南滿工業地帶に供給してゐる。折柄八年八月二十五日、滿鮮共同の下に康德四年以來着手し來つた世界屈指の水豐洞發電所は凡ゆる經濟的自然的障碍を突破し第一號機の歴史的處女送電を開始し滿洲國最初の水力電氣として水鞍送電線によつて超高壓二十二萬ボルトの電力を南滿地區に供給し第一次產業開發計劃に輝しい凱歌を擧げた。今後これによつて滿洲國產業界は一段の振興が期待されると共に東亞共榮圏内の電力工業圏としての將來を約束されることになつた。

（十五）產業統制法

△制定の趣旨

大東亞戰爭下に於いて滿洲國は第二次產業開發五ケ年計劃の下に賦存する資源を急速に開發しその資源の上に立つ鑛工業を建設して國防經濟力を強化し大東亞共榮圏北方の鎭護として國防國家體制を確立すると共に生產設備を最も効率的に活用して生產能力の最大限度に發揮しもつて親邦に重要物資を供給してその戰爭遂行に寄與する所がなけれ

ばならぬ。高度の生産力を有する米英と長期戰に入れる今日生産力擴充を強行し生産能力を極度に發揚することは滿洲國の至上命令である。これが爲には建設資材、資金及び勞働竝に技術力を國家目的に基づき最も効率的に活用し各企業の經營を合理的ならしめ産業全般を國家目的に沿ふ如く組織し運營しなければならぬのである。既に物資、資金、勞務等の各部門において動員計劃が樹立せられ物資及び物價統制法、資金統制法勞働統制法等が制定運用されてゐるが生産力擴充及び生産能力發揚の直接擔當者たる企業自體に對する統制は特殊法人たる企業及び重要産業統制法適用企業以外には法的には行ふ根據なく且重要産業統制法の規定も現下の時局に對處して企業統制を行ふには尙十分強力でない憾があつた。依つて今日重要産業統制法に代へて産業統制法を制定したのである。

産業統制法の目的とするところは主要なる各産業部門の振興發達を圖る爲その統制を行ふことに存するがこれが爲企業を許可制にして濫立を防ぎ、これに對して必要なる監督及び指導を行ひ、必要に應じて各種の積極的命令を行ひ又當該産業の整備統合乃至遊休設備の活用をも行はんとするものである。

今回制定された産業統制法が從前の重要産業統制法と異なる第一の點は適用産業の範圍が、擴大されたことで從前の二十業種が八十五業種になつたのである。

一、産業開發五ヶ年計劃産業

石炭鑛業、鐵鑛精錬業、鋼材壓延業、非鐵金屬精錬業、輕金屬製造業、生産機械、電氣機器、電氣通信機器、金屬工作機械その他の重要機械製造業、鐵道車輛製造業、自動車製造業、造船業、曹達類製造業、有機合成品製造業、火藥類製造業、化學肥料製造業、人造石油製造業等。

二、計劃産業の重要附帶産業

鋼索製造業、鋼、黃銅及び鉛壓延業、電線製造業、耐火煉瓦製造業、コールタール分溜物製造業、染料及び中間物製造業、炭素製品製造業等。

三、軍需工業

航空機製造業、兵器製造業。

四、纖維工業及び重要生活必需物資工業

人造纖維製造業、製綿業、柞蠶纖維及び柞蠶纖維製品製造業、紡績業、織物製造業、編織製造業、染色加工業、製紙業、硝子製品製造業、陶磁器製造業、罐詰食品製造業、飴製造業、味噌醬油製造業等。

五、その他統制を必要とする産業

合成樹脂製造及び加工業、再生ゴム及びゴム製品製造業、大豆蛋白製造及び加工業、油脂加工業、林産化學工業等。

尙從來の重要産業統制法適用業種中燐寸製造業及び酒精製造業は今後適用外に置かれ專賣法規のみが適用されることになりその他は總べて産業統制法の適用業種となつたのである。

相異點の第二は適用企業に對する監督を強化したことである。その重要なる點を列記すれば次の如くである。

一、産業の全部又は一部の廢止、委託及び法人の解散は新に許可、認可を要することになつた。

二、法人なる場合定款の變更竝に役員の選任及び解任は新たに屆出事項になつた。

三、第十條に依り主管部大臣は統制産業を營む者に對し業務及び經理に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得ることになつた。

四、統制産業を營む者の法令違反等の場合主管部大臣は事業許可の取消の外業務の停止、制限或は役員の解任等の行政處分を爲し得ることになつた。

第三の點は統制産業に對する政府の積極的指導に關する權限を明らかにしたことである。即ち第十一條において主管部大臣は公益上又は統制上必要ありと認むるときは統制産業を營む者に對し事業設備の新設、擴張、改良、事業の休止、生産數量の確保、生産方法の改良、生産の制限、生産品の規格、生産技術の供與、原材料の取得、保有、制限及び供與、生産品の配給、試驗、研究及び試作等相當廣汎なる事項にわたり命令を發し處分を爲すことを得ることになり、これに基づいて今後必要なる時局對策が行ひ得ることになつた。又十六號第二項に依り統制協定の設定、變更、取消及び統制協定加盟等を命ずることを得ることになつた。第四は企業整備に關する規定が置かれたことで、第十二條に依り主管部大臣は統制上又は産業整備上特に必要ありと認むるときは合併、事業の全部又は一部の讓渡、委託、事業設備又は事業に屬する權利の讓渡、貸渡を命ずることを得ることになつた。

以上が今回の産業統制法の舊重要産業統制法に比較しての特色で第十條乃至第十二條の規定の如く法の内容は著しく強力なものになつたのであるが政府はこれが運用については十分愼重なる態度をもつて臨み時局下國家目的から必要なる施策は逐次法を發動して實施すると共に不必要なる或は必要なる限度を越えたる不當なる權力行使はせぬ方針である。

尙産業統制法においては事業許可が統制産業別に且工場、事業場別に行はれること、今回新に適用産業となつたものは從前資金統制業の許可ある者でも總べて法の施行約二ケ月以内に第二十六條の規定に依り事業許可を申請すべきこと及び製綿業、柞蠶纖維及び柞蠶纖維製品製造業、紡績業、織物製造業、編織製造業、染色加工業、普通煉瓦製造業、硝子製品製造業、陶磁器製造業、琺瑯鐵器製造業、油房業、煙草製造業、製糖業、麥酒製造業、罐詰食品製造業製氷業、鉛製造業、味噌醬油製造業については書類はすべて工場、事業場統轄の省を經由すべきことを注意して置く。

△産業統制法解説

第一條　は産業統制法の目的を表明してゐる。即ち本法は「産業ノ統制」を行ふのであるが、然しそれは決して統制のための統制を行はんとするのではなく産業各部門をして健全なる振興發達を行ふを得しめんが爲に國家的に統制

を必要とする産業については企業自體を政府の統制下に置き必要なる監督及び指導を行ひもつて國防國家體制の確立の要請に應へんとするものなる旨を明示したのである。

第二條　第一項は「勅令ヲ以テ定ムル産業(統制産業)ヲ營マントスル者ハ許可ヲ受ク」ることを要する。

即ち「統制産業ノ許可制」を規定したものである統制産業の種類は勅令「産業統制法ノ施行ニ關スル件」第一條に列記せられてゐる八十五業種である。

「主管部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受ク」るを要するが「主管部大臣」とはこれも前掲の勅令「産業統制法ノ施行ニ關スル件」第三條中に規定せられてゐる。即ち兵器製造業については治安部大臣、農業用機器製造業、油房業、煙草製造業、製糖業、飴製造業及び味噌醤油製造業については興農部大臣、造船業については交通部大臣その他の産業については經濟部大臣である。

「主管部大臣ノ定ムル所ニ依リ」は産業統制法施行規則中に定められる許可申請の手續に依ることを意味する。尙施行規則において本條の許可は統制産業の業種別に且工場、事業場別に行はれるべきことが規定されてゐる。

第二項は許可に條件を附することを得る旨を明示した規定である。

(註)　施行に關する件第一條乃至第二條施行規則第一條乃至第三條、第三十五條。

第三條　はこれから新たに事業を始めんとする場合に關する規定で政府の許可だけ受けて事業を開始せず所謂權利の上に眠る者のない樣に許可を受けたる者に事業開始義務を負はしめた規定で本條第三項において主管部大臣の指定する期間內に事業を開始せざるときは許可はその効力を失ふことを規定してゐる。

(註)　施行規則第四條第三十五條。

第四條　第一項は許可事業者が事業設備を新設、擴張、變更し、生産能力又は生産方法を變更し、事業の全部又は一部を廢止し讓渡又は委託せんとする際には主管部大臣の許可を受くることを要する旨を規定してゐる。

第一號　「事業設備」とは生産設備及び主要附帶設備を含み

「生産能力ノ變更」とは同一の機械製作工場において流れ作業の合理化に依り能力の變更の行はれるが如きをいひ「生産方法の變更」とは輕金屬の製造において「電爐法」を「ソーダ石灰法」に變更したり苛性曹達の製造において水銀法の電解曹達を隔膜法にするが如きである。

第二號　は折角政府が許可企業として助長育成しようとしてゐるものを勝手にやめられたり事業主が變つたりしては困るのでこれを許可制にしようといふのである。

(註)　施行規則第五號乃至第十一條第三十五條。

第五條　は統制産業を營む者の相續人が被相續人の事業を承繼せんとするときは主管部大臣の定むる所に依り許可を要することを規定してゐる。玆に「相續人」といふは家産相續人及び特有財産相續人の兩者を意味してゐる。

相續人が許可申請を爲したる時は許否の決定あるまでは被相續人の事業を營むことが出來ることを第二項は規定してゐる。

（註）施行規則第十二條第三十五條。

第六條　本條は許可事業者が事業を合併したり解散したりする場合の決議の効力は主管部大臣の認可を受くるに非れば生ぜざることとした趣旨である。

（註）施行規則第十三條、第十四條、第三十五條。

第八條　本條に依り許可事業者は主管部大臣の定むる所に依り事業計劃及び事業報告を主管部大臣に提出せねばならぬことになつてゐる。

尙第二項に依り必要ありと認むるときには主管部大臣は事業計劃の變更を命ずることが出來ることになつてゐる。

（註）施行規則第十八條、第十九條、第三十五條。

第九條　本條は報告を徵收したり或は臨檢、檢査をする一般的監督の規定である。

（註）施行規則第三十六條。

第十條　本條は業務又は經理に關し監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得る旨を規定してゐるが「業務ニ關シ」とは日常の業務運營に關する事項、例へば職制の制定策にも干與し得る建前であり「經理ニ關シ」とは原價計算、固定資產償却等に關し命令し得るのであり統制產業に對する監督は特殊會社に對するものに近づいてゐるのである。

第十一條　本條は要するに傳家の寶刀的規定であつて無暗に振り廻すことは戒心せねばならぬが必要なる際は決して發動するに躊躇するものではない。

尙本條の事業設備の新設擴張、改良命令等に關しては補償を必要とすることあるべきも多くの場合において資金、資材及び勞務の斡旋に依り解決すべく又事情に應じ販賣價格、補助金等において夫々具體的に措置するを以て事足ると考へる。從つて補償に關する規定は置いてないのである。

第十二條　本條以下十五條迄の四ケ條は所謂企業の整備に關する規定である。

現今滿洲においても生產性の昂揚を期するため又は資材關係から企業の整理統合を必要とする業種もあり企業合同に依り合理化を促進するを要する業種もありこれが命令の根據を必要とする場合があるが根據法規を缺く爲に企業整備の實行の困難なる場合が屢々であつたが玆に本條以下の規定に依りこれが解決をみたわけである。

企業の整備は產業の能率を發揮させ生產性を昂揚するために現有事業設備と權利とを一體的施設として必要なる方面に集中的に利用させることを目的としこの設備等の有効利用を圖るために當該設備又は事業に屬する權利の讓渡讓受、貸渡又は借受を命ずる場合もあり更に進んでは事業の全部又は一部の讓渡、讓受、委託を命ずる場合もあり

合併をも命じ得るわけであるがこれが發動に關しては夫々の產業事情に應じ十分愼重を期したいと考へてゐるが統制上又は產業整備上のことになつてゐる。

一、第十二條第一項第一號は合併に關する個別命令の規定である。

二、第二號は事業の委託、讓渡に關する事業自體に對する個別命令に關する規定である。事業の委託とは低能率を高能率の事業に委託經營せざる場合をいひ商法第四條第二號の經營の委任がこれに該當する。

事業の讓渡は商法の營業の讓渡に該當する事業の讓渡を命ぜられた場合においては事業を構成せる設備又は權利は一體となつて讓受人に移轉する。

三、第三號は事業建設又は事業に關する權利の讓渡等に關する個別命令を規定したもので「事業ニ屬スル設備」とは工場、事業場等の事業に屬する機械その他各種の物的裝置が一體をなして成立してゐるものを意味すること第四條と同樣であり「事業ニ屬スル權利」には地上權、賃借權、特許權その他の工業所有權、鑛業權等を意味するのである。

第二項は前項に依り合併、委託、讓渡又は貸借の命令があつた場合においては「他ノ法令」において當該法令の見地からこれを禁止し又は取締上許可、認可等を受けねばならぬ場合でもその手續を要せずして合併、讓渡、委託、貸借を行ひ得る旨を明示してゐる。例へば工場抵押法等において抵當權者の同意がなければ讓渡、貸借し得ない場合においてもその同意を要しないことを第二項は規定してゐる。

第三項は本法に基づく各種の措置と他の法令に基づく強制處分手續との關係を定めた規定である。

強制執行手續、假差押手續、假處分手續又は國稅徵收法に依る強制徵收手續の進行中なるときは事業設備又は事業に關する權利に關しては讓渡、貸借の命令は適用せぬこととした。これ他の法令に基づく強制處分手續は夫々特殊の必要に基づくものであり法律的秩序維持の爲にもこれを尊重するものであるからそれら本法の讓渡又は貸借の命令に優先せしめることとしたのである。

（註）第二十一條乃至第二十二條。

第十三條　本法は前條の場合における合併、讓渡、委託又は貸借の條件に關する當事者間の協議不調又は不能の場合に於ける主管部大臣のなす裁定に關する規定である。

讓渡命令及び讓渡命令を受けたる者は讓渡價格その他の條件につき協議を爲すべき義務を負ひ而も協議調つた場合においても主管部大臣の認可を受けるに非ざれば効力を生ぜしめざることになつてゐる。第三項においては協議不調又は不在等に因る不能の場合主管部大臣は職權をもつて裁定を與へることとした。

（註）第二十三條乃至第二十五條、第三十五條。

第十四條　本條は工場財團等の財團に屬する設備又は權利に關し讓渡の命令が發せられた場合において當該設備又は權利を財團から分離するについては工場抵押法等に依り抵押權者の同意を必要とするにも拘らず第十三條第二項の規定に依り抵押權者の同意なくして讓渡し得ることとなつてゐるので抵押者の保護を圖るために分離せられた後においても仍原財團に屬せしめ當該設備に抵押權の効力を及ばしめんとした規定である。

第十五條　本條は會社の議決機關たる株主總會等が協議、裁定等において定められた事項の實行等に反對した場合においても當該會社の執行機關たる取締役等が主管部大臣の認可を得てその事項を實行し得る根據を定めた規定である。

（註）施行規則、第二十六條、第三十五條。

第十六條　本條第一項は統制產業を營む者が統制協定變更又は廢止せんとするときは主管部大臣の許可を受けよとの規定であつてその許可申請書の記載事項は施行規則に讓つてゐる。

第二項は主管部大臣が積極的に統制產業を營む者に對し統制協定の設定、變更、取消を命じ加盟を命じ又は統制協定の全部若くは一部に從ふべきことを命じ得ることとした。

（註）施行規則第二十七條乃至第三十四條。

第十七條　本條數至二十一條迄は罰則規定である。

第十七條は統制產業を營む者が本法若くは本法に基づきて發し若しくは爲す命令、處分等に違反したるとき又は公益を害する行爲を爲したるときは業務を停止、制限し役員の解任を爲し又は企業經營の許可を取消し得ることとした。

第十八條　乃至第二十一條迄の說明は省略する。

尙法文をみれば如何にも罰則が多く何でも彼でも罰則で縛られる樣な窮屈な感じを與へるかも知れぬが法の眞意は決して違反者を澤山作つてこれを罰するにあるのではない。否罰則規定の發動は最少限度に止め出來得べくんば全然發動の機會なき樣にありたいと冀ふ次第である。

第二十二條　本條は特殊會社と本法との關係を規定したもので特殊會社にして統制產業を營むものに對しては特殊會社法が本法の特別法となる關係上特殊會社法に定なき事項にして本法に規定ある事項例へば法第二條の事業設備の讓渡、貸借又は事業の受託命令、第十六條の統制協定に關する規定等については本法の適用ある旨を明らかにせんとしたものである。

附則　第二十四條より第二十六條迄は本法施行の經過規定である。

第二十五條　は本法と重要產業統制法との關係を規定したもので重要產業統制法に依る許可を受け現に統制產業を營む者は本法に依り許可を受けたるものと看做し別に本法に依る許可を要しない。又重要產業統制法に基づきて發し

若しくは爲したる許可、認可、命令等は本法中の相當規定に基づきて爲したる許可、認可、命令と看做し改めて許可、認可を要せず。

例へば「スフ混紡ニ關スル命令」等はその儘有効なるものとしたのである。

第二十六條　前條第一項重要産業統制法に依り經營許可を受け現に統制産業を營む者以外の者と本法との關係を規定したるもので前條第一項以外の者で本法施行の際統制産業を營む者は總べて本法施行後二月以内に第二條の許可を申請するを要することとしたが申請を爲したる者はその許否の決定ある迄は從前通り事業を營むを得しめることとして急激なる社會的影響を與へざる樣調整を圖つてゐるわけである。

四　滿洲の經濟

（一）滿洲經濟の發展

建國以來十年間の滿洲經濟は之を大體次の五期に分つて考察することが出來る。その第一期は建國前後より大同二年二月末までの準備時代、第二期は大同二年三月より康德三年末に至る四ヶ年間で主として治安工作及び鐵道、道路、電信、電話等の運輸、通信部門に重點を置かれた時代である。第三期は所謂、第一次産業開發五ヶ年計劃時代であつて康德三年末に計劃を樹立し翌四年早々から實行に移されたが計劃着手後半歲ならずして支那事變が勃發し遂に計劃の全般に亙つて修正を行ふの已むなきに至つた。第四期は即ち修正五ヶ年計劃時代たる康德五年初より康德七年末に至る約三ヶ年間である。

然るに同年九月、日獨伊同盟の成立を契機として自主的な日滿支を一體とする統一的綜合的資源の開發が必要になつて來た。かくて支那事變勃發後三年、昭和十五年十一月五日に日滿支經濟建設要綱が決定發表された。

右要綱によれば、今後十年間に三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立して、東亞の世界經濟上に於ける地位

を強化確立し、八紘一宇の大精神に基づき、日滿支三國の一體的協同により共存共榮を圖り、其の爲に國內體制を革新し、特に滿洲國の任務として重要基礎產業の急速なる整備發展を課してゐる。卽ち、滿洲國の經濟的地位は、東亞に於ける重要基礎產業の重要補給源として、其の重要性を更に加重したのである。昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發は、滿洲國の經濟的地位を更に重からしめた。新に我が直接政治支配下に入つた南洋は、資源の豐富、多樣性を以て多大の期待をかけられてゐる。併し乍ら、今迄米英に依存し、其の機構の下に運營されて來た南洋產業を、東亞共榮圈下に再組織することは、前途幾多の努力を必要とする。從つて南洋の資源の中、假令滿支と同種類のものが存在するとして、其れは決して滿洲國の同種產業の大東亞共榮圈に於ける意義を低下せしめるものではない。

滿洲國は、日滿一體となつて出發してより既に十年を經過し、あらゆる經濟開發は日滿綜合的に行はれ、換言すれば日本を盟主とする機構の中に、最もよく融合してゐる。東亞共榮圈確立について、歷史的に又現實に、最も基礎的な重要性を持つ滿洲國の經濟は、大東亞戰爭の勃發進展に伴つて、加重こそすれ、決して輕からしめらるべきものではない。

（二）滿洲國の經濟力

一

一國の經濟的繁榮は種々の政策によつて齎らすことが出來るであらう。しかしながら經濟的繁榮の最後の基礎をなすものは結局においてその國の生產力であり資源であり、技術であることは昔も今も變ることはない。中世、世界貿易に覇を唱へて、その強大を誇つた西班牙や和蘭の凋落が、結局自國の生產力に基礎を置かない商業主義の經濟に基因し、今日獨逸の興隆が生產主義の經濟政策に基因することは、我々の信じて疑はないところである。殊に現時の如く、世界が數個のブロックに分れて史上未曾有の大規模なる戰爭を展開し、かつその長期化が豫想されるとき、戰爭の歸趨に決定的重要性を有するものは、相互の產業力であり、ブロック內における生產力である。滿洲經濟の價値と重要性とは、その見地から理解されねばならぬであらう。

二

生產力の源泉をなすものは、一般に土地と資本と勞働とであるといはれてをり、近代的意味においては、なほこれに資源と動力と技術とを加へねばならぬであらう。そして、これらの要素を適切に結合し、活用したとき、ここに始めて生產力が生れ出で、これに輸送と交易とを配したとき、ここに現實の經濟力となつて發揚するのである。それ故

に、滿洲建國後、我々に與へられた經濟政策の第一着手は、これらの生産諸要素の確認と、その結合の計劃であり、この時代に次いで、康德四年の始めから續けられてゐる産業建設政策はその具體化の協力にほかならない。そして前の時期においては、政府における産業調査局の設立や國内資源の踏査が相次いで行はれ、貨幣制度の安定化と日本からの資本導入方式が確立されたのであり、滿獨貿易協定の最初の締結によつて、獨逸から生産資材や技術の輸入が試みられたのも、この時期においてであつた。康德四年(昭和十二年)から始められた産業建設政策は、生産諸要素の結合の方法に從つて農畜産部門、卽ち自然産業部門と鑛工業部門、卽ちこの國の近代産業化の爲の部門と、それから交通通信部門との三つの主要なる部門に分つて計劃實施せられたのである。そして、今や、この産業開發計劃は、一昨年末をもつて、その第一次五年事業を完了し、各部門にわたつて、著しい生産力の發揚と、經濟力の增強とを齎らし、建國當時における古き滿洲經濟の樣相を全く一變せしめ、その新しい經濟的實力は、日本を中心とする東亞廣域經濟圈の一翼として重要な地位を占むるにいたつてゐる。

三

滿洲國の經濟力の根底を形成する生産諸要素の内、第一に揭げねばならぬものは、廣大なる土地と農産物資源とである。

滿洲國は廣大なる沃野と人口の大部分を占める多數の勤勉なる農民を擁してをり、その豐饒なる農産物は日滿支の食糧、飼料の補給源として、將又、世界に對する油料子實、殊に大豆の有力なる供給源として重要なる役割を果しつつあることは、人のよく知るところである。しかも、現在において國内の既耕面積は可耕面積の四三パーセントに過ぎず、殘餘の五七パーセントは未墾のままに放置されてゐる現狀であつて、このことは、今後滿洲農業の大飛躍の可能性を約束するものである。從つて第一次産業開發計劃においても、農業部門の開發に相當の努力が割かれて來たのであるが、その努力の大部分は、大豆、高粱、包米、粟など昔からの、いはゆる滿洲特産物以外の農産物、卽ち棉花麻、米、煙草、麥類などの新しい栽培增殖に向けられて來たのである。その爲、大豆や豆粕の生産においては、五年計劃の期間を通じて、著しい增産が示されなかつたのであるが、今後においては、新舊兩面の農産物を通じて、全面的な增産を企圖することが、第二次産業開發計劃に與へられた宿題であつて、滿洲大豆は、東亞共榮圈の南方地域におけるコプラと共に、世界に對する油料子實の供給源として、いよいよその重要性を發揮するであらう。

そして、現在において、滿洲農業の經營方法が著しく粗策的であり、その單位面積當り收量が日本の三分の一以下であり、その上、なほ前記の如く五七パーセントの未墾地が存在することを考へるとき、この國の農業の前途には、洋々たる將來性があるものといはなければならない。それは同時に、この國における農業に對する新しい技術と、新しい生産手段の導入の必要性を物語るものであり、その解決は今後に殘された希望ある課題であらう。

四

康德四年以來の產業開發計劃の過程を通じて、見逃すことの出來ない重要な問題は勞働力の問題であらう。

滿洲において、かつて生產力の最大の源泉とされてゐたものは、勞働力の殆ど無限に近い豐富なる供給とその價格の低廉なことであつたことは、人のよく知るところである。それは、ひとり滿洲のみではなく、隣邦支那においても同樣であつた。支那の人口は、滿洲經濟によつて、無限の勞働豫備軍を供給し、建國以前から滿洲に流入する支那勞働者の群は、年々非常な數に上つてゐた。主として輕工業を目的として、滿洲や支那に、英米の資本が早くから投下されたのも、この低廉なコストの勞働力を狙つたものであることに疑ひはない。しかしながら、勞働力の需給に關する情勢は康德四年以來の產業建設計劃の遂行過程において著しい變化の樣相を示すに至つたことは見逃すことは出來ない。五年計劃は、次々と炭礦の開發に、熔鑛爐の建設に、水力發電所の構築に、そしてまたこの國の勃興に伴ふ夥しい土木建築の勃興に、年々新しく數十萬の勞働者を必要とし、勞働に對する新しい需要は、その供給を追越さんとしてゐるのである。そして、この年々の新しい勞働力の供給の問題は、この國の今後の產業政策上、由々しい問題となつて來つつあるのである。しからば、これに對する解決の途は何か、滿洲國は今後もなほ、每年引續いて、相當量の勞働力を北支からの補給に仰がねばならぬであらう。しかしながら、滿洲國には四千三百萬の人口があり、その八割は農業人口であり、都會人口の重要部分は商業勞働者によつて占められてゐる。ここに解決の鍵はある。

國內勞働者の職能別配分の計劃的轉換、農法改善による農業勞働者の工業勞働者への轉換、商業部門における過剩勞働者の轉用の政策は、勞働者に對する技術的訓練の附與、人間勞働力に代る機械力活用の問題と共に、滿洲經濟の將來への展開のために課せられた重要の課題たるを失はないであらう。

五

康德四年以來の產業開發計劃の實施は、滿洲國における厖大なる資源の確認から出發したことは、前にも述べた通りである。そして、それは建國以前における滿洲經濟の原始的、植民地的性格を、東亞自給自足經濟の目標の下に、近代的な高度國防經濟の體制にまで昂揚せんとする努力にほかならない。それ故に、この經濟建設の基本的對象となる產業はまづ、鐵、石炭、輕金屬その他の非鐵金屬資源の開發であり、これらの產業を働かすための原動力となる水力電源の開發である。

建國以前からの農業國としての滿洲は、單に東亞の穀倉としての重要性を有してゐるばかりでなく、これらの鑛工業資源についても驚くべき潛勢力を保藏してをり、この國の近代的產業化のためのあらゆる基礎條件に惠まれてゐるのである。

そして、今や過去五年間の第一次産業建設計劃の實施を通じて、これらの天然資源の開發を目的とする基礎産業の確立は、その上に各種の機械工業や兵器工業の急速なる發展を促し、更に大規模なる水力發電施設の建設と相俟つて石炭化學工業と、電氣化學工業の華々しい展開を可能ならしめてゐる。

まづ鐵資源については、滿洲國は、東洋の何れの地域をも凌駕してをり、その埋藏量は、貧鑛をも合せるときは、恐らく、東亞全地域の五〇パーセントを占めるであらう。それ故に、この國の製鐵事業は、外國からの屑鐵に賴らない銑鋼一貫作業を最初から採用して居り、この方式は、この時代において特別の強みを有するであらう。

製鐵事業の發展は、當然に石炭の開發を要求する。そして石炭については、製鐵事業のみならず、他のあらゆる産業の動力源として、康德四年以來、その開發に、最も重點を置いた事業の一つであるが、この資源の埋藏についてもまた、滿洲國は著しく惠まれてをり、しかも、製鐵用に適する粘結性炭の産出は、特に豐富である。鐵鑛石と石炭との各方面に完成し、若しくは形成せられつつある。ザールやルールやアルサスローレンが滿洲國のいたるところに存在するのである。かくして建國前においては、人跡未踏であつた鴨綠江の地帶は、今や滿洲國のライン・ランドとならんとしてゐるのである。

しかしながら、一般的に石炭については、未開發の炭田が相當多く、またその採掘施設の機械化の程度においても未だ十分とは云ひ難いのであつて、これが躍進はなほ今後の計劃進捗に俟つべきものが多いであらう。

その他の鑛産資源についても、滿洲國の有する潛勢力は極めて大きい。殊に、南滿地方におけるマグネサイトの埋藏は、世界有數であらう。

マグネシアリンカーとしての輸出は獨逸に對しても行はれて來たところであり、又これを原料とするマグネシウム工業も確立の域に達してゐる。

ボーキサイトによらざる滿洲特産鑛物を原料とするアルミニウム工業の成功も今までの産業開發の成果として特筆さるべきであり、その他非鐵金屬、稀有金屬非金屬鑛物等の開發についても、誇るべき多くのものがあり、更に今後に對する期待は一層大きいのである。

六

滿洲國における經濟力に關して、他の一つの最も大なる生産要素をなすものは、豐富なる電力資源の存在である。それは「白き石炭」として、黑い石炭にも增して豐富かつ低廉なる原動力を國内の諸産業に供給する。そして、今や鴨綠江を初めとして、國内數ヶ所の水域に計劃された水力發電の大規模なる施設は、新しい世紀の、力強い産業原動力の供給を開始し、この國の産業建設の劃期的躍進に多大の貢獻をなしつつあるのである。それはこの國における

厖大なる水力電氣資源の確認に基づく、第一次開發計劃の成果である。そしてこの計劃は本年以後においても、第二次產業開發計劃の主要な部分として繼續されつつあり、滿洲國が東亞廣域經濟圈內において、支配的な電氣產業國家として重要な役割を擔當するにいたることも決して空想ではないであらう。

康德四年までは、滿洲國には、一キロの水力電氣もなく、電力の供給はすべて火力發電に賴らなければならなかつた。それはこの國における豐富なる過剩石炭の供給を物語るものであつたであらう。しかしながら、第一次產業開發計劃の過程において、その事情は一變した。それは勞働力におけると同樣である。產業建設の進捗に連れて、電力の需要は限りなく增大する。そして我々はそれを第一次產業計劃の初めにおいて、適確に豫定したのである。鴨綠江水力發電計劃と共に、松花江水力電氣施設のためのオツトー・ウオルフ契約が獨逸と締結されたのもこの時である。

滿洲國の中部から南部にかけての大平原を貫流し、若しくは朝鮮との國境を劃する數個の河川は豐富なる水量を湛へる。それはこの國の農業資源の母であると共に、また電氣資源の父であらう。この國の地理的條件は、これらの河川に沿つて、平野と山地との境に、好個のダム築造地點を無數に提供してゐる。これらの地點は、優に一千萬キロ以上の水力電源を提供してゐるのである。そして、これらの水力電氣のためのダムの築造は、一年を通じて、河川の水流の調節を可能ならしめ、それは同時に、農地の灌漑に稗益し、河川航行を與へる便益を增大する。そしてやがてこの國の經濟繁榮に、あらゆる意味において、劃期的時期を約束するであらう。

七

以上、滿洲國經濟の生產性について展望を試みた。過去五ケ年間における生產力の著しい發展は、その基礎の上にこの國の經濟力を劃期的に充實せしめ、今や滿洲國は、日本國と共に、その中核として、東亞廣域經濟圈の運營に重要な役割を占むるにいたつてゐるのである。そして、更にこの國の地理的事情は、勃海灣に面して、新興支那と相對し海を距てて南方新地域に通ずる交通上の要衝に當り、背後に資源と動力とを保有する絕好の地位を占めてゐるのである。大東亞經濟圈運營の過程において、この國の產業經濟力が重要なる役割を演ずるに至るべきことは偶然ではないであらう。

(三)　滿洲國の資源協力

△銑鐵供給

滿洲國は帝國不動の國策たる英米擊滅に對し側面より積極的援助を行ひつつあり、その對日銑鐵供給に當つても昭和十七年度分として曩に確約せる全量を二月六日の最終船積を以て送出し、約束の年度末に先立つこと二ケ月にして

早くもその全量を供出した今回の滿洲國側の措置は、戰爭完遂に對する盟邦の意氣と熱意を率直に表明するものと見られてゐる。なほこの措置に關し九日午後五時大東亞省は次の如く當局談を發表した。

△大東亞省當局談

一昨昭和十六年度において對日供給銑鐵量の送出を完遂し戰時下重要なる對日寄與に貢獻せる滿洲國は昭和十七年度に於ても確約せる對日供給量を去る二月六日の最終船積を以て全量の送出を完了せる旨入電ありたり。大東亞戰下負荷せられたる鐵鋼增產の重大使命に鑑み資材、勞力、輸送等の諸條件を克服し年度末二ケ月前に早くも供給豫定全量の送出を完了し新年度計劃分の生產に傾倒しつつある滿洲國官民の絕大なる努力に對し感謝に堪えず深甚なる敬意を表する次第なり。

△鋼、低燐銑供給

武部總務長官談

鐵の增產については官民一致の努力により既に普通銑鐵は本年度對日送出協定量を完送し、日本側から感謝されてゐるが、爾餘の鋼、低燐銑なども順調な生產が行はれてをり三月の年度末までには日本の期待量を計劃通り送出出來る。かくの如く親邦の期待に副ひ得るのは滿洲國の生產力が非常な躍進を遂げつつあることを示すものである。先般開催した鐵鋼增產に關する官民懇談會でも眞に關係機關の總力をあげて一層の增產を遂行せねば己まずとの氣魄が溢れこれならばこそ日本の期待を裏切らずにやつてゆけると信ずることが出來た。近く非鐵金屬、輕金屬についても官民懇談會を開催することにしてゐる。

△農產物供給

銑鐵等の供給については叙上の如くであるが、農產物の供給については頗る好成績を收め、前年度確約農產物送出しは八、九月頃既に豫定量以上の完送を了し、本年度は一層の增產を期してゐる。

(四) 財政の確立

滿洲國財政並に金融機構の迅速なる整備確立とその發展振りは實に目覺しいものがある。卽ち最近の歲入出豫算を建國當時に較べると歲入に於いて十一倍強であり、歲出に於いては實に十二倍強といふ膨脹趨勢を示してゐる。今舊軍閥租政の後を受けて肇國僅か十年の間飛躍的發展をとげた滿洲國財政金融力の發展の過程を辿つてみやう。

先づ建國前を見るに財政幣制は紊亂の極を告げ彼の建國當初來朝した國際聯盟のリツトンをして財政確立の萠芽さへ見出し得ずとの言葉を洩らしめた程であつた。然るに政府はこの紊亂せる財政の建直しに必死の努力を拂ひ獨立國家としての形態を整へるために精進し財政方針も所謂統治及び厚生財政を主眼とせる健全財政策が堅持せられ、一般會計に於いては大同二年以來國道建設其の他の事業費に充てるため、年々僅かに歳入總額の五%にすら達しない一千萬圓程度の國債を發行し來たに過ぎなかつた。一方國庫の財源を確保するため、租稅制度の改善、産業の助成、貿易振興等各種の方策が實施せられその間に於ける治安の急速なる恢復は政府の施設を容易ならしめ、徴稅區域の擴大と稅源の確保、産業組織の確立による國内經濟事情の好轉は逐年租稅收入を增加せしめ之がために財政の基礎は漸次堅固となつたことは周知の如くである。かくて建國後の五年國に治安工作も成果を收め、中央集權政治も所期の目的を達し且つ又治外法權の撤廢を完了し、滿洲國も愈々獨立國家として、形態が整備したので康德四年より統治目標を國家體型の整備から國力の增進開發に轉換するに至つた。即ち産業開發五ケ年計劃が實施せられ之に應じて財政政策も積極主義に移行したのである。之により重要産業の開發に必要なる經費は積極的に之を公債に求めることとなつた。かくして滿洲國の開發企業財政は始めてその活動の基礎を獲得する道が拓かれたのである。

かくて滿洲國は康德四年度を以て愈々「生産力擴充」即ち「産業開發五ケ年計劃」完成へと突入したのであるがこの後に於ける滿洲國財政は四年度、五年度と益々積極性を加へるに至つた。

然るに昭和十二年七月支那事變の突發により日本は準戰時體制へと移行し、大陸作戰の長期化に伴ひ滿洲をして日滿一體的經濟の裡に包攝すべき強き要請を生み出すに至つた。玆に於て自給自足主義を基礎として計劃された「滿洲産業開發五ケ年計劃」はこの基本的要求に即應すべく康德五年大修正を餘儀なくされた。これを資金計劃について見れば當初五ケ年計劃所要資金總額二十五億圓が第二年度以降四ケ年間に於いて四十八億圓に擴大せられ、これに伴ひ國内調達額も當初の五億圓から十七億圓へと飛躍を見るに至つたことは即ち滿洲國經濟の異常なる膨脹を意味してゐる。

かくて「修正五ケ年計劃」「開拓政策」(康德五年十二月決定)等の基本國策を樞軸とする滿洲國の財政は年と共に飛躍の一途を辿つたのである。

(五)　決戰財政の性格と十年度豫算

△滿洲國財政性格及地位

新年度豫算を說明するに先だち其の前提となるべき滿洲國財政の性格及び地位に付、一應の概念を研究する必要がある。即ち滿洲國財政は滿洲國の本質によつて性格付けられることは自明の理である。

先づ第一に、此の國が發達過程中に在ることである。此の國は農産植民地として放置せられたるが故に、新國家となると同時に、東亞共榮圏の一環として急速なる開發を要請せられた。從つて食糧或は重工業基地として其の開發は急速度を以て進められつつあるし日本の如き高度發達を爲せる國家としては、滿洲の如き未開發の國に對して開發に必要なる協力を當分の間繼續する運命にある。而してやがては此の國は立上り、其の豐富なる資源を以て日本の協力を償ふことが出來るのである。建國當時の治安財政より漸次開發財政に移行しつつあることは、右の事實を物語るものである。

第二に此の國は複合民族國家であることである。指導的地位にある日本人經濟と、九割を占むる漢人系經濟、或は蒙古人經濟、白系露人經濟と相交錯融和して、國家を形成して居ることも性格の一である。然も其の文化程度に差異あるを以て、施策の上にも愼重を期さねばならぬ點が多々あるのである。

第三に此の國が日滿不可分關係にあることに注意しなければならぬ。日滿兩國の國民經濟力は、其の文化程度によつて明白であつて兩國國民の一人當り國民所得額竝に擔稅力の比較によることとなるが兩國一般會計總豫算額の比較が其の一班を示して居る。斯くの如き兩國の國民經濟相互關係の上に双方の財政經濟政策が影響をもつと共に、國防費分擔金、開拓費分擔金、在滿日本人學校組合費分擔金等を始めとし、國防竝に産業開發上現地負擔となるべき經費を支出しつつあるが、斯かる關係は獨立國家相互間には例が尠ない。唯是等の分擔金は相互の負擔力に相應せる分擔割合に於て始めて相互の發展性が約束せらるるのである。若し此の分擔割合が何れかに偏する時は結局負擔過重の側の國民經濟が破綻する恐がある。又滿洲國は北方にソ聯を、西南方に北支を控へて居ることである。兩者に對する滿洲國の意味は相反するものである。卽ちソ聯に對する滿洲國は、親邦と共同防衞延いては東亞の防壁として存在することであり、北支に對する滿洲國は、日滿不可分と謂ふ強靱なる紐帶の上に東亞共榮圏の基地として、將又民族協和共榮の雛形として存在する。

第四に、滿洲國は戰時體制下にあることである。第三の日滿不可分關係は當然滿洲國をして親邦と共に大東亞戰爭遂行に協力せしむる名譽を與へるのである。斯くて平時體制を一擲して戰時體制に編成替を爲すこと、個人的自由經濟より全體的統制經濟への移行は必至の運命である。然も統制經濟は戰力增強資材の生産擴充、物資の消費規正、購買力の吸收、低物價政策或は之と生産力強化に必要なる高價格政策との鋏狀調整、增稅及び公債發行の增大等諸般の施策が矢繼早に實施せらるることとなるのである。財政上に於ても、何時、如何なる場合に、非常事態の發生あるも之に充分對處し得る所謂財政上の動員計劃を用意し置くの要あるは勿論である。又豫算上に於ても戰時財政としての性格を充分備へあるや否やに付、檢討を加へ置くべきである。卽ち、戰時財政は用兵作戰の理を充分活用し、統一性彈力性を備へ應急の要を滿足せしむること、計劃性、重點性及び適格性に依り、或は卽効性、迅速性及び簡易性を以て効率化を圖り得るのである。戰時のみならず平時に於ても、施政の要點は「ザイン」と「ゾルレン」との關聯を如

何なる方途により結ぶかにある。「ザイン」を忘れて「ゾルレン」にのみ進む時は、勞多くして得る所尠く、國民をして徒に奔命に疲れしむるのみである。「我を知り敵を知る」ことは絶對に必要であつて、此の爲には國家綜合戰力の究明は一日も忽に出來ぬ問題であらねばならぬ。

滿洲國財政と日本帝國財政との關聯は、一部略述せるも、國内に於ては更に狹義の意味に於て、各特殊會社經濟、軍經濟一般民間經濟と相互の關聯を有することになるのであつて、全體の一部を形成するが故に、其の何れもが超然と獨立して存在することは許されない。又其の中の何れかが放漫なることも、何れかが不活潑なることも全體への影響は大きい。從つて、滿洲經濟の綜合して成れる廣義の滿洲國財政の動向は、其の膨脹指數と、公課指數、國債消化率、貯蓄率、平均貨幣發行高、物價指數、生産指數、對滿投資指數及び輸入指數等の所謂國家運命線との關係を充分檢討することによつて判然する。

△新豫算編成方針

右に述べたる基礎條件の上に、新年度豫算は編成せられたのであつて、其の編成方針は、既に新聞發表せる康德十年度豫算編成要綱に示されたる如く、第一に、親邦の聖戰完勝並に大東亞共榮圏建設に協力すること、第二に、北邊の護を嚴にすることの二點に目標を向け、高度國防國家體制の完成を期するのである。

之が爲には、豫算の重點指向と、効率化とを徹底すると共に、歳入の增加と國民經濟内の浮遊購買力の吸收に努むることが主眼である。

從つて之が具體的方法としては

一、戰時財政の見地より、既定經費並に之に準ずる諸經費に檢討を加へ、經費の効率的運用を圖り、之に依り財源の捻出を期する。

二、純新規經費は最高國策として決定せられたる事業に關するものに限定し、且財政事情の許容する限度に照應し其の重點に依り地域的又は事業種別的完成を期し、資金、物資及び勞力は努めて節用すると共に、當該動員計劃に合致せざる經費は計上せざること。

三、行政事務の簡捷、能率の增進、綱記の振作を圖る爲、行政運營樣式の刷新を行ひ、增員は定員の振替の外、原則として認めざると共に職員の給與の合理化を圖る。

四、普通歳入の增收を圖ると共に各特別會計より繰入金の增加に努むること。

五、財政の彈力性を附與する爲多額の準備金を計上し、併せて中央並に地方財政の効率的綜合運用を期する可く稅源の配分に付合理的調整を加ふ。

六、補助金、補給金に依る各種事業並に外郭團體の自立經營力を強化すること。

であつて本年度豫算に始めて、明確に、戰時財政の文字が使用されたのであつて、近代戰は武力戰、經濟戰、思想戰、科學戰、資源戰等を綜合せる總力的消耗戰であると同時に、建設戰である。

從つて戰時に際して物の需要を滿足する爲には、人と、物と、資金の造出を圖らねばならぬ。それは當然國民全體の努力と負擔とに俟つことは必然である。

△新豫算の概要

一般會計歲入

從來、滿洲國歲入の大宗は關稅であつたが、兩三年來の內外經濟情勢に依り稍減收を示し歲入の主體は內國稅に轉換し、之が增徵をみるに至つた。昨年度末に於ては財政需要に卽應すると共に間接には浮遊購買力吸收策として、清凉飮料稅及び交易稅の新設、酒稅、特別賣錢稅及び勤勞所得稅の增稅の外特別賣錢稅及び事業所得稅の地方分與率の引下、勤勞所得稅の附加稅の稅率引下、鹽、燐寸專賣品の專賣價格引上に依る利益金增を斷行、大規模の增收を期するに至つたのである。

右の如き大增新稅の增徵を敢行しても尙稅源の餘裕あらんも、元來滿洲國の內國稅の對照は零細なる農民と物稅とを主とするが故に、現行制度下に於ては飛躍的增徵を求むること困難化するであらう。稅收入の外、印紙收入、各特別會計よりの繰入金等は前年と略同額であるが、國債金の稍增額せるは生產的事業資金としては當然である。尤も滿洲國では公債が尠な過ぎるとか、滿洲國財政は餘りにも健全すぎると謂ふ批判もあらうが、物資割當量、貨幣發行高の變遷狀況物價騰貴の情勢其の他の問題と裁量する時、健全過ぎると謂ふ批判への回答が用意されるのであらう。

次に一般會計に於ける租稅收入對公債の割合は、租稅收入が絕對的地步を占めて居る。獨逸が第一次歐洲大戰に於て、公債を總收入額中の八二%に迄追ひつめられ、遂に惡性インフレーションに惱まされ、是が降伏の一要素となりたる若き經驗に基き、第二次大戰に於ては、公債は五〇%を超ゆるべからずとせる事實、又現に各國が赤字公債に苦しみつつある事に想到する場合にも、又經濟謀略に對する絕對的なる防壁を設くる爲にも、滿洲國の健全財政が他の國の追隨を許さぬ程度にあり、隆々たる國運の發展振りに國民は安堵しなければならぬ。

一般會計歲出

旣述せる如く、一般會計の歲出は、建國當時の治安財政より厚生財政、開發財政に、換言すれば當初の財政收拾時代、大同二年より康德三年度に至る消極的健全財政時代、康德四年度より同七年度に至る積極的健全財政時代、康德八年度の準戰時財政時代を經て、康德九年度以降の戰時財政時代に到達したのである。大東亞戰爭開始と共に、歲出は愈々重點的に國防財政、開發財政の色彩を帶ぶるは當然である。第一次歐洲大戰開戰前の英國陸軍のフランネル所要量が百萬碼であつたものが、戰爭中一年間の追送量七千萬碼となり實に七十倍の需要量を、軍靴の如きに至つては

年間需要量二十五萬足であつたが、大戰中一晝夜間に二十萬足を追送せる如く、國民經濟は、此の偉大なる物質的戰鬪力の補給を擔任する傍ら、國民全體の經濟生活の維持存續と謂ふ大使命がある。曾て米國參謀總長マツクアーサーが產業動員計劃案に於て述べた如く「近代戰爭に於て、軍事上の爭鬪と殆ど同樣に重要となつた經濟的鬪爭に於て失敗せざる爲、全世界に對して經濟上の優越性を保持すること」が重視されねばならない。此の戰爭目的に對する一國全產業の集中合理化と、一般國民の生活にして至大の注意が拂はれなければならぬ。戰時國家總動員的經濟政策の眼目は、戰爭に勝つ爲には勞働力を要務に服せしめ、且物的資源を動員し、而も此間戰爭に依る國民の犧牲を最少限度に止め、生活を保障すると共に、己むを得ざる負擔を國民各個人間に公平に分擔せしめ最高の能率を發揮するにある。而して負擔の公平觀念は、自由主義の下に於けると、統制主義の下に於けるとは其の內容が異るべきである。しかし乍ら、從來統制經濟は其の運用者の態度に於ても、運用方法に於ても、抽象に過ぎたり、極端に走つたり遺憾の點があつたが、運用者側にも、一般民衆の側にも一段の覺醒を要するものがある。而して官吏の精兵主義は絕對に必要なるが故に、康德八年度に於て第一回の、又昨年末に於て第二回の定員の節減を敢行するに至つたのである。斯かる既定經費の節減の上に、滿洲國基本國策大綱に基く國防體制の整備、鐵、石炭、電力、輕金屬、非金屬等重工業部面の劃期的開發、農、畜、林、水產の增產、開拓政策の推進、民生安定及び文敎刷新、邊境開發、或は道路理水、通信の整備、科學振興等の重點に對し積極的容認方針を採り反面右以外の經費に對しては、原則として不容認の態度を採つたのも此の線に向けられたのである。斯くて前年度豫算に比し、相當大幅の增加を見るに至つたが、戰時財政の建前に於ては、己むを得ない情勢である。

△十年度總豫算表

即ち康德十年度一般會計豫算並に各特別會計豫算はさきに決定された豫算編成方針並に基本國策大綱の線に則り積極重點、健全の三主義を根本基調として過半編成を終り、昨年十二月十九日の臨時國務院會議を通過し、同二十四日御臨會議に御諮詢、御裁可を仰ぎ同日弘報處より發表された。これに依れば康德十年度一般會計總豫算は歲入歲出共に十億五千五百萬圓、これを九年度當初豫算八億二千三百四十萬圓に比すれば、歲入歲出共に二億三千百萬圓增、即ち二割八分強の增加であり、又特別會計豫算は歲入總計約二十二億四千四百萬圓、歲出總計約二十一億四千二百萬圓で九年度當初豫算歲入十七億五千餘萬圓、歲出十六億五千餘萬圓に比すれば、歲入において五億九千餘萬圓、歲出において四億八千四百萬圓即ち二割九分強の增加を示した。しかして一般、特別兩會計の總計は歲入三十二億九千九百萬圓、歲出三十一億九千七百萬圓、純計は歲入約二十二億三千五百萬圓、歲出約二十二億二千百萬圓であつて九年度純計に比し歲入において約四億五千九百萬圓、歲出において約四億六千二百萬圓をそれぞれ增加してゐる。

一般特別豫算內譯

康德十年度一般會計豫算、各特別會計豫算は次の如し。（單位千圓）

一般會計

		歳入	歳出
帝室費		一五、一九一	二、五〇〇
總務廳所管	經常部	一、一二六	一七五、八〇五
	臨時部	一六、三一八	一三一、四九七
	合計		三〇七、三〇三
治安部所管	經常部	一九二	一三九、〇〇三
	臨時部	二五一	一二一、二二二
	合計	四四三	二六〇、二二六
民生部所管	經常部	五、六二九	三二、一〇三
	臨時部	一六、〇七三	二八、六八一
	合計	二一、七〇三	六〇、七八五

外交部所管	經常部	七	四、三三二
	臨時部	〇・六	一、〇〇六
	合計	八	五、三三八
司法部所管	經常部	三、一〇〇	一五、一五二
	臨時部	一三九	六〇五
	合計	三、二四〇	一五、七五七
興農部所管	經常部	三六九	一九、五二二
	臨時部	二三、〇二〇	七三、七七四
	合計	二三、三八九	九三、二九七
經濟部所管	經常部	七八三、八九一	二四、七七〇
	臨時部	二〇四、一五八	一五〇、四七四
	合計	九八八、〇四九	一七五、二四四
交通・部所管	經常部	七七	一一、一二二
	臨時部	一、七七〇	一二三、四二四
	合計	一、八四七	一三四、五四六
總計	經常部	八〇八、四六〇	四二四、三一二
	臨時部	二四六、五三九	六三〇、六八七
	總計	一、〇五五、〇〇〇	一、〇五五、〇〇〇

各特別會計

總務廳所管

		歳入	歳出
地方財政調整資金	總計	六七、五五八	六七、五五八
恩給	經常部	一八、五〇三	一二、九三七
	臨時部	九〇	—
	總計	一八、五九三	一二、九三七
政府職員共濟	經常部	一五、七八九	一一、四七三
	臨時部	—	一、〇五〇
	總計	一五、七八九	一二、五二三
科學試驗事業	經常部	七、二八四	六、七六九
	臨時部	三六七	八八一
	總計	七、六五一	七、六五一
需品	經常部	九〇、〇八一	八九、〇〇七
	臨時部	一、三九九	二、四七四
	總計	九一、四八一	九一、四八一

官舍	經常部	一五、二二七	七、五二六
	臨時部	四五、七〇〇	五三、四〇一
	總計	六〇、九二八	六〇、九二八

治安部所管

軍需廠	經常部	一四、三一一	一三、九六八
	臨時部	五六	四〇〇
	總計	一四、三六八	一四、三六八
軍械廠	經常部	一六、一一三	一五、九八三
	臨時部	—	一三〇
	總計	一六、一一三	一六、一一三

民生部所管

禁煙	經常部	一一〇、〇六二	七二、〇九七
	臨時部	—	二六、五四五
	總計	一一〇、〇六二	九八、六四二
勤勞奉公隊	經常部	一六、四四七	一五、七六二
	總計	一六、四四七	一五、七六二

司法部所管

監獄	經常部	三三、八三二	三三、七二〇
	臨時部	一、一八〇	一、二九二
	總計	三五、〇一三	三五、〇一三

興農部所管

國有林事業	經常部	一二四、八五七	一〇三、三三七
	臨時部	一五、六〇〇	三七、一二〇
	總計	一四〇、四五七	一四〇、四五七
開拓事業	臨時部	九四、八九七	九四、八九七
	總計	九四、八九七	九四、八九七
內國開拓民助成事業	臨時部	一一、二四七	一一、二四七
	總計	一一、二四七	一一、二四七

經濟部所管

國債	金	五四六、一一六	五四六、一一六
	總計	二一二、七八七	二一二、七八七
國債整理基金	總計		
投資	總計	二三六、七八七	二三六、七八七
國有財產整理資金	經常部	五、二八〇	六九七
	臨時部	二八、〇〇二	三二、二二四
	總計	三三、二八二	三二、九二一
專賣作業	經常部	三六三、五六四	二九五、二五一
	臨時部	—	一、一一三
	總計	三六三、五六四	二九六、三六五
水力電氣建設事業	臨時部	五一、四三〇	五一、四三〇
	總計	五一、四三〇	五一、四三〇

交通部所管

郵政	經常部	四九、一〇六	四九、〇〇四
	臨時部	三、〇〇四	二、九一四
	總計	五二、一一一	五一、九一九
郵政生命保險	經常部	二四、〇六六	一〇、七四〇
	臨時部	—	三〇〇
	總計	二四、〇六六	一一、〇四〇

理水事業	臨時部	九、四八〇	九、四八〇
	總計	九、四八〇	九、四八〇
大東港建設事業	臨時部	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
	總計	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

△各特別會計

各特別會計の數は二十五會計であつたが、本年度より新に國民勤勞奉公隊特別會計を設け、合計二十六會計となつた。本年度は水電、投資、理水及び開拓の各會計に著增を見たが、何れも開發的、企業的會計であつて是等の實質的增加は寧ろ喜ばしいことである。特に水電は本年度より發電を開始するに至るであらうが自然を克く征服し、然も官營を以て完成せらるることは滿洲國の誇と謂はなければならぬ。

概ね右の如き豫算が成立した譯であるが、豫算の生命は、編成より執行にあるが故に、其の執行に十二分の愼重を期さねばならない。又今後なほ豫算編成方法に付ても、研究を要する問題が幾多存在する。財政當局としては、國家の安泰は勿論或は更に積極的なる國家發展の爲に、個人的、或は近視眼的局部利害に捉はれることなく、飽く迄國家的見地に立ち、國家財政をして誤らしめざる樣、闘ひ拔かねばならない。

（六）新滿洲中央銀行の成立

一　序　說

滿洲中央銀行は康德九年十月二十六日勅令第二百號滿洲中央銀行法により全面的に改組せられることとなり、阮經濟部大臣外十名の改組委員により所要の手續が進められ十一月一日新銀行としての發足を見るに至つた。

滿洲國は日本と一億一心の根本義に則り、高度國防國家體制を完成すると共に、大東亞共榮圈確立の一翼を擔ふべき重大なる責務を有するのであつて、金融の部門においても益々綜合的且つ計劃的にこれを運營するの態勢を整備することが極めて緊要である。これがためには中央發券銀行たる滿洲中央銀行が政府と一體的關係に立ち、國策の向ふところに從ひ國內通貨金融制度の中核として通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に當ることが出來るやうな體制を整へることが最も必要と考へられる。ここに於て滿洲國政府は現下經濟諸般の情勢の進展を省察すると共に、建國以來十年に亘る金融經濟に於ける貴重なる經驗を活用し滿洲中央銀行の根本的改組を斷行し、同行をしてその中央銀行としての本來の使命に加ふるに政府と一體となり、金融の統制に當るべき實行機關としての職能を與へることとした。

日本に於ては新日本銀行の發足、各種金融統制會の設立等により大東亞戰爭を完遂し、大東亞共榮圏を確立するに必要なる金融の體制を整備し來つたのであるが、滿洲國に於ても敍上の見地からこれに呼應して所謂金融新體制が考へられ來つたのであつて、經濟發達の度合、民情の相違等種々の角度から研究が加へられ、昨年十月二十六日公布せられた滿洲中央銀行法となつて遂にこれが實現を見るに至つたのである。新法は滿洲中央銀行が新日本銀行の行ふ業務と全國金融統制會の行ふ事業とを兼ね備へ、文字通り金融の中核たる建前を明らかにしたものであつて、滿洲國金融に關する劃期的な立法といふべきである。

二　目　的

滿洲中央銀行は國家經濟總力の適切なる發揮を圖るため、國家の政策に即し、通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に任ずるをもつてその目的としてゐる（第一條第一項）かくの如く滿洲中央銀行法は劈頭に滿洲中央銀行の使命とするところを掲げてをりその文言は日本銀行の目的を示した日本銀行法第一條の規定と全然同一である。しかしながらこの目的を遂行すべき手段においては兩者の間には稍異なるものがある。即ち日本銀行はこの目的達成のための手段としては所謂中央銀行業務を有するのみであるが、滿洲中央銀行は中央銀行業務の外に政府に協力して行ふ金融統制の事業を有するのである。また建國早々の大同元年に制定公布せられた舊滿洲中央銀行法は滿洲中央銀行の使命の一として「通貨の安定」を掲げてゐた。當時の國情より考へればこれまた重要なる目標の一たるを失はないのであるが、今や十年の金融經濟の進展は滿洲中央銀行の目的を消極的なる「通貨の安定」より積極的なる「信用制度の保持育成」にまで高揚せしめたのであつて誠に同慶に堪へない次第である。

日本銀行第二條は「日本銀行は專ら國家目的の達成を使命として運營せらるべし」と規定してゐるのであるが、滿洲中央銀行法にはこれに相當する規定を缺いてゐる。滿洲中央銀行は日本銀行と異なり民間出資を認めず、資本的にも政府と一體の關係に立つのであつてその運營の根本方針も國家目的達成に存すること勿論であり、あへてこれに關し規定を設けなかつた所以である。

三　組　織

滿洲中央銀行は特別法に基づく特殊法人であつて（第一條第二項）、本店を新京特別市に、支店及び出張所を必要の地に置く（第三條）、滿洲中央銀行の公的色彩を更に一段と濃厚ならしむるに伴ひ、從來の株式會社組織によると、その使命を遺憾なく達成する爲には諸般の點につき、障碍を生ずる處があるので、これを特殊法人としたのである。更に今後に於ける經濟金融の發達に即應すべく、資本金を三千萬圓より一億圓に增資すると共に、同行の國家的使命に鑑み全額政府出資とした（第四條）日本銀行が一定の制限の下ではあるが今尙民間の出資を認めてゐる點と對比すれ

ば滿洲中央銀行の公的性質は自ら明確なるものがあらう。尙從來はその營業所に關し總行、分行、支行、辨事所等の呼稱を用ひて居たのであるが、新法はこれを本店、支店及び出張所と一般に判り易い名稱に改正してゐる。（第三條）

滿洲中央銀行の公的性質に基づき通貨及び金融に關する國の事務の中同行をして取扱はしむるを適當とするものについては、法令の定むるところによりこれが取扱を命ずることが出來る（第二條）。從前からも貨幣法、臨時資金統制法、外國爲替管理法等により國の事務の一部を滿洲中央銀行をして取扱はしめて來たのであるが、今回の改正においてはこれを明文に規定し同行が國家の補助機關たるの建前を明確にした次第である。從つて滿洲中央銀行法には特に規定を設けてゐないがこの種の事務の取扱に要する經費は原則として同行の負擔すべきものと解される。

次に滿洲中央銀行には法人所得稅を賦課しない（第七條）。滿洲國の稅制は會社その他の團體に免稅特權を與へない建前を取つてゐるのであるが、新法は滿洲中央銀行に對し法人所得稅につき非課稅を規定してゐる。同行が公的機關である點も一つの理由ではあるがこれは主として政府に對する納付金の算定方法の改正に基づくものである。卽ち剩餘金より一定の積立金を控除した殘額は凡てこれを政府に納付する制度を取つてゐるので、剩餘金中法人所得稅に引當てらるべき部分も納付金の形式による國の收入となるのであつて、別に課稅の手續を要せざるためである。しかし乍ら從來法人所得稅附加稅として徵收し地方に還付せられてゐたものについては、今後は租稅の形で徵收せず地方納付金として事實上從前と同樣滿洲中央銀行より地方團體に對し納付することになつてゐる。

四　職　員

滿洲中央銀行に役員として總裁副總裁各一人、理事六人以內及び監事三人以內を置くこと（第十條）總裁、副總裁及び理事の任期は二年とすること（第十三條第二項）等は舊法と何等變更はない。唯總裁の職務權限については舊法の稍複雜なる規定を簡素化し、所謂理事長中心主義を採つてゐることを明らかにした。卽ち舊法は總裁に滿洲中央銀行の代表權を認むると共に行務の執行に當りては理事會、役員總會等の決議に從ふべきことを規定し、定款はこれを受けて理事會の決議は多數決によるべきことを規定してゐたのであつて、ある意味においては總裁の權限に制限を加へてゐたのであつた。新法は簡明に「總裁は滿洲中央銀行を代表しその業務及び事業を總理す」（第十一條第一項）、と規定し、定款は理事會を設置するもこれを總裁の統裁する審議機關たらしめ（定款第十一條）、總裁中心主義を明瞭に示してゐる。

更に滿洲中央銀行の特殊法人化、公的色彩の濃厚化に伴ひ、その職役たるべき者の身分についてもこれを公務員と看做すことを規定した（第十七條）。滿洲中央銀行が國家と一體的關係に立ち金融の指導統制を圓滑かつ完全に運營するためには、その職員が凡て國家的見地に立つて公正妥當なる行動を執ることが必要であり、また職務の性質上國家の機密を嚴守せしむる要があるのであつて、これを公務員と看做したことは蓋し當然であらう。尙公務員と看做さ

れる職員の範圍は經濟部令によつて左の如く定められてゐる。

一、滿洲中央銀行の役員。

二、滿洲中央銀行の使用人にして守衛、小使その他勞働に從事する者以外のもの。

五　業　務

滿洲中央銀行法第一條に掲げた目的を達成すべき手段として業務及び事業の存することは前述した通りであるが、一國の中央發券銀行の業務內容及びこれが運營の方針如何がその國經濟の發展に重大なる影響を齎らすべきことはあへて論を俟たざるところである。而して滿洲中央銀行は舊日本銀行と異なり從來より商業金融業務のみならず產業金融業務をも行ひつつあつたのであつて、今回の改正においては業務內容については大なる變更はなく、表現方法の整理に止つたものが大部分である。滿洲中央銀行の行ふ業務は左の通りである。（第十八條）

一、商業手形、銀行引受手形その他の手形の割引。

二、手形、國債その他の有價證券、地金銀其の他の確實なる擔保ある貸付。

三、預り金。

四、爲替。

五、商業手形、銀行引受手形其の他の手形の賣買。

六、國債または經濟部大臣の認可を受けたる債券の賣買。

七、地金銀及び外國通貨の賣買。

八、手形の取立、保護預りその他前各號の業務に附隨する業務。

以上列擧した各種の業務は新日本銀行の業務內容と大體において同樣であるが玆に注意すべきことは滿洲中央銀行は右の業務を銀行その他の金融機關に對してのみ行ふものではないといふ點である。卽ち滿洲中央銀行は中央銀行業務を營むのほか普通銀行業務をも併せて營むといふことである。滿洲中央銀行はその創立以來、滿洲國の經濟事情に卽應して普通銀行業務をも行ひ來つたところ、今回の改組に伴ひ中央銀行としての使命の達成に遺憾なきを期するため普通銀行業務は漸次これを整理することとなつたのである。併し乍らこれが爲には地方に於ける金融機關の整備擴充がその前提要件であつて、その完成には尙數年を要すべきものと思はれるのであるから、滿洲中央銀行の行ふ普通銀行業務は漸次縮少されつつも當分の間は繼續せらるべきものと考へられる。從つて右に列擧した業務の中にも普通銀行業務を行ふ點を反映したものもあるのであつて、例へば第二號中「確實なる確保ある貸付」と規定し不動產擔保の貸付を豫想せる如き然りである。滿洲中央銀行が完全に普通銀行業務と絕緣するに至つた場合に於ては、かかる規定は改正せらるべきものと考へる。

次に舊法に於ては法文の不備とも思はれるのであるが當座貸越については擔保を要さざるものと解せられてゐたところ、新法においては貸付には原則として擔保を要することとなり、當座貸越についてもその他の貸付との均衡を取戻すこととなつた。尙無擔保にて貸付をなし得るのは例外であつて、政府に對してなす場合と經濟部大臣の認可を受けて公共團體その他信用確實なる者に對してなす場合に限られる。（第二十條第一項、第二項）

更に滿洲中央銀行が業務以外に國債等の引受をなすこと（第二十條第三項）、借入金をなすこと（第二十一條、日本銀行よりする日本國の借入卽ち所謂クレヂツトの設定はこれである）、他の銀行に預け金をなすこと（第二十二條）、他の銀行の業務を代理すること（第二十三條、日本銀行代理店としての日本の國庫事務を取扱ふ如きはこれである）、國庫金又は地方團體の公金の取扱をなすこと（第二十五條）等については特に說明を要せざるものと考へる。

滿洲中央銀行は通貨金融の中核體として國內信用制度の保持育成を圖るべき任務を有するものであつて經濟界の非常時等その必要を認めた場合に於ては進んで資金の融通、債務の保證、損失の補償等信用制度の保持育成上所要の措置を執るべきものであるから、新法は特にこの點に關し明文を揭げてその職責を明らかにしてゐる（第二十四條）、以上述べた各種の業務以外は滿洲中央銀行はこれを行ひ得ないのであるが、同行の目的達成上必要ある場合において經濟部大臣の認可を受けたるときはこの限りでない（第二十六條）。例へば地方銀行育成のため滿洲中央銀行の資本參加が特に必要とせられる場合に於ける株式の引受等がこれである。

尙業務に關聯して中央銀行の定める手形の割引步合及び貸付の利子步合は金融市場の基準となるべきものであつて滿洲國金利政策の基本をなすものであるからこれが決定に當つては經濟部大臣の認可を受くべきものとし、且つこれを公告すべきものとしてゐる。（第十九條）

最後に滿洲中央銀行の業務を積極的ならしむるため相手方たる金融機關の協力を必要とする場合もあると考へられるのであつて、かゝる場合に於ては經濟部大臣が金融機關に對し協力命令を發することを得る規定が存するが（第二十八條）、これについては後に述べることとする。

六　事　業

滿洲中央銀行の事業に關する規定は新法中最も重要なるものの一である。中央銀行としての從來の使命に加ふるに政府と一體となつて金融統制の實行に當ると云ふ重大なる職能が與へられたのである。日本に於てはこの種の事業は金融統制團體令の規定により全國金融統制會の行ふところであるが、滿洲國に於てはこれを滿洲中央銀行の事業として別に金融統制會の如きものを設けなかつた。滿洲國においては金融機關は未だ發展の途上にあり、整備強化の時代にあるのであつて、統制會を結成して自治的に金融統制を行ふまでに至つてゐないと同時に、滿洲中央銀行は創立以來「銀行の銀行」としてよく金融機關の中心となり金融に關する各種の斡旋、指導等の事業を事實上行ひ來つたのであ

つて、金融統制の事業も同行をして行はしむることを適當と認めた次第である。而して滿洲中央銀行の行ふ金融統制の事業に協力するため同行を中心に全國の金融機關を打つて一丸とせる金融協議會とも解すべき團體を結成せしめ、有機的なる連繫の下に政府、滿洲中央銀行、金融機關が一致して金融の運營に當るべく目下具體案につき研究中である。滿洲中央銀行は政府の行ふ金融の統制に協力して左の事業を行ふものである。（第二十七條）

（イ）　金融に關する政府の重要なる計劃に對する參劃

金融統制に關する事業を適正に行ふ爲には、國策の嚮ふところを十分理解することが必要である。そこで政府は金融に關し重要なる計劃を樹立するに當つては滿洲中央銀行をしてこれに參劃せしめ、その意見を徵し、國策の立案に協力せしむると共に、その適當なる金融統制事業を圓滑にしかも完全に遂行せしむることを得るやうにしたのである。

（ロ）　金融機關の行ふ資金の吸收及び運用に關する指導統制

資金の統合的、計劃的運用により資金の効率を昂揚するためには本號の指導統制は緊喫事であると考へる。資金の吸收の方面については國民貯蓄奬勵運動の展開に伴ひ財政、産業の所要資金を調達するため金融機關の活潑なる活動を必要とするのであつて、滿洲中央銀行のこれに關する指導の緊要なること云ふ迄もない。資金運用の方法に於ては國債消化の計劃化、普通銀行餘裕金の共同融資制度等滿洲中央銀行の指導統制を必要とするものが少くない。

（八）　國外よりの資金導入に關する統制

前號により資金の吸收及び運用が綜合的計劃的に行はれることになれば、國内産業資金の調達についても第一次的には國内の蓄積資金に俟つべきは當然であつて、單なる金利の關係等により無統制に國外より資金を導入すべきでない。滿洲中央銀行は資金計劃の實行機關としてこれを統制すべき任務を有することを明らかにしたのであつて、因より從來の所謂對滿投資として日本より導入せられる統制事業資金に對しては何等變更を加へるものではない。

（ニ）　金融機關の整備の促進及びその機能の增進

從來より滿洲中央銀行が法令によらずして銀行の新設、統合等につき指導して來たところを明文に規定したものである。

（ホ）　金融事業と産業との關係の緊密化の增進

以上の金融統制の事業を滿洲中央銀行をして行はしむることとなつたのであるが、この場合に於ても業務の遂行と同樣相手方たる銀行その他の金融機關の協力を要すべき場合が考へられたのであつて、新法はこの場合に於て經濟部大臣が金融機關に對し滿洲中央銀行の業務又は事業の遂行に協力すべき旨の命令をなし得ることとしてゐる（第二十八條）。これによつて滿洲中央銀行と一般の金融機關との關係の緊密化を圖ることに萬全を期したのであるが、かかる規定の發動を俟たず圓滑に金融の運營せらるべきことを期待してやまない。

更に滿洲中央銀行は事業遂行上必要ありと認むる場合において經濟部大臣の認可を受け金融機關に對し檢査を行ひ

報告を徴する權限を與へられてゐる(第二十九條)。この權限は極めて重大なるものであるから滿洲中央銀行として國家的かつ公正に行使すべきこと論を俟たない。また檢査は公務員たる滿洲中央銀行職員がこれを實施するのであつてこれを拒否すれば刑法上の公務妨害の罪を構成する。

七　經　理

滿洲中央銀行が特殊法人として公的機關たるの色彩を濃厚化するに伴ひ、同行の經理に關する制度を強化することとした。

經費に關する豫算の認可制度は從來は一般監督命令に基づくものに過ぎなかつたが、新法はこれを明文をもつて規定し(第三十條)、同行の經費支出の適正を圖ることとしてゐる。

また政府に對する納付金の算定方法を改正し、剩餘金は準備金として積立つべき金額を控除した殘額を凡て政府に納付すべきものとしてゐる(第三十二條第二項)。從つて後期繰越金なるものは存せざることとなつた。積立金は從來缺損補塡準備、配當平均準備、特別、別口等各種の名稱を用ひて細分されてゐたが、新法はこれを「一本立」とし、その積立つべき割合を剩餘金の百分の三十以上(割合は從來の別口積立金を除く各種積立金の合計に同じ)と定めた(第三十二條第一項)。而して特別の事情なき限り積立金の割合は百分の三十となす方針である。

八　監　督

滿洲中央銀行が公的機關としての性質を強めるに伴ひ國家と同行との關係を明確すると共に、その連繫を密接ならしむるため政府の監督を徹底せしむることとした。即ち滿洲中央銀行は經濟部大臣がこれを主管する旨を明らかにする(第三十四條)と共に、從來は單に監督命令に關する規定が一箇條存したに過ぎなかつたものを具體的に監督すべき事項方法等を規定することとした(第三十五條、第三十六條)。尙滿洲中央銀行監理官については法令を統合した以外には別段の變更はない。

滿洲中央銀行の役員の行爲が法令、定款若しくは經濟部大臣の命令に違反したるとき、公益を害したるときまたは滿洲中央銀行の目的達成上特に必要ありと認むるときは政府は何時にても役員を解任し得る旨を規定してゐるが(第三十九條)、同行運營の衝に當る役員はその職責を十分に理解して只管奉公を念とすべきは當然であつて本條の發動は特別重大なる場合にのみ限らるべきものであること多言を要しない。

九　改組の手續

滿洲中央銀行の改組に當り舊滿洲中央銀行の權利義務その他一切の法律關係に些かも混亂を生ずることのなきや

う、新滿洲中央銀行の成立により舊滿洲中央銀行はこれに吸收せられるものとし(第四十九條)、宛も自然人に於ける相續の場合の如き考へ方をした。就中貨幣については事情の性質上愼重を期し、誤解を生ずることのなきやう、舊滿洲中央銀行の發行したる貨幣は新滿洲中央銀行の發行したる貨幣と看做す旨の規定を特に設けた次第である(第五十七條)。改組事務は改組委員の手によつて處理せられたのであるが(第四十三條)、改組委員は政府關係官として委員長經濟部大臣阮振鐸氏を始め經濟部次長青木實、總務廳企劃所長楠見義男、同法制所長宮本武夫、同主計所長伊藤博、司法部民事司長萬歳規矩樓、經濟部金融司長横山龍一、同貿易司長生松淨、滿洲中央銀行からは總裁關潮洗、副總裁大澤菊太郎、學識經驗者として滿洲興業銀行總裁岡田信の諸氏が任命せられた。かくて定款の作成(第四十四條)、出資の引當(第四十五條)等所定の手續を了し、改組委員はその事務を滿洲中央銀行總裁に引渡したので(第四十七條)、十一月一日總裁は本店の所在地たる新京特別市に於て成立の登記をなし、玆に新滿洲中央銀行は成立し(第四十八條)新なる發足をなしたのである。

政府の新滿洲中央銀行に對する第一回拂込出資金額は二千五百萬圓であつて、政府の舊滿洲中央銀行に對する株式拂込金一千五百萬圓及び舊滿洲中央銀行の積立金一千萬圓を以てこれに引當つるものとしてゐる(第四十二條第一項)。積立金一千萬圓を出資に振替へるためには通常の場合に於ては臨時株主總會を開き積立金中一千萬圓を取崩して利益配當を行ひ、政府はこの配當收入を以て新に出資することになるのであるが、手續を簡略ならしむるために斯樣な規定をしたわけである。

改組の際現に舊滿洲中央銀行の役員たる者はその殘任期間を限り新滿洲中央銀行の役員に就職したものと看做されるが(第四十六條)、これは當然のことであつて別に說明するまでもない。

尙第五十四條の規定は注意すべき規定の一であるが、これまた手續の煩雜を避けるためのもので特に說明を要せざるものと思ふ。

十　結　語

以上述べた如く滿洲中央銀行は政府の絕大なる支援の下に、その信用の基礎は愈々鞏固となり、新しき世界情勢の進展に卽應せる中央銀行となることを確信するものであるが、關係機關は固より國民一般に於ても新滿洲中央銀行の職能を十分に認識しその目的達成に協力を與へられんことを期待する。

(七)　第二次五ケ年計劃とその新使命

滿洲國の第一次產業五ケ年計劃は遂行の途上支那事變竝に歐洲大戰の勃發に遭ひ、幾多の惡材料に禍ひされ乍らも

よくこれらの外部的障碍を克服して大體豫定の目標に近い成果を收めて康德八年度を以て終了した。昨年度から引續き第二次五ケ年計劃を實施することとなつてゐるその矢先今次の大東亞戰爭が勃發した譯である。この計劃も規模及び內容は計劃基礎安定に當つて豫めこの事あるを想定して資材、資金、勞力、輸送等凡ゆる角度から周到綿密なる用意が織込まれてゐることであるから根本的には大なる變更はない。只この長期計劃に基く年度別實行計劃樹立に當つては日本の生產力擴充計劃は固より北支、中支、蒙疆の各開發計劃との關聯性を考察すると共に佛印、泰、その他南洋諸國との新關係を考慮する必要上幾分調整を要する點の生ずることは當然であるが何れにせよ、支那事變以來日本戰後經濟の一環として重大使命を果して來た滿洲經濟の比重が今次の聖戰の進展に伴ひ一層大なる切實性を帶びるに至り、また北支、中支、泰、佛印等の經濟力とは幾分異つた意味でもつと強力なる銃後の支柱となつたことは明らかである。

勿論日滿經濟の不可分關係といひ、連繫強化といふことは今日に始つたことではないが現に滿洲國が當面しつつある段階は二つの觀點から評價さるべきであらう。その一つは日本戰爭經濟の補給源としていかなる限度に於て對日寄與をなし得るかといふことでありその二は對日依存を極力抑制し自力を以て如何にしてその國防經濟力を增強し行く可きかといふ事である。滿洲國の對日寄與の方法としては直接的には物資の對日增送であり間接的には對日依存の輕減であるが最近に於ける對ソ關係の益々不透明なる現狀より見れば對日物資增送にも自ら限界がある筈である。蓋し聖戰完遂のために對日物資增送は決定的に重要であるが同時に必要なことは萬一の場合に備へて軍需並に生活資源の圈內自給を確保してをくことも亦絕對的であるからである。いふまでもなく大東亞戰爭勝利の要諦は東亞共榮圈の總力戰體制の強化であり、日滿華並に佛印、泰その他南方アジア諸國を含めて各地域がその經濟力を擧げて戰爭目的のために投げ出すことであるが、滿洲國に與へられた特殊任務はこの際特に北邊の護りを確固不動のものとなし、一朝有事の際に備へて軍需並に生活資源の現地調辨力を平素から培養しておく可きである。蓋し大東亞戰爭の特質上北邊の護りなければ南進なしといふも過言でないからである。かくて滿洲經濟の新段階は對日寄與に全力を盡すと同時に他方自力自活の覺悟を以てその特殊任務の完遂を期すべき三大使命に直面してゐるのである。

滿洲經濟は前述の如く康德八年以來の物動計劃の壓縮、石炭電力等動力部門の建設遲延、輸送關係、特殊會社の再編等の種々なる問題の發生によつて幾分停滯の氣分があつたので八年度に於ける第一次五ケ年計劃の最終年度は將來の發展の基礎を鞏固ならしめる意味に於て計劃の重點を石炭、鐵鋼、食糧農產物等の基礎產業に集中し、更に第二次五ケ年計劃もこの根本方針は依然踏襲されるのであるがいはば適地適產主義の徹底にあるのである。かくて滿洲ブロバーの要求に基くこれらの基礎產業の外に日本の戰時經濟の註文により人造石油、アルミニューム、マンガン、錫鉛、鹽、纖維作物の如き增產計劃を織込んだものが今後の滿洲經濟の規模と性格とを規定するものといへよう。

一　石炭增產へ拍車

第一次產業計劃の跛行性の有力な一因が石炭增產の遲延にあつたといはれてゐるが一兩年來特殊需要の增大に對應すべき供給力は益々不足となり康德七年下期より雜炭の對日輸入を圖りまた八年度には銑鋼の積極增產に伴ひ國力炭のみにては間に合はず下期より北支炭の補給を必要とするに至つた。そこで滿洲國政府は石炭增產に努力を傾倒し增產促進策として

（イ）資材、資金、勞力、技術の優先割當

（ロ）出炭奬勵金交附制度の實施（康德七年十一月より同八年十一月迄年總額一千二百萬圓の出炭奬勵金を設け炭業從業員に交附す）

（ハ）炭業勞働者の優遇（賃銀引上、住宅食糧の優先配給等）

（ニ）爲替送金制の撤廢（北支苦力導入のため從來の北支向送金竝に携帶金の制限撤廢）

（ホ）石炭審議會の設置（康德八年三月設置、民間主要會社代表をメンバーとする自主的組織で石炭に關する重要事項を協議し生產輸送配給等の綜合運營を圓滑ならしめ、將來統制會的使命を附與される）

等の諸方策を講じた結果八年度出炭率は七年度下期からの快調の後を受けて好調裡に越年した。八年四、五、六月の三ケ月間についで採炭夫一人當り一年の採炭率を見るに前年同期の七六、五瓲を一三瓲凌駕し八九、五瓲といふ好成績を示した。これが動力資源として完全に輸送されるならばあらゆる產業部門への影響は甚大である。

二　製鐵、非鐵金屬設備の擴充

滿洲國の對日期待の中心たる鋼材の割當が康德七年八月アメリカの屑鐵禁輸以後深刻化したが滿洲國の製鐵設備の中心は銑鐵中心であり、鋼材は日本から輸入する建前をとつてゐるため自給限度は低く、日滿を通ずる鐵鋼の自給自足を確立することはこの際焦眉の急務であり滿洲國では八年四月滿洲鐵鋼開發要綱を決定、日本に呼應し增產計劃に一層の拍車をかけたのである。

右要綱の目標はアメリカ屑鐵禁輸後に於ける日本鐵鋼界への協力寄與、他方國內の自給を圖る二つの要請に基くもので昭和製鋼、本溪湖煤鐵、東邊道開發、協和鐵山の各社とも積極增產計劃を樹て特に銑鐵中心主義であつた昭和製鋼所は八年春新熔鑛爐二基に火入れを行ひ銑鐵設備の擴充を行ひ又鑛塊、鋼材設備の新規擴張をも行ひつつある。又本溪湖煤鐵は軍需上最も重要なる良質なる低燐銑竝に普通銑增產のため八年十月新規熔鑛爐の稼行を見るに至り、更に日本に於ける電氣爐用原鐵としてルツベ、純鐵、海棉鐵の製造も急速に發展しつつある。

康德八年十月滿洲マグネシユム營口本工場の竣工により金屬マグネシウムの現地生產が開始され又滿洲鋼鉛奉天電

氣精練所竝に馬家溝鑛山選鑛工場（銅、モリブデン）の落成、熱河開發獅子嶺金鑛選鑛場の竣工等いづれも非鐵金屬部門の施設完成を見るに至つたことは時局柄心強い限りである。

また增產計劃遂行上七年以來の懸案となつてゐた滿洲銑鐵竝に半製品の對日供給價格改訂については八年五月、日滿兩國の折衝によつて建値の引上げは認めないがその代り日本側で日製鐵用原料輸入配給統制令に基く輸入補償金制度を滿洲銑鐵竝に半製品も適用して實質上の値上げをはかることに諒解成立し七月一日より實施するに至つた。これにより從來勞銀高北支炭の値上り等のため甚だしい採算割れの狀態にあつた在滿各社の赤字は一應解消するに至つた。

三　農產物增產の新展開

康德七年度農產物增產十ケ年計劃の樹立、興農部の新設等により從來鑛工業偏重の產業五ケ年計劃は農工促進の滿洲國本來の姿に立ち還つたがこれは因より戰時食糧政策の要請に基くのは勿論、他面滿洲國の如き農本國家に於て農業力の增強なくしては新興工業の建設は不可能なりとの過去の經驗による自己反省でもあつた。この意味で康德八年度には日本の農產物增產十ケ年計劃に呼應し滿洲國に於て農產物增產蒐荷工作に一層の努力が拂はれた。即ち滿洲國政府は康德八年四月六日農產物增產蒐貨新方策要綱竝に新穀年度農產物公定收買價格を決定發表したがこれによれば增產蒐貨の新方策としては從來の出荷奬勵金を廢止して增產出荷豫約金制度即ち先錢交付制度を採用し、收買價格については低物價政策に基き原則として前年度據置きとしてある。

滿洲國の農產物統制は康德七年頃から本格化した。第一年度の「鐵道貨車乘中心農產物統制方策」の失敗に鑑み第二年度は交易場中心農產物統制方策を實施した。いま新方策の骨子を摘記すれば次の如くである。

一、新方策の適要を受ける農產物を大豆、小豆、高粱、包米、粟、米、大麥、燕麥、蘇子、大麻子の十種とする。（棉花、洋麻の如き重要纖維農產物が採上げられなかつたのはこれらに對し別途棉花會社を通じて增產出荷確保の手順が講ぜられてゐるからである。）

二、右十種の農產物に對し各品目を通じ百瓩（二百萬斤）當り一圓の增產出荷奬勵を交付する。

三、增產出荷奬勵の順序及び同奬勵金交付の方法は別に定めてある。

先錢交付制度は八年始めての試みであつたためその實績は十二分とは行かなかつたが前年度に比すれば遙かに良成績を收めた。よつて九年度も本制度を更に強化擴充することになつてある。

大豆出廻り樂觀視さる。

大豆の出廻豫想は第一次收獲豫想は三百九十二萬瓲で、前年度實收高三百六十二萬瓲に比し三十萬瓲の增收が見込まれてゐる。

糧穀菽貨好調

糧穀類の作柄も第一次收獲豫想によれば前年度に比し相當の增收となつてゐる。

このうち、高粱、粟、玉蜀黍の所謂糧穀三品の第一次豫想は千二百九十八萬瓲で前年度千百六十一萬瓲に比し百三十八萬瓲の增收振りである。從つて國內消費量も前年と大差なきものとすれば本年度菽貨見込は大體二百八十萬瓲と見られてゐる。

(八) 滿洲の生產力

東亞共榮圈確立に向つて聖なる出師に伴つて日滿不可分關係に立つ滿洲國では戰爭經濟力の補給據點として生產力擴充、食糧增殖など從來にも增して重大使命達成に國を擧げて邁進しつつあるが建國以來十年、その間に第一次五ケ年計劃を中心として堅實に築き上げられた滿洲經濟の實力は牢として拔く可らざる底力を蓄へるに到つてゐる。その短月日の間に於ける躍進振りは正に世界の驚異ともいはるべきであり、鐵、鋼、石炭、非鐵金屬などの增產、大豆その他農產物の增殖、品種改良等頗る目覺しいものがある。

かくて滿洲經濟は愈々九年度よりは第二次五ケ年計劃に入り、物、人すべてはこの計劃目標の成就に向つて總動員されつつあるがこの計劃遂行によつて過去に於て築き上げられた經濟力が本格的にその眞價を擧げ東亞共榮圈の確立に對し絕大なる貢獻をなし得ることは間違ひない。

殊に同計劃に於て重點の指向されてゐるのは鐵鋼、石炭、非鐵金屬等の生產擴充、食糧、農產物の增產、國內產業の振興強化などであるが、これら各部門の開發態勢は既に整えられ、あらゆる困難障碍も克服して目標達成に邁進すべく大車輪の活動が進められつつある。第二次計劃に於てこれら部門の積極的開發を強調して居り、更に緊急經濟要綱に於ても闡明してゐる。

△生產擴充

鑛工部門に於ける重點主義の強化は直接軍需資材たる鐵鋼の對日增送を第一とするが既に昭和製鋼所本溪湖煤鐵等に於ては第一次計劃策定の生產力擴充を完成し目下全工場に亘つてフル操業を行つてをり、原料炭の手當其他に於ける諸條件と相俟つて相當量の增產が可能な態勢に置かれてゐる。殊に第一次計劃以來の銑鋼一貫作業は日本鐵鋼界に比して著しい強味であり還元焙燒法浮游鑛法等の貧鑛處理の完成と共に滿洲製鑛業の將來は洋々たるものがある。

石炭部門に於ては第一次計劃が石炭不足のため他產業に支障を與へた經驗に鑑み第二次計劃に於ては特に愼重なる

對策が考慮され、勞務興國會の設立による劃期的勞務對策の樹立並に炭鑛の機械化等が計劃されてゐる。而して滿鐵撫順炭礦は經濟的發展限度に達してゐる露天堀に代つて今後の增產は坑內堀に期待され、既に露天堀地域の斜坑開鑿が行はれて居り、その他滿炭系となつた鶴岡を中心とする各炭礦並に密山、札賚、琿春、舒蘭、東邊道の各炭礦も夫夫增產態勢が整備し、更に安東、錦州、熱河各省の新興炭田の開發も續々行はれつつある。非鐵金屬の開發は未だ緒についたばかりであるが今後の資源調査の進捗と共に大いに期待されて居り殊に銅鉛に就いては第一次計劃に於ても增產對策がとられたが第二次に於ても非鐵金屬部門の重要物資が入つてある。その他稀有金屬たるモリブデン、バナジウム、タングステン、マンガン等に於ても賦存狀態が確認され今後が期待されてゐる。

△農產物の增殖

九年度より新構想の下に展開される第二次計劃に於ける農業部門が第一次計劃の成果を基盤として推進するのであるが、建國十年の建設譜と第一次の成果は滿洲農業に歷史的段階を與へ、第二次計劃に於ては實質的增產分野への新段階に突入して行く時期に達したと見るべきである。更に大東亞戰爭の勃發は第二次農產開發計劃の性格をより一層明確化し、大東亞共榮圈に於ける食糧、飼料の補給基地、特殊農產物の供給源としての役割を加重してゐるが第一次計劃に於て關係行政機關、農業關係民間機構、蒐荷機構等の整備を見、第二次に於ける實質的增產に對する前進態勢を整えるに至つたことは特に注目される。特に管理部門に於ては劃期的な諸施策が實施されたことは特記すべきであり、最終年度に實施された先錢制度の實施を機に蒐荷政策は第一次に於て略完成を見たものとみることが出來る。

かくて第二次に移行するに當つて第一次計劃の成果は基盤とされるが特に第一次が蒐荷政策に重點を置き增產に對し關心が薄かつたのに對し第二次に於ては增產に主力が集中されることになつた。その實施に當つては技術指導要項の確立、プラウ其他改良農具を中心とする農耕法の普及確立、農器具の普及、役畜の充實等に主力が注がれることになつてゐる。

△國內產業振興

生必物資を中心とする地方產業の振興策には特に愼重なる考慮が拂はれその保護育成については地方產業自力振興要綱並に緊急經濟對策要綱等に基づき具體的奬勵方策が進められ、既に味噌、醬油、味の素等國內に原料を獲得し得るものは自給自足の圈內に到達する等今後地方產業の育成進展と相俟つて生必物資の圈內自給體制は愈々完璧を期する段階に移行したのである。

(九) 貿易

滿洲國貿易は支那事變を一轉機とし輸出入貿易は共に急激な膨脹を示すに至つた。即ち大同二年六千七百萬圓の初入超を見て以來、康德元年一億四千萬圓、四年二億四千萬圓、同五年五億四千萬圓、更らに六年には一擧に九億六千五百萬圓と驚異的入超額を示したのであつた。

× ×

滿洲國の建國前五ヶ年の平均の對外貿易額は輸出六億六千四十萬三千圓、輸入四億三千五百二十九萬四千圓で貿易尻は二億二千五百十一萬の出超で日本、支那、第三國共に輸出超過の實績を示してゐたのであるが、建國後は國內建設に要する夥しい諸材料の需要、世界の物價水準の上昇による輸出入品の價格の昂騰、國內物價の騰貴の影響を反映して康德七年末(昭和十五年)輸出入貿易額は輸出二千六百十九萬圓、輸入十七億八千三百三十六萬六千圓、貿易尻は九億五千七百十七萬六千圓でその飛躍振りは建國前五ヶ年平均の貿易額に比し輸出は一億六千五百七十八萬七千圓(二割五分)の增加、輸入は十三億四千八百七萬二千圓(三十割)の驚異的飛躍をしたため、貿易尻は出超が逆轉して九億五千萬圓の入超を示した。

日支を除く第三國の貿易額は大同元年に比し輸出は五千四百八十七萬五千圓(二割七分)の減少、輸入は一億三千五百七十三萬圓(十七割)の增加でそのため貿易尻は出超から一轉して六千九百九十三萬八千圓入超を示現した。

× ×

建國前五ヶ年平均に依る農產物輸出額は大豆三品三億五千七百萬圓、蘇子二百萬圓、粟三千三百萬圓、高粱二千萬圓、玉蜀黍五百萬圓、落花生八百萬圓、合計四億四千四百萬圓で輸出總額の七〇%を占め農業國滿洲の特異性を赤裸裸に示してゐる。これを康德六年(昭和十四年)に比すると大豆三品は二千三百萬圓、蘇子は二百萬圓、落花生は二百萬圓の微減を示したがその他は玉蜀黍二千三百萬圓、粟一千四百萬圓、高粱二千萬圓と夫々增加、合計に於ては五千六百萬圓の微增で輸出總額の五割二分を占め滿洲の經濟力が依然農業を根幹としてゐることを示してゐる。

輸入貿易構成品は從來綿織物、綿布、綿糸等の衣料品及び小麥、砂糖、果實、魚介、海產物等を含む食料品であつたが建國以來目覺しく進展せる各種建設工作は輸入品の構成に著しい變化を齎し、鐵鋼機械器具、車輪船舶、電氣電信用品等を始めとし木材、洋灰等の建設資材の顯著なる輸入增加を示して來た。

即ち大同二年に於ける主要輸入品類は綿織六千八百萬圓、毛織物七百萬圓、絹物八百萬圓、鐵及び銅三千九百萬圓機械及び工具九百萬圓、車輛船舶二千二百萬圓、小麥粉五千八百萬圓、砂糖一千六百萬圓、木材九百萬圓、洋灰六百萬圓、紙一千萬圓、麻袋一千六百萬圓で合計二億六千八百萬圓であつた。また之を近年に比すれば機械工具一億六千

萬圓、車輛船舶一億二千五百萬圓、毛織物二千七百萬圓、洋灰六百萬圓、木材五千三百萬圓、砂糖二千六百萬圓、紙三千九百萬圓と何れも激增を示し合計に於て實に四億百萬圓の飛躍的增加を示した。

× ×

輸出入貿易を主要國別に見るに輸出入ともに日本は壓倒的な地位を占めることは當然であつて日滿關係の緊密性を如實に物語つてゐるが對支貿易は支那事變を契機とする環境の好轉によつて好影響を齎らし、日支兩國についでドイツ、米國、英國が優位を占めてゐた。即ち大同二年に於ける移出入貿易總額に對する主要國別の占める輸出入割合は日本輸出四八、〇%、輸入六五、九%を筆頭に中華民國輸出一三、〇%、輸入一五、五%、ドイツ輸出一五、七%、輸入二、〇%、米國輸出一、八%、輸入五、六%、英國輸出二、一%、輸入一、四%であつた。

之を近年に比すると日本の滿洲國貿易に占める地域的構成は歐洲戰爭と大東亞戰爭の勃發に伴ひ第三國貿易の萎縮沈滯と日滿不可分關係を反映し密接性を濃化し、輸出は七八、五〇%と三〇、五%、輸入は八五、六%と二八、七%の高位を示し確定的な位置を占めるに至つた。

事新しく云ふ迄もなく、大東亞に於ける物資交流は、刻下の戰力增強特に日本の戰力擴充を目標として實施されねばならない。昨年十一月東京に開催された第四回東京經濟懇談會に於て皇軍の戰果の確保政策に關し賀屋大藏大臣は左の如き注目すべき言明をなしてゐる。即ち

皇軍の赫々たる戰果は共榮圈の資源を頓に增加せしむるに至つたが、これが有効適切なる活用は一に圈內圈外を通ずる計劃的なる交易の遂行如何に懸つてゐる。即ち、大東亞の物資交易は差當りは大東亞戰爭完遂のための戰力增強を、而して終局的には大東亞共榮圈の確立發展を目的とし日本を中核として高度の計劃交易を實施せねばならないのである。この爲別に定められる大東亞を通ずる產業立地計劃を設定すると共に、是が實施に當つては迅速的確を旨とし、爲替、物價、關稅、交易機構等各般の施策との關聯に於て綜合的に調整を行ふことが必要となるのである。

滿洲と日本との交易は對日寄與と對日期待に分けて考へられるが、何れの分野に於ても本年度は劃期的な動きを示すものと豫想される。昨年十一月七日國務院に於て開催された農產物の增產荒荷問題に關する全滿省次長會議に於て古海總務廳次長は康德八年度の對日貿易額を對日輸出五億圓(內鐵鋼と糧穀は三億圓)、對日輸入十五億圓(內半數以上は生必品)と說明してゐるが更に以上五億の對日寄與の增大方策に關し同日の關東軍司令官閣下改詞は次の如く述べ、ひとり中央官廳のみならず、地方現地官吏の堅き決意を促し、滿洲の東亞共榮圈內に於ける食糧基地たるの事實を明かにし、地方的事情に拘泥することなく「食糧荒荷」といふ國家の至上命令に服すべきを宣明してゐる。即ち

「……略……惟ふに滿洲帝國が親邦の戰を援くる途は一にして止まらずと雖も、滿洲帝國が東亞共榮圈に於ける食糧基地たるの實に鑑み、戰爭遂行に必要なる食糧を確保供給すると、其の最大なる寄與の一たることは諸官の

夙に熟知せらるる所なりと信ず」と云ひ、更に食糧の增產蒐荷に關して、此の際特に留意を要するは蒐荷の根基は增產に有することにして凡百の工作も一の增產に如かざることを銘肝し、全力を擧げて增產を阻害する諸條件を排除克服し以て劃期的農產の振興を圖るを要す。飜つて食糧の配給は、蒐荷せられたるもの殆ど全部を國內消費に充つるものなりと雖も、戰爭遂行に直接關聯あるものに優先配給し、其の然らざるものに對しては消費規正の強化亦已むを得ざるに至る無きを保せず。此の如きは獨り滿洲國のみの情勢に非ずして現下乃邦悉くこの試練に直面せざるは無く而も、滿洲國の如きは極めて惠まれたる事情に在ることを諒知せざるべからず」

と新しき覺悟と用意を以て農產物の增產對日寄與の增加を圖るべきを要請訓示せられたのである。

對日期待部面に於ては、需要物資に關しては夙に滿關一體の輸入統制機關の設立を見、日本內地側と協力、重點主義的輸入配給の統制を實施して來てゐる。日滿商事(鐵鋼、鐵鋼製品、非鐵金屬、工業化學藥品等)滿洲自動車(自動車及び部分品類)、滿洲共同セメント(セメント)、滿洲火藥(火藥類)、滿洲(關東州)纖維聯合會(纖維及び纖維製品)、滿洲電氣機器配給統制協會(電氣機器類)滿洲(關東州)紙統制協會(紙類)、滿洲農機具輸入組合(農機具類)滿關重要機器配給統制協會(重要機器及び材料)、滿洲葦蓆聯合會(葦蓆)、滿洲專賣火柴原料組合(マッチ用經木剝板)、滿洲麻袋會社(麻袋及び麻糸)、滿洲農產公社(米穀、特產物、穀粉類)等々がそれである。

これに對し生必物資の統制は昨年二月滿關貿易聯合會の設立により初めて滿關一體的統制機構の發足を見るに至つたため、未だ尙多くは滿關夫々別個の機關の統制下に在り、今日迄に滿關一體的機關として新發足したものは、

滿洲生活必需品會社

澱粉、林檎、密柑、昆布、鹽鮭鱒、砂糖、茶、蠟燭、協和服、同服地、ゴム靴、運動用具。

滿關重要日用品統制組合

石鹼、齒磨、海產物、罐詰、琺瑯鐵器、洋品雜貨、乳製品。

滿關雜貨統制組合

化粧品、家具、文房具、樂器、玩具、履物、家庭用陶磁器、時計眼鏡、服飾品、靴、鞄、呉服、世帶道具、雜食料。

滿關蓄音器統制組合

蓄音器、レコード及び蓄音器用品。

寫眞機、寫眞用藥品及び寫眞機部分品。

滿關寫眞材料統制組合

疊表、花莚、建築用金物建築用陶磁器、合板其他建築用材料。

滿洲關建材統制組合

の六機關で、其の他は滿關自動車、滿關毛麻糸布、滿關屑物、滿關糸材を初め、總て本年度に於て滿關一體的機關として改組して行かねばならない譯である。

勿論これの改組に付ては昨年の滿關貿易聯合會の設立に於て、其の進むべき途方を滿關兩當局より明示されてゐる。

最後に本年の對日期待は日本側の根本方針が、戰力確保に置き滿洲に對しては極力自給政策の確立を要請してゐるところから考へて、生活必需品に於ても、昨年以上の窮屈は免れ難いであらう。上述の「關東軍司令官閣下改詞」に在る如く滿洲國の如きは極めて惠まれたる事情に在ることを諒知し盟主國日本內地に於ては、より以上の窮屈さを忍んで擧國一致戰力擴充に努力じてゐる事實に鑑み、宜しく滿洲に於ても速かに生活の戰時體制下を實現し、不足勝ちのものを百パーセントに活用する途を講ずることにより現下の戰局を見事切り拔けることが、滿洲國自體として又盟主日本に報ゆる途として最も必要なことである。

（十）滿支關係の近況

滿洲國の建國後、事變以前から滿洲國と中華民國との間には貿易關係が著るしく伸展してゐたが、事變後は爲替管理と貿易統制の強化に伴ひ、その內容は量的にも質的にも相當の變化をみせてゐた。その後歐洲大戰の勃發、續いて獨ソ開戰となるに及んで第三國貿易はますます窮屈となり、その貿易は東亞共榮圈內の貿易に轉換を餘儀なくされたので、日滿支三國の貿易は日本を中心として飛躍的に增大した。しかし東亞共榮圈內の各國は、全體としての自給自足經濟を目標として相互の物資の交流を行つてゐるのであるから、その貿易は當然計劃化され、滿洲國と北支、中支との貿易も完全なバーター制を骨子として行はれてゐる。その貿易計劃の策定に當つて、廣く日滿支を通ずる資材、資金、勞力、輸送力、國際收支等を睨み合せて決定されてゐることはいふまでもない。

地を接してゐるだけに、北支との經濟關係は特に緊密であるが、この兩者の基本關係は滿洲建國以前から北支の勞力供給に對して滿洲國側からの食糧農產物の供給となつてゐる。北支勞力の對滿供給は滿洲國の產業開發に必須の要件であり、大同元年に三十七萬人であつたものが康德九年には二百萬人以上に達してゐる。これに對して滿洲國は對

北支貿易計劃に基づいて大豆、豆油、雜穀等を輸出し、一方、北支から棉花、小麥粉、葉煙草等を輸入してゐる。貿易面では滿洲國が約一億圓の輸出超過となつてゐるが、入滿勞働者の北支への送金によつて相殺される仕組みになつてゐる。

中支との貿易は、中支の棉花、小麥粉等を引當てに大體一對一のバーター制で、滿洲側から大豆、豆油類を輸出することになつてゐるが、今後この貿易は益々發展するものと思はれる。

かくの如き滿支關係の緊密化に伴ひ、滿洲國では昭和十三年六月北京に通商代表部、天津、濟南に同部辨事所、武漢陷落後の昭和十四年一月上海に通商代表部、同年六月同部南京辨事所を開設したが、その後日華基本條約、日滿華共同宣言に對應し、單に經濟活動のみならず政治、經濟、文化の各般に亘り兩國の關係は益々緊密の度を加へるに至つたので、昨年末滿洲國は南京に大使館を開設し、初代大使として前民生部大臣呂榮晨氏を派遣、中華民國政府も本年二月初代駐滿大使として廉陽氏を任命、兩國の國交は極めて順調に進展してゐる。

（十一）交　通

一　概　要

滿洲事變から支那事變へ、更に今次大東亞戰爭勃發に輸送部門の果した役割が如何に大きかつたかは今更贅言しない。

今や大東亞戰爭完遂の爲に、石炭、鐵或は農產物に滿洲の負ふべき役割は益々重大化しつつあるが、更に滿洲の交通はそれ等の輸送以外に、開拓及び國防の二大使命を負荷されてゐる處にその意義の重要性と役割の偉大さがある。

現在滿洲では一萬餘粁の鐵道と二萬餘粁の自動車路線竝に五千粁に近い北滿河川航路がその交通網の主體であるが、これ等は實に組織的に統一的に運營されてゐる。

即ち、鐵道、自動車、江運、港灣等は滿洲國の依託に依り滿鐵會社が經營してゐるが、これ等と密接不可分な倉庫業も滿鐵がやり、滿鐵その他大輸送機關に有機的關係を持つ小運送は國際運輸會社、海上物資輸送の大使命を果しつつある大連汽船會社、大連港出入船舶に備へる大連船渠鐵工會社等共に滿鐵の資本下に、全滿洲の交通事業は綜合經營されつつある。

以下鐵道、自動車、水運、道路の現狀について述べてみよう。

二　鐵　道

滿洲事變前までの長期間に亘り舊東北政權は誤てる國權回收熱にかりたてられ、凡ゆる術策に依り滿鐵線を包圍し

之を無價値たらしめんと企圖した。その當時滿鐵包圍政策運動の中心を爲した舊東北交通委員會はロシヤの東支鐵道日本の滿洲線を壓へるには鐵道網並行線の建設以外に途なしとして、遠大なる排日計劃の下に漸次英國その他の資本に依り鐵道を敷設するやうになり、當時の滿洲は鐵道を繞つて日、露、支三國の競爭の舞臺であつた。

然るに滿洲事變が起き、滿洲國の建國とともに國內の既設鐵道並に航運は凡て國有として滿洲國交通部に移され昭和八年三月これ等の經營及び新線の建設は滿鐵に委任することとなつた。此處に滿洲の鐵道は交通本然の姿に歸り滿蒙の鐵道は新たな發展の一頁を創り出すに至つたのである。

其の間滿洲國は日本と國有鐵道管理に關する協定を結び、日滿一體の新方策に進む一方、大同二年二月滿洲國鐵道法、康德二年九月私設鐵道その他を公布しその方策を明かにして居るが、此のことは結局建國により滿洲の鐵道は

（一）國防並に治安の維持。

（二）產業の開發といふ要請を完遂せんが爲であつた。

斯くして昭和八年三月國有鐵道並に航運の經營といふ重大なる國家的負託を受けた滿鐵は此の狀勢に卽應する爲同年三月直ちに建設局及び鐵路總局を設けた吉長、四洮、洮昂、齊克、呼海、瀋海、奉山の各鐵道局を廢合し運營の簡易化を圖つたが、その後北鐵接收されるに及び昭和十一年從來の社線、國線、北鮮線、及び建設局の鐵道機關を打つて一丸とした鐵道總局を奉天に設置、全滿鐵道を全く一元的に統制し、爾來軍事經濟上日滿を一體とする要請に應へてゐる。

三　自動車

滿洲に於ける自動車發達の起源は瞭でないが、昭和四年三月奉天遼寧省に於て「自動車通路土地租用辨法」を公布してあり、更に翌年六月「遼寧省重訂自動車取締暫行法及び修正自動車路用地賃貸買收辨法大綱」を發布してゐる。之に準據して出來たものは

瀋陽汽車公司（奉天――遼中間一五〇支里）

潘北長途汽車公司（瀋陽――法庫門間一六〇支里）

四榆長途汽車公司（四平街――榆樹臺間七二支里）

遼陽縣南部農高聯會自動車部（鞍山――列二堡間五〇支里）

（鞍山――騰鼇堡間五〇支里）

（鞍山――唐馬靈間一〇〇支里）

位のものであつた。

自動車交通事業が發達しなかつた主なる理由には次の如きものがある。

一　道路の不完全

當時の軍閥政權は道路事業を閑却したのみならず、滿洲文化經濟の未發達及び氣候地理上の不利に基くもので、自動車の運行を困難ならしめ車輛の壽命を短縮し、特に雨季には泥濘車輛を沒し、春秋の候には黃塵機關部に侵入しその損害を早め、冬季嚴寒は故障の主因となるが之を防止し難く、不超な採算狀態を脫する事が出來なかつた。

二　荷馬車との競爭

日本では鐵道が自動車に脅されたにも不拘、滿洲では自動車が馬車に脅かされた。之は牛馬を使役しない場合にも飼料を要するので、農夫は超益を度外視して低廉な料食で輸送を引受け、しかも馬車は相當大量に存在した。滿洲で農產物の出廻るのは冬季であるが、之の時期には到るところ良路と化して馬車交通が容易となり、荷馬車との競爭でも亦自動車は敗者にならなければならなかつた。

三　其の他

企業自體としての經營の困難、治安の不確立、國內自動車工業の幼稚等が擧げられるが、而し滿鐵が政府から受託して以來過去九ケ年に經營施設、營業狀態共に一大飛躍を遂げてゐる。滿洲が始めて運營したのは昭和八年三月、熱河の北票——朝陽間約四十五粁であつたが爾來年々擴充され現在は二萬數千粁に達してゐる。そしてこれ等の路線は何れも一路線の運營が長く百粁、二百粁と云ふものが多い。

尙民間は未だその憾深く現在十九社粁程七千八百粁に過ぎない。

四　水運

滿洲には河が無いといふ事で特徵附ける旅行者がある。而し今日汽船の運輸してゐる主要河川は松花江、黑龍江、烏蘇里江等、所謂北滿河川であり、そして之は滿洲全地域の六五%に達する廣大な地域に跨る文化產業の開發に大なる役割を果しつつあるのである。北滿の母と云はれる松花江を中心とする北滿江運は十九世紀の中葉から露支兩者の間に漸次利用が活潑化して來たが、二十世紀の初に至り一時ロシア側に依つて完全にその航行權を握られたこともあつたがその後ロシアの革命に依る露國商船隊の混亂に乘じて支那の航權回收が盛となり全く混亂の時代が續いた。無統制の北滿江運に對して斷を下したのは他の交通機關と共に滿鐵がその經營に乘り出してからである。卽ち滿洲建國後北滿開發の進涉に伴ひ、昭和八年三月に至り滿洲國政府は鐵道、自動車等の交通事業と共に水運も滿鐵に委託し現在水運局をして統括せしめてゐる。當時滿鐵は北滿水運統制の目的を以て民間船主所有船舶及び滿鐵委託經營船舶の運營合同を爲し哈爾濱航業聯合會を組織して之が指導監督に當つた。然し北邊の發展に伴ひ之に積極的援助を爲し經濟開發國防充實を計るには弱體な航業聯合會を以てしては不可能なことが明かとなつたので軍及び政府の要請に依り滿鐵は昭和十四年三月中に全船舶の買收を完了し、四月一日北滿江運局を哈爾濱に設けて經營を開始した。

現在經營航路は

松花江航路、哈爾濱——呼蘭——佳木斯——富錦——同江。

黑龍江航路、撫遠——同江——黑河——漠河。

烏蘇里航路、撫遠——虎林——龍王廟。

嫩江航路、哈爾濱——大賚——江橋。

第二松花江航路、三岔河——扶余——小豐滿。

額爾克納航路、漠河——吉拉林。

の諸線で、總延長五千餘粁に達する。その內三百粁近くは國境河川航路である點から見ても、北滿水運の國家的重要性は忘れることが出來ないであらう。特に最近增加の一途を辿る松花江沿岸の開拓民の入殖、之に伴ふ諸物資の輸送に果しつつある役割は實に大なるものがある。

將來江運事業は流水工事の進捗及び之と大に關係ある水力發電工事の完成と相俟つて洋々たる前途を約束されてゐると云へる。

五　道　路

次に從來農民の農產輸送その他に重要な役割を果しつつある道路の現狀について述べよう。

道路の發達は大いに地形に左右されるのであり、又文化、產業の影響を受けること云ふ迄もない。在來の滿洲道路は、自然的人文的惡條件の爲その發達は非常に阻害されてゐた憾がある。特に自然的に冬期(十一月——三月)極寒で全地凍結し河川は堅氷となり天然の道路を形成し農民の輸送便となり、夏降雨季は土質が粘土又は微砂土の爲路面泥土と化し通行不自由となる。一度乾燥期となれば黃塵萬丈全く人馬の通行に不適當といふが如き現象で、道路の發達は非常に阻害されてゐたのである。

人文的條件から考へても滿洲の農家は大部分農閑期に自家の車輛や馬匹を利用するので、必ずしも一年を通じて車馬を通行させる樣な良路の必要を感じない譯であり農夫は冬の農閑期に家畜の飼料費を稼ぐ立前から、全く利益を度外視して極めて低廉な輸送料で引受けてゐたが爲に大量貨物、農產物の輸送にはさして不便を感じなかつたのである。

然し近代國家に於ては道路施設の如何は直に國運の消長に大關係を來すのである。滿洲國國道局の設立と同時に國道十ケ年計劃を樹立し幅員六—八米のもの二萬三千粁を目標として着々實施中であつたが昨年を以て之を完成した。

尙新國道の建設に伴ひ既成國道の改良補修を計劃、急速な文化の進展に伴なふ交通量の增大に對し別に舗裝七ケ年計劃を樹て昭和十三年より十九年迄延長二千三百粁、工費三千四百萬圓を以てアスファルトその他に依り路面の強化を計りつつある。

此の外地方道路も各省、各縣に於て協力し僅少な國費を以て主として農民の勤勞に依つて之を補ひ着々新設又は改修されつつある。そして地方に依つては已に道路修繕夫も常設してゐる。斯くて今日に於ては國都から主要都市へ省から縣へ蜿々として整備された道路を見るとき、其處から王道が來るといふ農民の言は滿洲建設に挺身した先人の功績とに深く我々の胸を打つのである。

六　交通網の將來

世界の面積は一億幾萬平方粁、滿洲の面積はその百分の一に當る滿洲に一萬粁の鐵道が敷かれた事は全世界百二三十萬粁の鐵道に對しては百二、三十分の一であつて世界面積に對しても稍近い平均率である。

先づ鐵道密度について見ると、現在滿洲では千三十萬平方粁の面積に對し約一萬粁の鐵道であるから百粁平方當り約〇、八粁の鐵道密度である。之は諸外國に比して相當低い。獨逸英國の一三三粁、日本の六粁、米國の五粁に對しては勿論、朝鮮の二粁に比しても極めて低位にある。

次に人口密度から滿洲鐵道發達の將來を考へると、滿洲では鐵道一粁當り約四千人となつてゐるが北米では一粁當り三百人の程度であり、非常な相違があるが、滿洲は三千人につき一粁鐵道といふのが適當と云はれる。と云ふのは現在の如く人口四千人につき鐵道一粁の割合では少し窮屈であり、二千六百人につき鐵道一粁の割合が妥當と云はれるからである。今假りに鐵道完成の曉は滿洲國の人口は約一億五千萬人となる勘定だが、此の一億五千萬人の人口は日本の總面積六十八萬平方粁に對し約二倍の面積であることを考へると空想とも云へまい。然らば之だけの鐵道と人口が何年後に達成され得るかといふと、諸外國の鐵道施設速度は一年間に

印度	約八〇〇粁
獨逸	約六〇〇粁
米國	約四〇〇〇粁
加奈陀	約七〇〇粁
滿洲國	約二五〇粁

將來この大同小異の趨勢をし續けるとして今後五萬粁に

$$\frac{50.000-10.000}{600}=70\text{年}$$

今後尙約七十年の歲月を要する勘定となる。大體各國の鐵道が飽和點に達する迄の年數は略一定で、例へば

米國、加奈陀、印度	一〇〇年
英國	一一〇年

佛　國　一二〇年

であつて、大體百年から百二十年を要してゐる。此の中間の百十年を平均數として採れば、滿洲の鐵道も百十年の年數を經て飽和點に達する譯であるから今日迄に約四十年の歷史を經てゐることから見て今後なほ七十年を經過しなければ完成されないと云へる、此のことは現在の滿洲の鐵道の發溯たる青年期にあることを意味する。

更に人口增加の趨勢より見ると第一次滿洲國年報に依れば大同元年十二月末現在で約三千萬(概數)康德六年六月末現在約三千九百萬人となり六年間に約九百萬人の增加である。從つて此の速度で人口が增加する場合現在の四千餘萬人の人口が一億五千萬人となるには

$$\frac{50.000-40.000}{150}=73\text{ 年}$$

即ち大約七十年後といふ事となる。之は鐵道の完成迄に要する年數と略一致する。次に自動車網だが、鐵道省の調査によれば、バスの勢力範圍は大體二十粁としてゐるが、之は鐵道より約二、五倍程密度が高いこととなる。從つて鐵道が五萬粁の曉にはバス路線は約十二萬粁に達するであらう。

以上の如き考慮を要約すれば、

(一) 滿洲の鐵道網は大體五萬粁迄發達する。

(二) 其の所要年數は七十年後である。

(三) 自動車路は鐵道の二倍半即ち十三萬粁に達する。

以上滿洲交通の一般事情並に鐵道、自動車の將來について述べたが、特に戰時下に於ける輸送問題を想ふとき、獨逸に於いて云はれる如く鐵道は第四軍、陸軍、海軍、空軍に次ぐ國家的機關なりとの認識を新にし、我等は一人一人が交通道德を實踐し以て圓滑なるそして十二分の力量を發揮せしむべく努力すべきであると思ふ。

(十二) 滿洲國決戰經濟體制

昭和十六年十二月八日、宣戰の大詔並に時局に關する聖書の渙發を拜するや滿洲國政府は官民一致聖旨に副ひ奉らんことを誓ふべく時を移さず同月十三日臨時全國省長會議を國務院に開催し省首腦に對し張國務總理大臣並に武部總務長官より今次聖戰勃發の新事態に對應すべき國內體制の整備確立に關し聖旨を奉戴して親邦に全面的協力を捧げ北邊の防衛を一層固くし親邦日本をして聖戰完遂に後顧の憂なからしむると共に一方國內資源を動員して食糧の增產と鑛工資源の急速なる開發を計り對日寄與の增大に努力を集中すべき旨の訓示を行ひ新事態に對處すべき政府の根本方針を闡明した。

右訓示に當つて大東亞戰爭勃發を契機とする新事態に對處すべき滿洲國の對日經濟協力の方向は略々示されたが爾來政府は緊急新事態に對處すべき經濟方策の大綱に關し愼重考究を進めた結果これが成案を得たので同月二十二日新京日滿軍人會館に開かれた右緊急經濟方策の大綱を盛つた左の如き「戰時緊急經濟方策要綱」を發表した。

戰時緊急經濟方策要綱

方針

大東亞戰爭勃發に伴ふ緊急事態に卽應し產業、經濟の戰時體制を更に整備強化し自給資源の活用及び大陸諸地域との經濟連繫の強化を圖ると共に經濟諸施策の目標を滿洲國國防上の特殊地位を考慮しつつ日本に於ける戰時緊急需要の應急充足に集中し以て戰時非常時局の速かなる克服に資せんとす。

要領

(一) 戰時經濟の遂行に向つて綜合經濟力の結果昂揚を圖る如く民度及び經濟事情に應じたる効率的經濟統制を目標とし從來の經濟統制の方式に對して更に格段の工夫を加ふるものとす。

(二) 生產力擴充計劃に於ける對日期待は日本に於ける戰時物動計劃及び戰時輸送計劃の編成に於て期待し得る限度に先を止め主として國內生產資材を基礎として之が實施を圖ると共に計劃種別は戰時緊要にして且つ卽効的なる產業に之を限定するものとす尙主要資材の在庫調竝に回收乃至は代用品使用をも徹底的に勵行し以て生產力擴充計劃の遂行に資するものとす。

(三) 農產物に關しては之が積極的增產竝に蒐荷の萬全を期すると共に國內に於ける配給規制を更に強化し次で對日輸出餘力の增大に努むるものとす。尙在來日本に依存せるものに關しては極力之が自給化乃至は他の自給農產物への需要轉換の措置を講ずるものとす。

(四) 生活必需物資に關しては極力自給率の向上を期すると共に併せて之が配給規制の強化を圖るものとす。

(五) 滿支鮮の大陸隣接三地域間の物資相互交流竝に勞務需給を戰時緊急事態に卽應する如く強化し併せて之に伴ふ資金輸送等の綜合計劃を樹立するものとす。

(六) 日本における戰時緊急需要物資に關しては國內における使用、消費の規制を強化し更に進んで各般の積極的增產方策を強行し以て極力對日寄與の增大を圖るものとす。尙重要產業にして在來石炭關係より全操業を存し得ざりし諸事業中その生產品に對する緊急需要の增大せるものについては不急事業操業の抑制をなすと共に更に北支炭の增送を所期し之が全操業を圖り以て對日寄與增大に資するものとす。しかして特に鐵鋼、石炭、液體燃料、輕金屬、非鐵金屬、農產物に關しては極力對日寄與の增大に努むるものとす。

(七) 戰時經濟遂行に關しては右生產部面に於ける諸方策に照應し財政、物價、金融竝に配給等流通部面の全般に

亘り別途適切なる措置を講じ綜合經濟發揚に遺憾なきを期すると共に「インフレーション」防止に關しては之が適切なる諸方策の遂行を圖るものとす。

（八）行政機關竝に各企業に於ける業務に關し不急事業竝に平時的業務の整理調整を行ひ之に關與し居りたる人員の部門内に於けるのみならず他の國内緊急部面への轉用を圖るは勿論更に進みては日本よりの要請に對しても能ふ限り之が充實を期するものとす。

（九）本要領の實施を圓滑ならしむるため之に即應せる日滿間の戰時非常輸送計劃の樹立運營に付き遺憾無からしむるものとす。

（十）本要領に即應せる日滿支間國際收支計劃の樹立、運營につき戰時即應の措置を講ずるものとす。

（十一）本要領の速急實施を圖るため速かに日滿竝に滿鮮支間に於ける連絡協議の措置を講ずるものとす。

（十三）經濟部の方針闡明

青木經濟部次長は基本國策大綱のうち經濟諸施設運營に關する當局の方針を左の如く闡明した。

新經濟施策の眼目、今般決定を見た基本國策の大綱のうち經濟行政の部門に於て闡明された新方針は一言にしていへば建國以來の經濟方策に對する結論的方法としての一般階級的施策、即ち自由主義的經濟思潮の向上に構成された滿洲國獨自の計劃經濟を國家主義的經濟思潮の基盤の上に再編成するための新らしい方策であり、從來の「べからず」主義的經濟統制の段階から「すべし」的計劃經濟の新段階に移行するための基本經濟地盤の構成にある。從つて官も民も右大綱の決定を契機として從來の自由主義的經濟思潮を根本から拂拭し、日本戰時經濟補強のための基礎產業振興竝に對日期待物資の輸入減に依る國内自主經濟確立の新方針に向つて邁進すべきである。從つて經濟部としては積極的財政の確立、爲替管理の適正、資金、物動計劃の効率的策定、物資配給の合理化などに重點を指向し基本國策大綱に基いて戰爭經濟の推進に萬全を期して行く方針である。

△經濟行政の刷新

庶政刷新の基本方針は、第二期建設に當面する滿洲國政治新體制確立の基盤となるものであることはいふまでもないが、經濟部門の行政刷新に當つてもその中心的課題をなすものであるため、早急に行政運營方式の改善、行政事務の簡捷化等部門全般の行政刷新策を講じたいと考へてゐる。しかし行政の刷新は必ずしも機構の改革によつてその萬全を期し得られるものではなく、要は機構を構成する各員の素質にあるとの觀點から今後は極力部門全官吏の素質向上に重點を置く方針である。從つて經濟行政刷新の當局の目標となるものは中央、地方を通じ各段階に於ける指導統

制力の強化及びその連繫緊密化等であるが、特に施政に當つては事業時期の適正を期す上から認可許可事項其他官廳事務を可及的急速に行ふ方策を考慮したいと考へてゐる。

△官民一體の協力體制確立

生産增強を至上目標とする戰時經濟の現段階に於ては、施策の時間的適正が第一條件となるものであり徒らにその內容乃至は方法に拘泥して時機を失することは嚴に戒めなければならない。從つて今後の經濟施策に當つては官廳の行政運營方式の改善と共に、特殊會社統制團體及び一般業者の渾然たる協力體制を確立することが絕對に必要である。特に特殊會社竝に統制團體は他の一般民間業者に對し政府が特殊會社に對して採ると殆んど同樣な立場を採らねばならないのであるから、之等の各經濟團體に於ては事務處理の簡素化は單に政府のみに課せられた命題等と考へることなく、齊しく右の課題に卽應して社內業務の根本的刷新を行ふべきである。尠くとも今般制定を見た基本國策大綱が特殊會社を始め一般民間業者にとつて無關係であると考へる如きは當局を認識せざるための甚だしさ盲斷であり、それら民間側の思想統一こそ政府の處政刷新に先行して行はるべき喫緊事である。

△特殊會社行政

企業統制の新方向が採算性の維持に重點を置いてゐることは基本國策大綱の經濟綱要に明記する處であるが、採算性の維持を圖るといふ意味は直ちに製品の値上其の他企業體の財政的措置を講ずることを指して居る譯ではない。寧ろ業績の上らない企業體に對しては極力經營の合理化、能率增進を要することが第一義で、それで尙且つ採算の採れないものに對しては經濟平衡資金其他を適用する製品の値上など低物價政策に影響を齎らす如き財政的措置は極力避けて行く方針である。なほ特殊會社乃至は一業一社主義に對しては再檢討を加へ今後は出來るだけ特殊會社をつくらざる樣努めると共に、既存の特殊會社に對しても漸次檢討を行ひ企業に對する國家の參劃が高度に要請されぬのは普通法人に改組する場合も有り得ると考へてゐる。

五　滿洲國基本國策大綱の使命

滿洲國政府は大東亞戰爭の一週年記念日たる十二月八日を期して、來るべき第二建設の羅針盤とも言ふべき「基本國策大綱」を發表、四千三百萬國民の眼前に颯爽として展開された。

建國以來玆に十年、滿洲國は帝德の下民族相協和し、官民戮力相共に建設開發に邁進した結果その國運は益々隆昌を極め國勢また飛躍的發展を遂げたが偶々一昨年十二月八日大東亞戰爭勃發、日本が東亞民族をして各々その所を得せしむる大理想を掲げ斷乎膺懲の戈を執るや、滿洲國も日滿一體の本義に則り國防國家の體制を確立すると共に進んで聖戰完勝を圖り大東亞共榮圏必成に邁進することとなつた。

而して右の目的達成のためには國力の根本を培養し、國勢の劃期的昂揚を期すべき將來の大計を企圖する必要性に迫られ、かくて政府は過去十年間の治績に基きその經驗を活かして新しき構想を樹立、國家の向ふべき道義、國民の進むべき方向を示すためこの基本國策大綱を發表したのである。變轉極まりなき現下の情勢に於て明日を豫斷するだに覺束ない今日、遠く十年の劃は一見地に就かざるかに思はれるが、無計劃、無統制は徒らに事態を紛糾せしめるのみか進んでは測らざる混亂を招く惧れなしとせず、一應將來に目安をつけ、目標を定め、それに向つて突進することは暗夜に光明を掲げると同樣絶對必要なことであり、官吏自らその進むべき途を發見、民間またこれに續くの體制を確立する上に不可缺なことといはねばならない。

此の大綱は前述の如く概ね十ケ年間を目途としてをり過去十年は一應整備建設された地點から更に一歩前進する所謂第二期建設への曙光であり、方途であり、今後折に觸れ、事に臨んで逐次實行に移さるべき內容を多分に盛る劃期的なものと稱すべきである。建國當初の大同二年政府は滿洲國經濟建設要綱を發表、その後日滿支經濟建設要綱、戰時緊急經濟方策等の諸方策に準據經濟諸方策の樹立實行をなして來たものであるがこれ等は單に經濟に關するものみであり政治、民生等において缺けた部門があつたため、前述の諸方策中成果大いに擧がつたものに對しては飽くまでこれを踏襲、然らざるものに關しては一大斧鉞を加へ改廢すると共に政治、民生等を合せた眞に國政百般に亘る諸施策の大綱として制定され、これが作成にあたつては國務長官、總務廳次長、總務廳各處長、各部次長の中核的幹部官吏が前後數十回に亘つて愼重審議を重ねた結果漸く草案を得、更にかかる重要問題であるだけに法律同樣參議府會議において內容を說明、元老の意見を聽取する等飽くまで愼重な態度を採つたものである。

本大綱は第一章根本方針、第二章政治綱要、第三章民生綱要、第四章經濟綱要の四章より成り、更に各章は各項目別に具體的且つ細目に及んでゐる。以下各章毎に順を追つて聊か解說を加へて見る。

（一）根本方針

施政の根本方針は

一、國體の本義を顯揚し國家觀念を涵養し民族協和を以て國家的團結力を強固ならしめん事を期す。

國體の本義は惟神の道にあり、曩に渙發された國本奠定詔書に炳乎として明らかで、更に一昨年大東亞戰爭勃發と共に渙發あらせられた時局に關する詔書に於ても示されてゐる處であり、この本義の顯揚こそは滿洲國發展を左右するものと稱して過言でない。この本義の顯揚により國家觀念の涵養を圖り民族協和相携へ國家的團結を強固にすることがこの國を育成發展せしめる途である。

一、日滿共同防衛の本義に則り國防國家體制を確立すると共に國力を大東亞戰爭完遂に結集し、進んで大東亞共榮圈必成に寄與せんことを期す。

日滿共同防衛は國是であり、時局に關する詔書においても死生存亡斷じて分擔せずと仰せられてゐる如く未來永劫變ることなき鐵則である。即ちこの本義に則り內、國防國家體制を確立し如何なる外敵といへども一歩の侵入をゆるさざる國力を培養し北邊鎭護の重責に任ずるとともに外、大東亞戰爭完遂に總力を結集し國人國力を擧げて日本の天

業を奉翼し、大東亞共榮圈の必成に寄與することこそ今の滿洲國に課された至上至高の使命である。

單に對日寄與といふ點に止まらず對日依存の脫却により日本の負擔を幾分でも輕減することは換言すれば積極的對日寄與であり、大東亞共榮圈必成への寄與である。

一、文敎を振興し、產業の劃期的開發を圖ると共に勤勞興國の民風を作興しもつて民生を向上し國力を培養充實せんことを期す。

文敎の振興は民生向上の基礎をなすもので廣く知識を求めしめ世界の情勢を知悉せしめることは自らその地位、使命を認識すると共に一方勤勞興國の美風を徹底的に植ゑ付け、働かざるもの食ふべからざるの慣習を作り、これにより產業の劃期的開發を圖るは文敎の振興と共に國力の培養充實に不可缺事である。

右三根本方針こそは實に滿洲國政運營の基礎であり國民たらんもの一人として忽せに出來ない大綱である。

（二）政治綱要

△國防態勢の整備

滿洲國はその地理的特殊性に鑑み日滿共同防衛の本義に則り今後益々防衛防共の國家體制を整備するは國體の本義

顯揚と共に政治の中核であり併せて治安の全きを圖るは施政の滲透徹底の上から見ても當然である。

△民族協和の具現

巷間往々にして民族協和の何者たるかを知らず、形式的平等論に終始する憾みなしとしない。眞の民族協和とは單に形式的な平等でなく各民族間で長短補足、各々分に應じてその所を得せしめ、融合團結する處にあり、日本人は各民族の中核的指導者として各民族の特質を活し陶冶伸張せしめて國家目的に即應せしめるやう誘導、それぞれの分に應じて奉公の誠を盡さしめなければならぬ。そこに初めて民族協和が具現せられ融合團結が釀造される。滿洲國政府は協和會と一體となり協和會をしてこの線に沿はしめるやう適當に補導謬見誤解を招かぬやう適當に措置する。

△外政の伸張

大東亞各地區間における地域特に大陸隣接地區との間には嚢に日滿支經濟建設要綱、滿鮮一致の基本指導要綱等で既に闡明されてゐるが將來更に滿鮮、滿華北との間の提携を緊密にし、大陸隣接地區相携へて積極的對日寄與による大東亞戰完勝を期し大東亞新秩序の必成は固より世界新秩序の建設に貢献せんとする。即ち昨年一月より開始した日滿鮮連絡會議、滿華北、滿華中連絡會議は將來更に數回に亙つて繰返され或は有無相通じ、或はその地理的經濟的立地條件に即應して產業經濟の効率化を圖り、如何にして對日寄與を增進せしめるかに指向せられる。

△庶政の刷新

凡ゆる施策の實行の成否は行政運營の適不適と國民の信倚如何によるものであり一方新たなる事態に逢着して國策の遂行が喫緊を要請される今日、行政力の滲透は尙一層要請される。而して行政運營の萬全を期するためには現在の官吏制度に一大刷新を加へ、中央地方一體となつて責任政治の確立をなし國策の遂行に當つてその的確を期す必要がある。そのためには先づ

一、行政機構の改革、中央地方を通じて指導統制力を強化、連繫を密接にし綜合統一化を圖る必要がある。滿洲國政府は本年先づ中央機構の改革を斷行、更にこれを地方にまで及ぼすと共に總務廳中心主義を一層徹底強化してその綜合統一化を圖る方針である。但し總務廳中心主義の徹底といつても機構の擴充、人員の增加等を行ふものでなくその機能を強化し、所謂少數精鋭主義をもつて臨む豫定である。

二、行政運營の方式改善、行政事務の簡捷化も本年度より徹底的に斷行、從來行政運營の方式が拙劣な爲各般の障碍を見、更に所謂統制のための統制の如き弊に陷り徒らに事務の煩雜を招いた傾向があつた點を改め事務の複雜手續きの煩雜なものは各科各係に至るまでその原因を糺明改變すると共に中央一割地方廳八分乃至五分（豫算面

における）を減員し更に實在員のうち約七千名を整理する。またこの官界の新體制を特殊會社、特殊團體にまで及ぼし同樣な刷新體制を採り各々その機能を強化、活用し官民一體體制を確立する。

三、これに併行して官吏の錬成責任感の透徹、綱紀肅正、信賞必罰の徹底を圖ると共に待遇の改善による資質の向上を圖り、官界の氣風に一大刷新を加へる。爾來、この國は複合國家である關係上官吏の責任感が極めて稀薄であるため錬成による是正をなし、農產物の蒐荷成等において信賞必罰を瞭かにする。

四、地方廳においては中央に即應せしめると共に隣保組織、興農會の國策遂行基礎組織を指導育成し、他力本願でなく自興的發達を促す、即ち街村等下から盛りあげなければこの國の政治の萬全は期し難い。

五、支那では警察權が完全に施行されれば善政であると昔から傳へられてゐる程で玆に特に警察を採り上げたのもその重要性に鑑みたものであり行警一致による行政の實効を確保せんとするものである。

六、行政の滲透、施策の遂行にあたつてはその對象たる實體を把握しなければならぬが滿洲國においては未だその調査が充分だとは云へず、政策の實施において必ずしも公正的確なものといふことが出來ない。從つて行政對象の實體を把握するために科學性を有する調査機能を整備強化し、就中人籍地籍は可及的速かに整備する。地籍は目下寫眞測量によつて南滿地方（奉天、安東、錦州の各省）を終了してをり更に北滿地方に及ぼす豫定で人籍については寄留籍、國民證の交付についても考慮中であり本年度より實施されることになつてゐる。

七、行政施策の基礎たる財政は情勢の變化と共にまた其の方針も改變の已むなきに至つた。即ち滿洲國政府は從來の健全財政から積極財政に移行する點を瞭かにしたが此の積極財政も總花的でなく重點且つ積極であり必要なるものに對しては積極的に放出せんとするものでこれが財源に就いては租稅に重點を置き、租稅は國民が國家に對する奉公作用とし、租稅の地位を確立強化するやうに向けて行くが、この間公債の發行に依るものがあることは勿論である。

（三）民生綱要

民生の長養は國力培養の基礎であるが、かかる問題は一朝一夕にその効果を擧げ得られるものでなく、長期間を要する。然し假令時間を要したとて第二期建設に向ふ滿洲國としては即効化は不可能にしても漸次民族を昂めることは國體の本義顯揚、國家觀念の涵養に於ても缺くべからざるものである。

△國民の錬成

國民の錬成においては既成部面よりも將來性のある青少年に重點を指向するは當然であり、次の時代を双肩に擔ふ

べき人材の育成は青少年の間になしておかなければならぬ。先づ教育の振興であるが

一、學校教育――學校教育は初等教育に重點を置き、大學教育においては實業教育について特にその內容を充實する。卽ち量よりも質に重きを置く方法を採用する。また初等教育にはその教員に負ふところが大きい點に鑑み教師の養成を圖るため師道教育の刷新充實のため本年度豫算に計上可及的な實施をなす方針で一方素質の向上、待遇の改善、教育者尊重の氣風を作興し、各種試驗研究機關及び工場、鑛山等との連繫を緊密ならしめる。

二、社會教育――社會教育施設の整備、識字運動の積極化、藝文補導を圖り、宗教に關しては反國家的色彩の濃厚なるものは之を補導國家目的に卽應せしめる。青少年の錬成は勤勞奉公制度の創設によりその組織を通じて強化し、一般錬成は職場により徹底を期し同時に婦女子についても女子青年團による婦德の涵養、品位の向上、特に滿系に對しては勤勞及び衞生思想の普及に努める。

△厚生の伸暢

強健なる國民の育成は生活環境の快通が要求せられこれが國家興隆の基礎を確立するものであり、保健衞生においては傳染病の防疫、特にペスト及び結核の豫防撲滅に努め、一方醫療施設の整備強化を圖る。生活の改善は現下最も必要なことであり將來住宅の計劃的增設をはかり、風土環境に應じた生活樣式を科學的に研究これが普及をはかる。

從つて將來厚生科學研究所の如き機關の設立がなされる可能性はある。阿片の斷禁は將來勿論踏襲するが從來の如き非科學的な方法を排除、科學性を具備する方法によつて實行する。

△勞務興國の實踐

滿洲國勞働力は周知の如く華北山東に依存、年々多數の工人を迎へてゐたのであるが近時に至り華北產業の勃興、國內產業發展に伴ふ需要の旺盛、爲替管理強化の原因により著るしく逼迫を齎らし產業の積極的開發に支障を生じた。從つて國內における勞力の確保、卽ち自給自足體制の確立が急務となり、これがため國民皆勞體制を整備、勞働生產性の向上を圖る積極部面と勞務管理の改善等の消費部面の勞務管理の改善等の消費部面の二方面より進み、國土建設產業の飛躍的發展を期せんとする。

一、國民皆勞體制の確立――國民皆勞の美風を作興することは極めて重要であり、勤勞奉公制度を採用、都市における浮遊勞働力や婦女子勞働者を積極的に活用する。

二、勞務統制の强化――勞務配置は無計劃になされることなく各々その分に應じ適正なる配置をなし、男女の性別による配置も特に考慮する。過去十ケ年の實績において一應その基礎資料を得たので將來の運用は期待され更に進んでは非生產的使用人例へば商業使用人の如きは極力制限を與へこれを生產部面に轉換せしめる等の措置を講

じ勞賃の昂騰防止、勞務者の移動の防止徹底を圖り技能者の登錄を整備し、非常な場合における動員體制の確立を期す。

三、勞働生産性の向上――生産方法の機械化を進めると共に勞務者の技術訓練を更に強化し技術の改良、優先技術の導入に積極的に乘り出し、技能競爭等を積極化する。尙技術者の養成は從來の經驗から割出して企業體の自家養成が最も合理的であるとの結論に到達、小企業體のため自家養成不可能なるものは共同養成の如き方途を講ずる。從つて鑛工技術員協會はその機構が當然改變され調整が加へられる。

四、勞務管理の改善――勞需物資は從來とても優先的確保をなしてゐたが勞務生産力の喫緊重要性に鑑み更に徹底して勞需の確保を圖り、一方災害防止、保健衞生、福祉施設の整備擴充をも併せ行ふ。

（四）經濟綱要

一　經濟統制原則の變更

經濟綱要は根本方針として日本との綜合的經濟關係を基調に國防經濟體制の完成を目標とし特に先づ基礎的産業の開發、交通網の擴充に重點を置くべきことを示したが、これは日滿支經濟建設要綱の線に沿ふたものであり東亞共榮圈における滿洲國の地位及び使命を再確認したものである。

部門別政策に先立つて第一に統制方式を明かにしてゐるが、經濟機構は飽く迄計劃的統制の原則を貫徹する方針を堅持すると共に特殊會社制度、一業一社主義に關しては最近現實に採用しつつある政策を確認し滿洲經濟の憲法ともいわれた滿洲國經濟建設要綱に或る程度の修正を行ふ結果となつた特殊會社制度は特に企業に對する國家の參劃が高度に要請せらるる事業にのみ限定すると言つてゐることは、事業の性質上國家參劃を必要とする企業が現在殆んど特殊會社によつて行はれてゐる事實から判斷すれば、この意味においてはこれ以上特殊會社を設立しない方針を示したものであり、同時に特殊會社の制度が統制經濟上の形態として最も優れたものと言ひ得ないことを認めたものである。特殊會社形態は凡ゆる企業にまで適用さるべきものでないことは、既に一般に認められて來たところではあるが、特殊會社設立趣味は依然屢々頭を擡げ勝ちであつた。しかし昨年來の特殊會社刷新によつてその適格性に對する判斷は一應結論したのである。そこに一つの限界を設ける必要が生じたわけである。ただ事業の性質からでなくて財的に國家の參劃を必要とするものとなるので、これ等については特殊會社が尙設立されることを考へねばならないだらう。

一業一社主義も特殊會社制度と竝んで最も議論のあつたところであるが、滿炭分離に見られた如く既に一應放棄された如き印象を與へてゐたもので、綱要はこの點を確認「企業の本質上已むを得ざるものを除き之を採らない」ことを明かにし、觀念上の原則も逆轉した。現在必要已むを得ざるものについては一業一社が略完成して居りむしろ一業

一社を必要としないものに對する解體的傾向が強化するものと見るべきである。特殊會社に關聯してその機能と行政との調整刷新が一項目として採り上げられてゐるが、この點は現在必ずしも合理的に行はれてゐない。官民協力體制の確立の上から官と會社、團體の抱合を強化することは緊急實現さるべき問題である。近く設立さるべき各部門の事業統制組合の活用とも大きな關係があり、行政簡捷化の問題と併行實現が期待される。

この外企業統制については採算性の維持、經濟の合理化、高能率企業の優遇等を考慮すること、統制の手段、限界については實効昂揚の建前から一率的傾向を避け、民族的特質その他對象の性質に應じた彈力性を考慮すること、また統制方法に地域的、職能的團體を利用すること等が擧げられてゐる。最後の集團利用に關してはかねて統制違反に對する團體的自淨作用等が考慮されてゐる。

二　興農合作社は改組

農村振興、自給自足の確立と共に食糧基地たる使命達成のため增產の徹底實現をはかる方針のもとに農業政策の科學的計劃性附與、自興村への重點集中、第一線滿系技術指導員の養成、畜力及び機構力使用の漸進的普及による新農法の確立促進、小作制度その他耕地安定方策、未耕地の計劃的開拓、治水利水事業による耕地の積極造成蒐荷方法の再檢討、合作社機構の改組、農事金融機關の創設、特用作物の反當り收穫增加等を列擧してゐるが、このうち左の諸點は新しく今回大綱によつて初めて明かにされたものである。

一、增產の最も手つ取り早い方法として耕地の造成にあるので治水、利水の促進を大規模に實施特に遼河水系は直に着手する。

一、會作者は縣單位を村單位に改組し農村中核として生產指導に力を注がしめ、一方農業開發に必要な長期資金獲得の必要に鑑み農業特殊金融機關の設立を考慮する。しかし日本の勸銀の如く單純なものではなく合作社との結付きは相當愼重に考慮されねばならぬ。

一、特用作物は面積擴張による增產を求めず技術改良を主とする。

一、小作制度の改善、小作制度の複雜多樣なことから急速な全面的改善は困難であり、却つて增產の阻害を來すことにもなるが本年度蒐荷に際して一部不在地主に小作料代金納を命じた如く行政措置による耕地安定は逐次實現さるべきである。

一、蒐荷方法の改善、先錢制度の再檢討當然含まれてゐると見るべきである。

次に林業については森林の立地的造成に主眼を置き、官行造林のほか特民間造林を全面的に奬勵する方針を示したが、造林の積極化は治水事業と共に第二建設の新しい劃期的政策と言ひ得るものであつて目下三十ケ年計劃に基く最初の十年間の造林計劃案が審議中で近く決定を見ることとなつてゐる。

畜産關係では防疫及び飼料對策、水産方面では國内淡水魚業の開發が擧げられてゐる程度である。

三　重工業開發方針

鑛工業關係では先づ重工業の開發を圖り專ら鐵鋼、電力、石炭、輕金屬及び非金屬に最重點を置き産業の基礎確立と戰時必需物資の需要充足を期し逐次化學工業、機械工業その他完成品工業に移行するといふ方針を示したが、これは既に第二次五ヶ年計劃の發足に當つて確立された方針である。

而して鐵鋼業については大東亞共榮圏に於ける鐵鋼の大增産はその主たる部分を滿洲國の資源開發に依存せざるを得ないとの前提の下に鐵鋼業の飛躍的開發を行ひ、就中差當り即効的緊急增産のため現有施設能力の最高度發揮に主力を注ぐべきことを明瞭にした。これは一面鐵鋼政策に關しては、飽くまで現在の方針を堅持すべきことを表明したものである。なほ經營の形態は貧鑛處理による鑛石法銑鋼一貫作業を基本とし、特殊鋼及び副産物利用高級化學工業を加ふる綜合的經營形態に逐次進展すべきこと、特殊鋼は適地性による增産をはかりモリブデン、バナヂウムの開發を促進することを擧げてゐる。

石炭に關しては自給自足の確立を目標に鐵鋼開發に即應する粘結炭の增産、炭質の向上が採り上げられ、從つて優良炭田の開發は未開發、既開發を問はず積極的に之を行ひ、これと併行的に粗惡炭炭礦の整理を行ふ方針を明かにした。滿洲鐵鋼增産が緊急即効主義を基調とする以上北支炭への依存は當分已むを得ない事情にあるが、國内自給の完成は北支に於ける鐵鋼業の開發促進を齎す點に於て可及的速かに期待される。しかし懸案の興隆その他粘結炭の新開發は輸送路建設等の關係から急速には困難であらう。また粗惡炭礦の整理にしても優良炭田の開發進捗と歩調を合せねばならぬ事情にある。炭質の向上策としては選炭施設の擴充のほか炭質に基く合理的な價格差の役定を講ずること、原料炭配給については炭種及び品質の固定を充分工夫すべきことも石炭對策の重要項目となつてゐる。

非鐵金屬では鉛及び亞鉛の增産と共に銅の速急開發を實現する方針である。

この外兵器工業、機械工業、車輛工業、化學工業、製鹽の充實發展を漸次行ふこととし、これ等についても順序、方式を示してゐる。重工業製品は特に對日供給を確保することを第一に、大陸隣接地域への供給地たる實を擧ぐると共にその原料資源については積極的に共榮圏内資源の利用をも考慮することとなつてゐる。大東亞建設の進展によつて滿洲國の重工業的地位は漸くその重要性を倍化して來たことを物語るものである。

尙重工業の開發に即應して工業立地の具體的決定及び整備を先行せしむること、資源開發的觀點から鑛業法の根本的改正を行ふこと、賦存資源調査を徹底的に行ふことを明らかにした。

輕工業で國内資本、國内原料による加工業の振興と主要生必物資自給確立である。

四　配給、物價、金融

配給統制は各種の問題を含むので一概には行かぬが、方向は相當瞭かに示されてゐることは注目される。主なる點は

一、物資配給の基調を商業利潤の追求から國家目的に卽應する配給義務の遂行に轉換させる。

二、重要物動物資の配給は現行の通り日滿商事、生必、專賣等一元的機關をして行はせる。

三、一般消費物資の配給統制は主要な生必物資に重點を置く。

四、販賣業は原則として許可制とし配給段階の整理を行ふ。

五、配給利潤の公定口錢化、業者の地域的適正配分と共に業者への割當基準は實績主義を改め能率主義に移行する。

六、農村配給機構は合作社の整備に卽應し、そとの機能を活用する、之は合作社の整備しない今日に於ては、既存業者の活用を必要とする意味も含んでゐるわけで合作社の販賣事業に對する態度を明かにしたのである。

價格政策に於ては低物價主義の堅持を改めて強調したが極力低位安定を期すると共に一面「國家的見地に基く物價相互間の階調均衡を得しむる如き所要の調整を加へ」必要に應じて適正價格主義を採用すべきことをも暗示してゐる。

而して物價統制の基調は生產原價の低減に置きこのためには統一原價計算制の創設、能率の增進及び所謂總體費の

節減、建設減のための土地統制強化、平衡資金制度の活用を行ふが價格補償の財政措置は、原則的に行はないことを明かにしてゐる。また對日關係物資の原價は合理的比較基礎に於て日本の價格水準と同一ならしむる方針であるが從來よりも屢々考慮されてゐる點である。配給の收買價格は適正主義により企業別複數價格を認むるも、販賣價格については一プール平準制を原則とし、この外特定生產物資又は重要消費物資の價格については國家的必要によつては二重三重價格制の採用も豫想してゐることは注目すべきである。

圓元等價主義を阻害する諸因素は之を芟除すると簡單に原則を示してゐるが、これによつて圓元パー確守に必要な前提條件を飽く迄も守るべきこと、特に物價の問題について絕對的方針を確認したものである。圓元パーの放棄による混亂を豫想すればこれが確守は當然のことながらその前提條件は必ずしも至極簡單ではないのであつて改めて阻害原因の除去を強調したことは複雜な意義を有する。

金融部門ではこのほか浮動購買力吸收、貯蓄奬勵の極化、證券市場及び國內金融機關の育成、中銀制度の改善等を擧げてゐるが中銀の國家的機能強化の問題は既に中銀法の改正となつて實施されてゐる。大綱中の片句が相當詳細な具體的內容をもつてゐる一例である。

五　治水の積極化

交通部では各施設間の有機的連繫ある擴充によつて輸送力の綜合強化、計劃輸送の鞏化を目標とし鐵道については私鐵、專用鐵道の奬勵をあげてゐるが、これは最近相當實現をみてゐるのである。道路は國防產業及び開拓に必要なものの新設と補修、自動車專用幹線道路である。

海運では港灣整備の外、對日支航路の充實に重點を置き造船施設の擴充を行ひ、河川及び運河に關しては南滿工業地區の產業運河の建設を考慮するものとしてゐるが奉營運河計劃を指すものであらう。

理水に關しても特別の一項を設け防水及び河水の効率的利用をはかるため綜合的計劃の下に積極的に遂行、先づ遼河水系に重點を置くこととした。遼河水系の治水工事は既にその實施計劃が新聞に發表され大規模な進捗を見つつある。

都邑計劃は適正規模によるその確立、既存大都市人口の集中抑制と疎散を行ふ方針で、就中都市人口の疎散は農業增產策の一環として最近強く叫ばれてゐるところで政府に於ては積極的な具體策を作成中である。

この外經濟綱要は交易、通信、科學技術にも及んでゐるが科學技術については綜合的統制及び動員體制の確立を期してゐる。

六　勤勞勞務體制の確立

民生關係では文敎の振興、國民の鍊成厚生の伸張及び勞務興國の實踐である。根本方針のところで第二建設の特色として國民素質の向上を指適したが民生要綱の主要部分はこれに關するものである。

敎育については初等敎育に重點を置き中等及び大學敎育を主とし、靑少年鍊成は勤勞奉公制度、靑少年組織のほか特に職場鍊成を通じて行ふ方針である。厚生方面では滿洲の風土に適した生活樣式の普及、陋習の改善、住宅の計劃增設等があるが、どれだけの具體策が行はれるかは國民日常生活に最も關係が深い。

勞務の問題は勞務興國の實踐として民生綱要中に含まれてゐるが根本方針としては勞働力の自給體制の確立、勞働生產性の向上、勞務管理の改善である。主なる對策は次の如きものである。

一、**勤勞奉公制**によつて勤勞の民風を作り、都市浮遊勞働力及び女子勞働力の活用等により國民皆勞の體制を確立する。

一、**勞務體制强化策**として

（イ）事業別配置の强化、民族別性別配置への考慮

（ロ）男子商業使用人の制限策の樹立

（ハ）勞賃の昂騰防止

（ニ）技術者登錄の整備

を行ふこと。

一、**生産性の向上對策**としては機械化の徹底、勞務者の技術訓練優秀技術の導入、技能競錬に對する國家的褒賞を逐次實施する勞働生産原價低減の上からも政府は最も可能性あるものとして期待してゐる。

一、**技術者の養成**は普通技術者及び技術工は企業體として積極的自家養成を行はしむる。從つて現在鑛工技術院の一般技術工養成に對してはその經驗から見て修正が行はれることとなる。

一、**勞務管理改善**に關しては勞需物資の確保を圖ると共に災害防止を徹底しまた保健、衞生、福祉の充實を行ふことと、特に災害防止については明年度に於ても色々な措置を講ずることとなつてゐる。

六　滿洲の護り固し

今や我が陸海軍の精鋭は、大東亞海を壓して千古未曾有の大作戰を敢行しつつあるが、南方の大作戰は「北邊の護り」が有事即應の態勢にあればこそ、後顧の憂ひなく全力を擧げて遂行し得るのであつて我が關東軍の重厚なる大兵力と零下四十度の酷寒を物ともせぬ將兵の旺盛なる士氣によつて儼然と固められてゐる。いまこの蜿蜒五千キロを守つて搖がぬ關東軍の威容を述べてみよう。

今次大東亞戰爭の發端とも云ふべきものは去る昭和六年の滿洲事變にして柳條溝に爆發した抗日政權打倒の狼火は滿洲國を成立せしめ更に察哈爾、綏遠から北支一帶に激動を傳へやがて支那全土に燃え移つて遂に南方太平洋の彼方にまで狂瀾を卷き起して今次の大東亞戰爭にまで發展して行つたのであるが東亞が此の僅か十年間に此の一大躍進をなし遂げ得たものは爆發の原動力が強烈であればあるほどその傳へる萬波が遠くへ疾風の如く擴がるにも似て滿洲事變以來の飛躍的建設と成長の一途を驀進し來つた北方東亞滿洲國の力強き爆發力と、無限に湧き出でて盡きぬその生命力が大東亞前進の一大據點とも亦防波堤ともなり得たことにあることは論を俟たない。

滿身の齊力を揮ふものは脚を強く大地に踏ん張り、跳躍の高さは大地を蹴つて脚力の強さに比例する如く、確固たる據點と明確なる指針こそ前途に健全と飛躍を與へるものである。北方の強化は南進の源泉力であり今次大東亞戰爭の進み行く姿こそ恰も北斗星を仰いで千里に駒を驅つてのち南十字星の輝くのを發見した感じである。

かくて北方東亞に皇道を宣布しその樞軸たる滿洲國の守護神關東軍及びその一翼たる滿洲國軍と共に日滿共同防衛陣の大東亞建設史に演じた役割こそ輝かしく歷史的意義は極めて深い。十年前滿洲事變が一波萬波を呼んで今日見るが如き大東亞に正義の新秩序を建設する一大聖戰となり、日本亦政治力に經濟力に全分野に亘つて國力の一大飛躍を遂げたのに伴ひ我日滿共同防衛陣の強化擴充も驚嘆に値するものがあつた。誰か十年前の滿洲を見て今日の關東軍の威容を想像し得たであらうか、當時關東軍は僅か一萬餘の寡兵を以て敢然蹶起し到るところ數十倍の敵に對し勇戰奮鬪して、事變勃發の當日より旬日を出でずして早くも南滿各地を掃蕩して大勢を決しその神速壯烈は列國を驚嘆せしめ引きつゞき全滿洲の徹底的肅清に精進して行つたのであるが、その後世紀の舞臺は僅か十分の一回轉したかと思ふと觀る者の眼を奪ふ偉丈夫として劃期的成長を遂げ、精鋭無比の近代軍の威容は量といはず質といはず戰時未曾有の躍進振りを示して今や大東亞共榮圏確立に千鈞の安定感を與へる一大金字塔、日滿共同防衛軍不動の堅陣を展開し來つたのである。

然し乍らその間混沌果しなき世界の動亂を防止して滿洲國を王道樂土の安泰に置き常に皇軍の一大前衛として北方東亞に皇道宣布の日夜不斷の活動を續け來つた關東軍將兵の涙ぐましい努力と偉業こそ世紀に輝き、日滿共同防衛軍が治安の肅清に外敵の防禦に描いた勇奮美談の數々こそ戰史不滅の感激篇とも云ふべく、例へば滿洲事變勃發して張軍閥を打倒した後の滿洲には舊東北軍の敗殘兵所謂「兵匪」や滿洲名物の馬賊等合してその數三十萬以上に及ぶといはれ而もその地域は百三十萬三千百四十平方キロの廣大に割據し地形亦山嶽重疊、湖沼、濕地、密林交錯して皇軍の進路を妨げ討伐隊の勞苦は言語に絶するものがあつたが、極寒炎熱の大陸の酷烈な氣候を克服して或は歸順せしめて皇化に浴せしめ、或は神速果敢なること朝に一城を拔き夕に一塞を拂ひて大小匪團の潰滅するもの數を知らず、文字通り鬼神の如き奮鬪を續けた結果昭和十二年末にはさしもの匪數も僅か五千足らずの驚異的減少振りで昨今では五百に滿たざる殘匪が水跡未到の深山僻地に蹤跡して餘喘を保つに過ぎず、これを世界史に照らし或は中央アジア、印度佛領印度、アフリカ等における政治匪、土匪等と比較すると眞に歷史的驚異とも云ふべき快調な肅清振りで、それだけに却つて十年の短時日に此の成果を收めた日滿討伐軍將兵の辛酸こそ言語と想像に絶するものであつたのである。

又一方滿洲國は蜿蜒五千餘キロに亘つてソ聯と直接國境を接し赤色ソ聯勢力の窺窬を受けてゐるが、滿洲建國後ソ聯兵の滿洲國領への不法越境侵犯、不法射擊、不法拉致、河川航行妨害或は飛行機の領空侵犯等國境紛爭は逐年增發しその都度日本のため擊退と嚴重なる抗議に膺懲されつつもソ聯の不法事件は一ケ月三百件に上るに至つた事さへありその間東亞一帶に亘るソ聯赤軍軍備の強化、兵力の強化は徒らに挑戰的となり、遂に乾岔子島事件(昭和十二年六月)

張鼓峰事件(昭和十三年七月)及びノモンハン事件(昭和十四年夏)の如き機械化部隊及び空陸相呼應する近代的大規模の國境事件をも惹起して世界の耳目を震憾させるに至つた。當時支那戰線に於ける皇軍の行動を牽制し聖戰下日本の國力を打診する大規模の戰爭を誘發せんとした赤化ソ聯の野望であつた事は疑ひないのであるが、何れも皇軍將兵の勇奮力闘により暴戾ソ聯軍を殲滅して此の滿洲國攪亂赤化の野望を微塵に粉碎し揺ぎなき日滿共同防衛陣鐵桶の護りに日滿兩國の國威を遺憾なく世界に發揚し支那聖戰の完遂を促進せしめるに重要任務を演じたものである。

思へば山嶺を越へ大河川を渉り湖沼を横ぎり或は不毛の原野を縫つて蜿蜒五千キロに亘る滿ソ國境にあつて不斷に挑戰する赤化勢力を一歩も入れまじと酷烈な寒暑と萬難を克服して十年日夜粉骨の活動を續けた關東軍將兵をはじめ日滿共同防衛軍の姿こそ東亞永遠の和平樹立に色鮮かに咲き出でた護國の精華として東亞民族の誇りと感謝は盡きないのがある。

而して最近の變轉極まり無き動亂の國際情勢の眞只中にあつて東亞北方の一大安定勢力たる日滿共同防衛軍がその偉大なる眞價を遺憾無く發揮して世界平和の確立に寄與した姿は眞にめざましいものであつた。日本は曩に東亞及びヨーロッパにおいて新秩序を建設し世界平和に貢献せんとする意圖に於いて獨伊と三國條約を締結したのであるが、第二次歐洲大戰が勃發してヨーロッパの禍亂は何時東亞に波及せんも圖り難き實情が生じたので、これが防止のためあらゆる努力を行ひその一つとしてソ聯との間に昨年四月日ソ中立條約を締結し北方の安全を確保したのである。好むと否とに拘らず最後の決戰を目指して列強が對立抗爭する現下の國際情勢にあつて武力的實力の背景の無い外交は恰も魚が水を失つたにも等しいことを思へばこの日ソ中立條約の成立こそ日滿防衛軍の無言の實力を雄辯に物語つたものと云ふべきであらう。第三國が帝國の企圖する大東亞戰爭の完遂を妨害せざること、帝國を圍繞する諸國家が帝國に對する直接軍事的經濟的脅威を行はざること、及び歐洲戰が擴大して戰亂の東亞に波及することを極力防止することは日本帝國の存立と權威とを擁護し、大東亞新秩序を建設するためあらゆる努力を傾注してゐる。

日本の外交の根本基調をなす三つの原則であつて此の鐵則を侵さんとするものは如何なる諸國と雖も斷乎鐵槌を下すに憚るものでない。一昨年六月ドイツは遂にソ聯と運命を異にしてソ聯に雪崩の如く兵を進めるや獨ソ戰爭は東部ソ聯赤軍の動揺を呼び北方の事端漸く風雲の去來滋からんことを思はせ當時東ソ軍司令官アバナセンロ大將は滿洲への進攻作戰をモスクワのスターリンに献言したとさへ噂され、シベリアの空氣は一瞬極度に緊迫の様相を呈したのであるが獨ソ戰線の急展開にもかかはらずこの歐洲の戰禍が東亞に波及することを防止せしめたものは日ソ中立條約であり、而してそれにも増してその實力的背景であるわが關東軍の巨巖の如き威容であつた。備へあれば憂ひなし、如何なる不測の事態にも對處し得る嚴たる備へあつてこそ北邊の靜謐は主動的に確保されて來たのである。

東條首相は去る七十七議會の演説に於いて「事態の推移は帝國としては無關心たるを得ざるものであるので、わが北邊の安定のため遺憾なき措置を講じつつある」と言明したことは此の間の事情を説明したものと云へる。戰はずし

て勝つのは兵の上なるものであり、畏らずして皇化に浴せしめるのは皇道を世界に宣布し永遠の平和確立を大使命とする皇軍の最も念願するところであるが同じく議會に於て東條首相が「政府は依然北方の安全を確保せんとするの態勢を堅持し來れるものであつて畢竟我方に於ては北方に於て平和の攪亂せらるるが如き素因構成せられ、または帝國の權益が脅威せらるるが如き事態の發生することに對しては飽くまでこれを防止せんとするものである」と斷乎決意を表明せる如く飽くまで平和を欲するものではあるが、我帝國の理想と眞意を理解せざる徒輩の妄動に對しては何時でも嚴たる態度に出でるに遺憾なき日滿一體不動の態勢と用意ありと云ふべきである。

今や日本は滿洲國、中華民國、佛印、泰を始め大東亞諸國民族と團結してアジアの敵米英打倒の大東亞戰爭に躍起し開戰以來戰火に輝く赫々の戰果を擧げ東亞新秩序建設の理想は着々完遂を見つつある秋、北方に於けるこの日滿不動の堅陣こそ愈々世界平和建設史に輝く金字塔ともいふべき眞價を發揮しつつあることを深く思はせられるのである。急調な落日の一途を辿る米英、殊にアメリカが沒落の悲運を遁れんとして援ソ物資供給を好餌として或は東亞北方の攪亂を誘發するため魔手をソ聯に差伸べることあるは想像に難くないのであるが、若しソ聯首腦にして世界史洞察の明を有するならば此の北方東亞の嚴たる事態に目を蔽ふこと無く速かに米英との惡因緣を絶つて世界に新秩序を建設し永遠の平和を確立すべき重要任務を日滿始め大東亞と共同に負擔する吝かでないであらう。一昨年十二月八日米英に對する宣戰の大詔降るや直ちに福山關東軍報道部長は

「我が關東軍は日滿共同防衞の大義に基き北邊の護りを安固ならしめ帝國をして聊かも後顧の憂無く斷乎聖戰の目的完遂に遺憾無からしめんとするものである」

旨の談話を發表して大東亞戰爭に望む關東軍不退轉の決意を表明したがこの北方東亞の儼たる護りあつてこそ大東亞聖戰は微塵の憂ひ無く結實の大道を驀進するのであり、萬難を克服してその堅陣を築く日滿共同防衞軍將兵の姿こそ眞に尊く世界史に輝いてゐるのである。

七　滿洲國の特殊會社及び準特殊會社

特殊會社・準特殊會社一覽表

（康德十年（昭和十八年）三月調査單位千圓）

○特殊會社

會社名	公稱資本	拂込資本
滿洲中央銀行	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
滿洲興業銀行	六〇、〇〇〇	三七、五〇〇
滿洲投資證券	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
滿洲生命保險	三、〇〇〇	三、〇〇〇
滿洲航空	六〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
滿洲炭礦	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
滿洲合成燃料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲石油	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
吉林人造石油	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
滿洲電業	三二〇、〇〇〇	一九二、〇〇〇
滿洲鴨綠江水力發電	一〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇
滿洲重工業開發	六七一、〇〇〇	五〇六、二五〇
昭和製鋼所	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
滿洲鑛業開發	五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
滿洲採金	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
滿洲輕金屬製造	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
滿洲自動車製造	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲飛行機製造	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
奉天造兵所	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
滿洲計器	八、〇〇〇	六、〇〇〇
滿洲電氣化學工業	三〇、〇〇〇	二二、五〇〇

滿洲硫安工業	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二九〇
滿洲火藥工業	八、五〇〇	八、五〇〇	
日滿商事	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	
滿洲生活必需品	五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	
滿洲拓植公社	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
滿洲農產公社	七〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	
滿洲林業	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
滿洲棉花	一五、〇〇〇	一一、〇〇〇	
滿洲電信電話	一〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
滿洲國通信社	二、八〇〇	二、八〇〇	
康德新聞社	三、四〇〇	一、四〇〇	
滿洲新聞社	一、七〇〇	一、七〇〇	
滿洲日日新聞社	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
滿洲映畫協會	九、〇〇〇	八、五〇〇	
滿洲圖書	五、五〇〇	四、六二五	
滿洲房產	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
滿洲土地開發	二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	
滿洲鹽業	二五、〇〇〇	二二、五〇〇	

○準特殊會社

滿洲火災海上保險	五、〇〇〇	一、二五〇	
大安汽船	三五〇	三五〇	
滿洲海運	一〇、〇〇〇	五、二八五	
密山炭礦	二〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
札賚炭礦	五〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
溪城炭礦	五〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
石炭液化研究所	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
本溪湖煤鐵公司	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	

東邊道開發	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
滿洲鑛山	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
東亞鑛山	五、〇〇〇	二、〇〇〇	
協和鑛山	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
滿洲特殊鐵鑛	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
滿洲重機	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
滿洲豆稈パルプ	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
滿洲曹達	一六、〇〇〇	一四、〇〇〇	
滿洲大豆化學工業	三〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
滿洲炭素工業	一五、〇〇〇	七五、〇〇〇	
滿洲林業化學工業	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
滿洲共同セメント	一、三〇〇	九七五	
滿洲書籍配給	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
滿洲畜產	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
滿洲柞蠶	七、五〇〇	五、〇〇〇	
滿洲葉煙草	一〇、〇〇〇	七、七五〇	
大興公司	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	
滿洲事情案內所	五〇〇	五〇〇	
滿洲特殊製紙	三、五〇〇	三、五〇〇	
南滿洲鐵道	一、四〇〇、〇〇〇	八五六、二〇八	
滿洲化學工業	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	

特殊會社及準特殊會社とは

特殊會社とは準據すべき會社法として特別法(勅令)の制定されたもの及び日滿兩國間の條約により設立されたものを云ひ、重役の任免、定款の重要なる變更、利益金の處分、合併及び解散決議等に對し政府の認可を要し、その他事業上特別の監督を受けるものである。

準特殊會社とは特殊會社の如く特別會社法の制定なきも、政府が監督の必要上會社設立許可に當り附款命令に基き政府が內部干涉權を有するもの及び會社の定款項中に政府の內部干涉權を規定するものを云ふのである。次に主なる特殊會社及び準特殊會社の概要を述べてみよう。

滿洲重工業開發株式會社

滿洲重工業開發株式會社は、元日本產業株式會社と稱してゐたのであるが、滿洲國政府は康德四年(昭和十二年)十二月二十日、滿洲重工業開發株式會社管理法を公布し、日本に於いて最も新しき綜合經營に成功せる日產を移駐せしめ、之を改組して、十二月二十七日、政府半額出資の下に、資本金四億五千萬圓を以て、滿洲國特殊法人たる滿洲重工業開發株式會社を創立した。

當會社は、設立後十箇年間、滿洲國內事業に振向けた一切の資金に對し、政府より年六分に相當する收果及び元本を保證せられて、重工業部門に於ける政府の實行機關として、滿洲國內の鐵鋼業、輕金屬工業、自動車製造業、航空機製造業、石炭礦業の經營指導に當る外、金、亞鉛、鉛及び銅其の他の鑛業及び主管部大臣の認可を受けたる內外諸事業に對し投資することを得。滿洲國の尨大なる埋藏資源を綜合開發し、重工業の振興を圖るべき重大使命を課せられ、各關係會社に對する連絡指導を密にして、以て綜合經營に遺憾なきを期し既に之が綜合經營體系の整備を確立して、着々その成果を收めつつある。

尙當社は事業の膨脹增大に伴ひ、康德九年(昭和十七年)二月資本金を六億七千五百萬圓に增資した。

現在其の傘下會社は、鐵鋼業、石炭礦業、輕金屬工業、非鐵金屬鑛業、自動車製造業、航空機製造業其他機械工業等の各部門に亘り投資總額は二十億圓に達し、子會社の數は十七社、孫會社の數は十四社に及び、日滿を通じ、未だ嘗て前例を見ざる尨大な經營規模を以て、重要任務を遂行しつつある。

滿業設立に當つての劃期的意圖は、政府談にもある如く (一)內地產業資本の對滿移駐、(二)綜合經營による一貫的且つ大規模なる事業の確立、(三)外資導入を最大の特徵とした。卽ち石炭、鐵鋼、輕金屬の基礎部門より重工業の最高部門たる自動車、飛行機製造事業、しかも日本に比類無い大規模な製造事業を建設しようと云ふのであるが、その驚くべき大量生產の機構を樹立するには日本の技術そのままを移駐したのでは不可能であるとの見解の下に外國よりこれに要する資本と技術の導入が計劃されたのである。この意味に於いて鮎川氏の登場には非常な期待が懸けられたが支那事變の長期化、歐洲動亂の激化に伴ふ國際情勢惡化のため當初の期待に反し外資導入の意圖は悉く裏切られ更に最近に至り大東亞戰爭の勃發によつて實現の可能性を全く失つてしまつた。鮎川氏としては當初滿洲の資源賦存の狀況その他未開發大陸としての特性がかつての米國と甚だ相似してゐるため米國の技術、資本を導入することが最も適當であるとの意向を有してゐた模樣である。その間にあつて康德六年十二月鮎川氏は歐洲動亂勃發後間もない獨

遙へ赴き約半ケ年彼地にあつて種々畫策するところあつた模樣で、その後滿獨間に締結された貿易協定は鮎川氏の渡獨の成果に對し相當の好結果を齎すべく期待されたのであるが、獨ソ開戰の勃發によつて對獨貿易ルートの全面的閉鎖により當分鮎川氏の對獨交渉の結果は實現が望み得なくなり、外資導入による飛行機、自動車の大量製産はかくて容易に實現の機運に至らない。然し飛行機事業は日本からの技術援助によつて現在可成りの成績を擧げつつあり、自動車事業も最近に至つてその緒につくことが出來た。

滿洲移駐後滿四ケ年餘を經過した滿業は今日多少の不滿を除けば全部門に亘り實に驚くべき發展を遂げてゐる。昭和、本溪湖、滿洲輕金屬など各社の生産設備の擴充、滿炭、滿洲鑛山、東邊道開發等の開發事業の進捗等々大東亞共榮圏内に於ける滿洲重工業の地位を一層高からしむるものがある。しかも過去四ケ年間の調査進捗により重工業資源の埋藏量が飛躍的に增大確認されたことは滿洲に大規模重工業確立の資源的基礎を一層強固ならしめたものとして注目される。

最後に一昨康德八年中に於て最も注目すべきことは滿業移駐以來年二回に亘つて本社機能に大變革を來したことである。即ちその第一回の變革は移駐以來最大の懸案となつて滿業の子會社綜合經營問題が八年一月に至つて漸く確立をみたことである。滿業の子會社綜合經營の原則は形式的には設立の當初より確立してゐたのであるが、實質的には子會社に對する指導、監督が政府、滿業の二本建でなされ、加ふるに種々の關係から子會社に對する滿業の統制は、その總てに對して必ずしも完全に浸透してゐたとはいふことが出來なかつた。よつて政府滿業間で愼重審議の結果これ等の缺點を根本的に是正し今後は子會社への指導監督はあげて滿業に一元化し、物動、資金、人事、事業計劃等を綜合する實際上の運營は總て滿業に一任し政府は政策の大綱を決定するに止め滿業を通じて各社を指導監督することとなつたのである。右新方針に基き統務理事、常務理事制度を新設して本社機構の大改革を斷行すると共に總裁鮎川義介氏は日産傘下の日本内地關係會社より引退して滿業の經營に專心することとなつたのである。その後日獨伊樞軸の強化を契機とする英米側の對日經濟壓迫は漸次強化を加へ日本に於てはこれに對應する措置として産業別の統制會結成の機運にあり、日滿一體不可分の關係より當然滿洲國に於ても、これに何らかの形に於て連繫をもたねばならぬ立場にあつた。滿業移駐以來の懸案の子會社綜合經營問題を漸く解決した總裁鮎川氏は、かかる情勢下にあつて各産業別統制會結成の先を見透し子會社に對する重役の人事決定權及び資金操作の二つを殘し折角握つた子會社の統制力を一昨八年八月全部政府に返上してしまつた。この時に於ける鮎川氏の見解によれば遲かれ早かれ統制會の成立によつて子會社に對する統制力は漸次統制會に移讓さるべきことは必至であるとのことであつた。かくて滿業は一昨八年に二回に亘る根本的な大變革を經過して今日に至つてゐる。

康德九年(昭和十七年)四月現在に於ける在滿直接投資會社に對する投資額は左の如くである。(單位千圓)

會社名	公稱資本	拂込資本	滿業投資
株式會社昭和製鋼所	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇
滿洲炭礦株式會社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二九九、九二一・八
滿洲輕金屬製造株式會社	八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七八、七〇〇
滿洲鑛山株式會社	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
滿洲特殊鐵鑛株式會社	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九、五〇〇
滿洲飛行機製造株式會社	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
東邊道開發株式會社	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一三九、〇〇〇
滿洲自動車製造株式會社	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
株式會社本溪湖煤鐵公司	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
協和鐵山株式會社	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇
滿洲重機株式會社	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲ボーリング株式會社	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四八〇
精炭工業株式會社	五、〇〇〇	一、二五〇	一、二五〇
密山炭礦株式會社	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
札賚炭礦株式會社	五〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
溪城炭礦株式會社	五〇、〇〇〇	三〇、一一五、六二五	二六、五一二、五
	一、五八七、〇〇〇	一、四二〇、八六五、六二五	一、一七一、八六四、三

株式會社昭和製鋼所

昭和製鋼所は、南滿鞍山市に在つて、滿鐵が當社の前身たる鞍山製鐵所を創業して以來既に二十四年、滿洲重工業開發株式會社の設立と共に、その關係會社となつたもので、資本金二億圓の特殊會社である。

當社が國策遂行會社として持つ最大の強味は、天賦の資源に惠まれ、工場立地條件の卓絶せる點にある。

現在當社で使用してゐる鐵鑛石は、當製鋼所を中心として十六粁の半徑內にある鞍山鐵鑛卽ち東西鞍山、大孤山、櫻桃園、王家堡子、關門山、小嶺子、白家堡子、一擔山、新關門山及び遼陽を距ること約三十八粁の弓長嶺鐵鑛である。

鞍山鐵鑛は明治四十二年、當時の滿鐵地質課長木戶忠太郎氏に依つて初めて發見せられ、其の後調査の進捗と共に現在の鑛區が次々に發見せられたのである。

鞍山鐵鑛はその埋藏量極めて豐富にして、二十億瓲以上と推算されてゐるが、概ね含有鐵分は三十五%乃至四十%の低品位であり、且鑛粒微細、鑛質堅硬、磁性稀少なるため適當なる貧鑛處理法を必要とし、鞍山製鐵所では多年、之が選鑛に關する組織的研究を重ねた結果、大正十二年八月、世界に誇る鞍山式還元焙燒法卽ち還元焙燒爐なる特殊裝置に依り、人工的に赤鐵鑛を磁鐵鑛化すると共に、鑛石の粉碎を容易ならしむる方法に成功したのである。依て大正十二年十月、選鐵工場の建設に着手、同十五年七月竣工、作業を開始した。これに依り貧鑛は運鑛費の低廉と相俟つて、富鑛に劣らざる價値を顯し貧鑛の富鑛とさへ云はるるに至つた。

弓長嶺鐵鑛は弓長嶺、鐵石嶺、黃泥崗の三鑛區より成り、埋藏量約七億瓲と推定され、六〇%以上の富鑛も多量に埋藏されてをり、且品質も頗る良好である。

滿鐵では鞍山鐵鑛の發見に依り大正五年四月に日本政府の認可を得、翌六年三月鞍山に工場建設を起工し、同七年五月鞍山製鐵所を創設、八年四月第一熔鑛爐に火入し、作業を開始した。これが當昭和製鋼所の濫觴である。

鞍山製鐵所はその事業開始直後、歐洲大戰の終熄に伴ふ世界的不況に禍され、悲境時代を續けること多年に及んだが、刻苦精勵、此の間に培った素地は、滿洲事變を契機とする時運の變轉に伴ひ、昭和製鋼所への發展の形に於て結實し、再び社業の興隆を見ることとなつた。これより先、滿鐵は製鋼事業經營のため、昭和四年七月、株式會社昭和製鋼所を設立したが、種々の事情により、事業開始に至らなかつたものを、漸く昭和八年六月、鞍山製鐵所の事業一切を基礎として起業することとなり、鞍山製鐵所は株式會社昭和製鋼所となり、始業以來、待望久しき銑鋼一貫作業の實施に着手し、その製鋼設備は昭和十一年に完成し、操業を見るに至つたのである。

當社は前述の通り二十年の長きに亘り、滿鐵の手で育成されて來たのであるが、昭和十二年(康德四年)十二月、治外法權撤廢、附屬地行政權移讓に伴ひ、日本國法人より滿洲國法人となり、次いで滿洲國政府の方針に基き、滿洲國に於ける重工業の全面的統制に當るべく滿洲重工業開發株式會社が創立さるるや、翌五年三月、當社株式の大部分が滿鐵より同社に移讓され、玆に滿業の關係會社となつたのである。

而して同年九月には資本金を倍額增資して二億圓とし、益々飛躍の態勢を整へ、更に康德六年五月「株式會社昭和製鋼所法」に基き滿洲國特殊法人に改組せられた。

今や當社は大東亞戰爭下、康德八年度對日銑鐵〇〇萬瓲供給を完遂し、國防產業の中核をなす鐵鋼業確立の重大使命を負ひ、更に新たなる脚光を浴び、全機能を擧げて、銳意增產に邁進中である。

業績としては康德五年度末迄に計劃を操上げて完成を急いた第三、四期銑鐵增產計劃の〇〇トン爐〇基は豫定通りの進捗を見せたので、同社の製鐵能力は從來の〇〇〇萬トンに新に〇〇萬トンを加へた。更に改修中であつた舊爐第一第三兩爐は康德六年秋に改修を完了してゐたが製鐵用強粘結炭不足その他の原因により再火入が遲れてゐた。然し時局の要請は一日も早く兩爐の再操業を必要とし、政府は銑鋼增產計劃完遂のため對策を考究中であつたが、康德八年

(昭和十六年)春、華北側と北支炭輸入に關する諒解が成立、玆に兩爐は同年五月二日、六月一日それぞれ再火入を行ひ、第一爐は〇〇〇トンより〇〇〇トンに、第三爐は〇〇〇トンより〇〇〇トンにいづれも日産能力を擴大した。一方北支炭の圓滑なる輸送を期するためかねて滿鐵の手により建設中であつた靈山の昭和製鋼所專用操車場も完成し、八年六月一日より使用を開始、製鐵副資材の輸送は一段と圓滑化した。かくて康德八年度對日銑鐵供給量は年度末迄に二旬餘を殘して九年三月十八日その全量の供出を完了し滿洲國製鐵事業に金字塔を樹立、これが表彰式は四月二十一日新京で擧行、軍並に政府の表彰狀が授與せられた。

次にルツペ工場は年産〇〇萬トンのレン爐〇基は圓滑に運轉せられ、現在ルツペによる成品〇〇萬トンを生産しつつある製鋼設備については第一工場は順調な操業を續け、所期通りの成績を擧げつつあるが、このほか第四期擴張計劃の第二製鋼工場は三分の二完成、五月運轉開始、殘三分の一は十月操業の豫定でこれにより製鋼量は倍以上の增産が實現、一方かねて建設中の鑄鈑工場も最近ほぼ完成をみた。

更に同社では撰鑛能率の向上を圖るべく研究中である新浮遊撰鑛法が成功したので目下浮遊撰鑛場を新設中で、本工場完成の曉は同社撰鑛能力は〇〇%增加される。

この外に特殊鋼製造方面の需要に應へるべく海綿鐵の製産を研究中であつたが熱撰鑛法による新製法を完成した。鐵純分九三%乃至九五%に達する優良品で既に大規模な試驗を終了したので、康德九年、工場建設に着手し企業化を圖る計劃である。

役員——理事會長　高碕達之助

理事長　久保田省三

常務理事　梅根常三郎、森川親友

理事　矢野耕治、淺間逸雄、松原武三郎、高橋文太郎、淺輪三郎、檜岡茂、山本節民、御影池辰雄、八木閑一

監事　貝瀨謹吾、齋藤靖彥、日高爲三郎

顧問　丸澤常哉、岸原重治、小柳津正藏、久保孚

東邊道開發株式會社

當社(現在資本金一億四千萬圓)は通化省俗に「東邊道」と稱せられる地域に賦存する鐵、石炭をはじめ其の他製鐵用資源の綜合開發を圖り、以て日滿兩國刻下の急務たる鐵鋼生産力擴充の一環を強化すると共に、併せて疲弊困憊した同地方住民の安居樂業を企圖實現する目的を以て、康德五年九月滿洲重工業開發株式會社の子會社として設立されたものである。

惟ふに東邊道は「東洋のザール」とも稱すべきミネラルゾーンにして、その擁する資源は、大栗子溝の含鐵品位六十三%を誇る世界的富鑛或は七道溝の五%内外の滿俺含有鐵鑛をはじめとし、鐵廠子、煙筒溝、灣溝等の粘結性炭、石人溝、三岔子等の瀝青炭である。これらは何れも品質極めて良好にして、且埋藏量も頗る尨大である。

更に加ふるに耐火粘土、石灰石等製鐵用鑛產物の埋藏亦多く、今後調査の進捗に伴ひ、判明すべき資源の全貌は蓋し「世紀の驚異」とも稱すべきであらう。

而して、斯る資源が同一地域に賦存する事實は、鐵鑛資源の開發利用の點から云へば、東邊道の主要資源を擧げて之を利用すべきことを暗示するもので、これを個々別々に企業することは、所謂天惠の利用を謬るものと云ふべきである。之卽ち當社が特に從來滿洲國が執り來つた一業一社主義に依らず、同地域に限り綜合開發の重大使命を課せられた所以である。

當社は創立當初に於て、尨大なる現地製鐵計劃を樹立し、銑鐵竝に特殊鋼の大規模なる生產設備を計劃し、幾多の困難を克服し、鋭意計劃の實現に邁進し來つたのであるが、四圍の情勢は未だその實現を許さなかつたとは云へ、康德七年八月、特殊鋼製造に要する電氣爐の一部入荷を見、之を根幹として、特殊鋼を一貫的に製造する試驗工場の建設に着手し、同八年九月火入式を行ふに至つた。之が試驗研究に當つては、比類なき大栗子溝の富鑛を最も活用することに着眼して、電氣鐵製造を開始したのである。本製品は高級特殊鋼原料で、從來の屑鐵、海綿鐵、ルツペ等を原料とする特殊鋼に比し遙かに優秀な高級特殊鋼製造を可能ならしむるものである。而して康德八年末、特殊鋼試驗工場なる名稱を電氣鐵工場と改め、電氣鐵製造に本格的に乘り出すこととなり、着々その設備を增設中である。

尙當社は各山元の電力供給を目的とし、康德七年九月二道江に大發電所の建設に着手、同八年十二月各事業地に全面的送電を開始するに至つた。

而して資源の開發と共に、梅輯線及び鴨大線等も完成し、當社事業地の中心を貫き、東邊道開發の力強き一大動脈を形成し、交通運輸施設も漸く整ひ、嘗て匪賊の巢窟たりし此の地方が、今日では王道樂土の慈光を浴び、重工業の基地として、素晴しい躍進を續けてゐるのである。

斯くて當社の前途は實に洋々たるもので、天惠の資源は環境の改善と相俟つて、當社今後の一大飛躍は期して俟つべきものがある。

役員——取締役會長　高碕達之助

取締役社長　島田　利吉

滿洲鑛業開發株式會社

政府は大同二年三月一日中外に發表せる滿洲國經濟建設綱要に於て鑛業部門の開發は強力なる國家統制機關のもと

に完遂せしむることを明示し、次いで康德二年八月一日鑛業法を制定すると同時に同日附勅令第九〇號を以て滿洲鑛業開發株式會社法を公布した。これに基き本社は國防鑛物資源を對象とする鑛業權を確保し鑛業の開發統制に當る特殊會社としてその設立をみたのである。しかし本社設立當初は發見申出の處理、鑛業權の設定等の事務的運用に事業の重點が置かれ資本金も僅か五百萬圓にすぎず鑛業の積極的開發を圖る餘裕を有しなかつた。然るに康德四年度より實施された產業開發五ケ年計劃の進行とともに業務の重點は寧ろ鑛業資源の積極的調査竝に開發に置く必要が痛感せられた結果、本社の改組擴充が必要とされ、同五年十二月勅令第二九六號による會社法の改正により資本金を一躍十倍の五千萬圓に增加し、國立奉天金鑛精錬廠の移管を受けた。これと同時に鑛業出願の審査機關を一元化し鑛業行政事務の簡捷化と重要鑛物保全開發の促進を圖るため同六年八月一日鑛業法及び關係法令の大改正が行はれ、鑛業行政事務の一部を本社理事長に委任し、當社統制鑛物の範圍を擴大すると同時に、鑛業監督署の廢止によりその業務を繼承し、且つ從來滿洲採金株式會社に於て例外的に取扱つてゐた同社事業區域內の金鑛の發見申出處理をも併せ行ふこととなつた。次いで同八年四月一日勅令第一二六號及び同年四月二十二日經濟部令第一八號により鑛物發見申出手續及び租鑛權設定手續の一部改正を見、申出手數料の徵收により從來の濫申出を抑制する一方、租鑛權設定に關し申込期限を設け休眠鑛區の濫立を防ぐこととなり、ここに本社は重大使命達成のため新發足を遂げることとなつた。又政府は本邦の約三分の一の面積を占める興安各省の旗制を施行する地域は從來特殊事情により鑛業法の施行を除外されてゐたのであるが、時局の進展に伴ひ鑛產資源の開發が益々緊要となりたるに鑑み康德九年七月一日より該地域の除外例を解くこととし同年六月六日附を以て當地域に於ける鑛業法特例に關する勅令を公布した。これにより鑛業法は國內の全地域に亘り施行されるに至り、本社の使命の重要性は一段と附加されるに至つた。

本社は（一）鑛產資源の調査及び採鑛、（二）鑛業權の取得及び租鑛權の設定、（三）製錬、（四）鑛業及び製錬事業に附帶する投資、融資及び金融の保證、（五）經濟部大臣の認可を受けたる前各號に附帶する事業等を目的としてゐる。

役員——理事長　竹內德亥

副理事長　憲　眞

理　事　工藤重之、加藤三郎、津川哲三、佐藤戈止、高木佐吉、程仲之

監　事　日高爲三郎

滿洲採金株式會社

滿洲國政府は金資源の重要性に鑑みこれが急遽開發に着手することとなり、建國直後の康德元年（昭和九年）五月千二百萬圓（政府五百萬圓、滿鐵五百萬圓、東拓二百萬圓）を以て特殊會社滿洲採金株式會社を設立し金資源の積極開發に乘出すこととなり、黑河、龍江、北安、濱江、三江、東安、牡丹江、間島、吉林、興安東北省等各省をその事業區

域として指定し、諸區域内の金鑛資源の積極的開發運營及び採金事業の統制に當らしめることになつた。その後同社は康德四年の滿業創立に當り、滿鐵出資物は全額滿業に肩替りされ、同五年三月依華勃、土門子、開山屯三鑛業所及び原鑛區を滿洲鑛山に移讓し、更に同年十二月には金資源の應急開發を期するため諸施設充實を圖ることとなり、全額政府出資の下に、四十萬圓に大增資を敢行、從業滿業、東拓兩社所有株は全部滿洲國政府に於て肩替りし、大會社としての基礎を作り、漸次業績を擧げるに至つたが、業務擴張のため康德六年末に至り再び二千萬圓を增資し、現在資本金は六千萬圓である。

同社の事業は設立された事業區域内に於ける

(一) 砂金及び金鑛の採掘竝に製錬

(二) 會社の直營せざる鑛區にする租鑛權の設定

(三) 產金業者に對する資產金供給及び採金事業經營の委託竝に受託

(四) 租鑛砂金及び精金の賣買

(五) 前各號に附帶する事業

等を擔當するが、設立以來、鑛區の開發には見るべきものあり、烏拉嘎鑛山の如き手掘鑛山をはじめ、資材、資金等の積極的援助如何により相當期待すべきものがある。一方同社の採金船は七、八兩年度を通じ、大體豫定の如く稼行を終り、同社事業遂行に大なる貢献を有してゐる。

役員——理事長　石川留吉

理　事　岡野精之助、赤瀨川安彥、賀嗣章、孫旭昌

監　事　津川哲三

特別監事　服部辰藏

滿洲輕金屬製造株式會社

日本に於てはアルミニウムの原料としてはボーキサイトを海外に仰ぎ、之に基礎づいて發達したのであるが、滿洲國に於ては、その原料たる礬土頁岩が煙台、牛心台及び小市等交通至便の地域に多量に埋藏されて居り、而もその採掘は容易で、低廉なる原料を確保し得るのみならず、該工業の死活を制すべき電力も亦豐富低廉にして本事業の確立には、最適地といことが出來る。然るに從來これら豐富な資源の適當なる開發機關なく、アルミニウム資源は未開發の儘放置せられてゐたのであるが、滿鐵は日滿兩國の國防工業充實と國内資源開發のため、大同元年(昭和七年)之が工業化を圖り、撫順にアルミニウム試驗工場を建設し、更に大同二年には滿鐵中央試驗所内にも工業試驗の設備を整へ、爾來兩所に於いて、鋭意アルミナ及びアルミニウムの製造試驗を繼續すること二ケ年餘にして、遂に礬土頁岩に

依る優秀なるアルミニウム製造の完成をみるに至つた。

玆に於て滿洲國政府は康德三年(昭和十一年)十一月勅令第百六十號を以て滿洲輕金屬製造株式會社法を公布し、直に滿洲國政府及び滿鐵出資の下に、資本金二千五百萬圓を以て、特殊會社滿洲輕屬製造株式會社を創立したのである。康德四年十二月滿洲重工業開發株式會社が、滿洲國重工業の一元的統制を圖る目的を以て設立せらるるや、翌五年三月同社の傘下に入り、漸次設備の擴充を圖ると共に逐次增資し、現在の資本金は八千萬圓となつた。

當社の對象資源は田師付、小市、牛心台、煙台、虹螺峴等より產出する礬土頁岩で、康德五年六月第一期アルミニウム製造設備を完成し、操業を開始したのであるが、時局の要請に應へ、今や增產に次ぐ增產の目覺ましい實績をあげ、現に康德五年度を基準として八年度には十六倍といふ記錄を示して居り、尙引續き生產擴充の力強い前進を續けつつある。

滿洲マグネシウム工業株式會社(資本金一千萬圓全額拂込濟)は、大石橋附近一帶に賦存する品質、鑛量共に世界的な菱苦土鑛(マグネサイト)を主原料とする金屬マグシウムの生產を目的として、康德五年七月、滿洲輕金屬製造株式會社の子會社として設立され、南滿營口に一大工場を建設して、鋭意之が生產に邁進し來つたのであるが、康德九年二月、滿洲輕金屬製造株式會社に合併され、同社營口工場と改稱しマグネシウムの增產に活躍することとなつたのである。

役員——理事會長　高碕達之助

理事長　喜良正一

理　事　山田直之助、岡崎直喜、石田親城、矢部忠治

南滿洲鐵道株式會社

明治三十九年六月七日勅令を以て南滿洲鐵道株式會社設立の件を公布、同年七月十三日參謀總長兒玉源太郎大將を委員長とする八十名の設立委員を任命、十一月一日設立認可、初代總裁後藤新平の任命を見、同二十六日創立總會を開催、本社を東京市(現在大連市)に設置成立された。かくして四十年四月一日大連に假事務所を置き、二億圓の資本金(內一億圓は政府の現物出資)と六千四百の從業員と野戰堤理部その他より一、〇九一粁の狹軌鐵道と日產三六〇噸の撫順炭礦等の引渡を受けて營業を開始した。爾來社業躍進、滿鐵の歷史は國策開拓會社として文字通り日本の大陸政策史そのものであつた。創業間もなく歐洲大戰による好況に惠まれ、大正九年には四億四千萬圓に第一次增資を行ひ、引續き社業は順調裡に推移したが、昭和三年張學良が滿洲政權を掌握してからは國民政府と合流、日本勢力の驅逐を企てて滿鐵包圍政策に出で、世界不況や銀暴落の惡條件も加はつて昭和六年度は遂に缺損を示すに至つた。しかるに偶々滿洲事變勃發し、次いで滿洲國の建國を見るに及んで、治安確立、建設工作の進展と相俟つて全面的に活況

を呈したが、事變の進行に當つては終始軍と協力し、昭和八年二月九日滿洲國より國有鐵道及び附帶事業の經營を委任され新線請負契約を締結し、更に同年十月一日には朝鮮總督府より北鮮鐵道の委託を受託し鐵路部門の分野が擴大するとともに產業開發の機運に乘じて新設主要會社には殆ど總べて投資をなしたが、昭和八年第二次の增資を行ひ資本金八億圓となつた。次いで昭和十二年十一月五日の日滿間の條約に基き十二月一日を以て滿鐵附屬地の行政權は滿洲國に移讓され、創業以來三十年、總計二億圓の施設費と年に二千萬圓を投じて築上げた地方施設の大部分を滿洲國に讓渡し、鐵道を中心とする交通、炭礦、調査の三部門に業務を集中することとなつた。支那事變に當つては同社は鐵道、自動車の運輸、鑛山の經營、宣撫工作等に當り北支事務局を設置したが、昭和十四年四月華北交通會社の設立されるや多數の人的、物的資材と資金を供給した。かくて北支建設が進捗する一方滿洲國內にあつては產業五ケ年計劃、開拓計劃竝に〇〇計劃が着々進行するに伴ひ日滿支間を交流する客貨は激增を示し、また國防的要請に基き鐵道網の擴充、輸送力の增強、港灣設備の擴充、石炭、製油事業の擴大等が同社の急務として當面するに至り、これに要すべき資金調達を圓滑ならしむるため昭和十五年一月第三次增資(六億圓)を行ひ、資本金十四億圓の大會社に躍進、これと同時に從來會社會計と區別してゐた委託經營の國線勘定を社國線一本建となすことに決し十五年度から實施した。また增資に當つては滿洲國政府の資本參加が實現し同社と滿洲國政府との關係は一段と緊密を加へた。更に北鮮に於ける鐵道、港灣の委託經營は北鮮地方の情勢の變化により經營の調整を必要とされるに至り、昭和八年九月三十日附朝鮮國有鐵一部の委託經營契約及び同附屬協定竝に昭和十一年五月三十日附雄基港及び淸津港終端施設に關する覺書は昭和十五年六月三十日限り之を解除し朝鮮總督府は十五年七月一日より改めて左の施設を滿鐵に貸付することとなつた。

一、雄基、上三條間鐵道施設
一、雄基港における施設

△關係會社

滿鐵は創業以來滿蒙開發の國策的見地より多くの傍系會社に投資してゐるが、投資會社は、

一、社業の延長またはその補助機關
一、社業の分離獨立せしめたもの
一、滿鐵に於ける試驗、研究の結果を獨立企業化したもの
一、地方產業助成のためのもの
一、國策的立場から投資したもの

の五種類であるが、その投資經過を見るに時代により消長あり次の四期に分け得られる。

第一期（創立以來大正末期に至る）――消極時代で主として地方產業助成を意味する投資多く、明治時代四社、大正年代三三社であつた。

第二期（大正末期より滿洲事變に至る）――積極時代に轉じ、主として社業と直接關聯する事業への投資が行はれた一方社業の分離企業化並に營利投資に乘出した。

第三期（滿洲事變以來滿洲重工業創立迄）――國策的見地よりの投資が大部分であつた。

第四期（滿業設立以來現在に至る）――交通コンツエルン確立へ進行した。

即ち昭和十二年末の滿洲重工業會社設立と地方行政權移讓は、滿鐵の社業形態に大きな變化を及ぼし、滿鐵の重工業部門會社昭和製鋼所（滿鐵持株中五百パーセント）滿洲炭礦、滿洲採金、同和自動車、滿洲輕金屬等の全株を滿業に讓渡した一方、地方產業助成的投資も抑制して從來の滿鐵投資の觀念目標、またその監視の樣相においても異つたものが要求せられるに至つたので大陸交通一貫運營に重點を注ぐこととなり、廣義の交通會社として高度のコンツエルン體形を整備すべく、鐵道總局と交通運輸關係會社との有機的紐帶を強化、大連汽船、日滿倉庫、大連都市交通、國際運輸、福昌華工、大連船渠工業（いづれも滿鐵持株率一〇〇パーセント）、華北交通、青島埠島その他數社を一括して鐵道總局業務課において監理することとなつた。右の諸會社以外の現有投資會社は本社監理課で監理してゐるが、そのうち一部は滿鐵の大陸における使命遂行上なほ將來保有を要するものもあるが、大部分は投資の使命完了の期と見て適當なる機關へ肩替り乃至は資金繰の一手段として開放方針に出てゐる。昭和十七年三月末日現在、滿鐵關係會社總數六五社、滿鐵引受額三九〇、一一一、九二五圓、同拂込額三二二、八三五、六一五圓の巨額に上つてゐる。

滿洲航空株式會社

大同元年三月滿洲國建國と共に、同年九月日滿合辨による滿洲航空株式會社が設立され、その後康德四年六月日滿間了解なり日本航空輸送株式會社は東京、新京間の空輸連絡を開始し、また滿洲航空株式會社も康德六年（昭和十四年）十月から新京、奉天、京城間の定期航空路を增設して日本航空株式會社の福岡、東京線と連絡を開始した。爾來十年間、同社の飛躍的發展は眞に目覺く、創業當時僅に九九五粁餘に過ぎなかつた營業用定期航空路は現在既に一萬八千五百餘粁に達し、航空滿洲の國策的使命達成に邁進しつつさらに大東亞交通網完備への躍進を續けつつある。

同社は設立當初資本金三百八十五萬圓、滿洲國政府、滿鐵、三井、三菱、住友の出資によつて設立されたが、その後事業擴張に應じるため康德三年十月、四百十五萬圓、四年四月五十八萬圓、同十月五百萬圓、五年六月三十九萬圓六年六月一千六百萬圓、八年七月三千萬圓の現在資本金は六千萬圓（拂込〇〇〇〇萬圓）となつてをり、株式割當は滿洲國政府七〇〇、〇〇〇株、滿鐵一〇〇、〇〇〇株、三井八六、〇〇〇株、三菱八六、〇〇〇株、住友八五、四〇〇

株、大日本航空株式會社一〇〇、〇〇〇株、其の他民間會社四二、六〇〇株、合計一、二〇〇、〇〇〇株となつてゐる。

航空事業は軍事、經濟、產業上極めて重要性があるので政府は一定の補助金を交付しこれが保護奬勵に當つてゐるが、同社の事業目的は

（一）航空機による旅客、貨物及び郵便物の輸送
（二）航空機による機上作業
（三）前各號の業務に附帶する事業
（四）前各號に揭ぐる事業と同種の事業に對する投資または融資

としてゐるが、同社八年度に於ける運搬及び營業の概況は、路線長三十、路線距離一八、五七五粁、航空回數一五、八六二、營業定收入は旅客一、四五二、七七五圓、貨物七九、三六五圓、郵便一五〇、二三五圓、貨切收入は二、六三〇、一一一圓となつてをり、定期航空網の充實及び貨切航空の需要は逐年增大し極めて健全な發展を遂げてゐる。

また八年度の新航空路線は

新京——東京（一、六〇〇粁）MC20型、四月一日開始
奉天——天津（六〇〇粁）國光、同
佳木斯——牡丹江（二五五粁）隼、同
撫遼——饒河——虎頭——寶清（三九五粁）スーパー、十月一日開始
奉天——新京——哈爾濱（五四〇粁）國光、同
海拉爾——ナラムト——吉拉林——奇乾——漠河（五九〇粁）スーパー、同
富縣——饒河（二一五粁）スーパー、同
奉天——通化——輯安——安東——大連（七三〇粁）スーパー、十一月一日開始
奉天——錦州（二〇〇粁）隼、四月一日開始
カラハンス——ラマクロスーム——西ウチムチン（二五〇粁）スーパー、八月六日開始
京城——福岡（五五〇粁）MC20型、十月十日開始

また廢止せる航空路線は

奉天——錦州——天津（六一〇粁）國光、三月三十一日限り廢止
承德——多倫——張家口（四〇〇粁）隼、同
佳木斯——羅北——富錦——同江——饒河（四二〇粁）スーパー、同
奉天——桓仁——通化——輯安——安東——岫巖——大道（八〇〇粁）スーパー、十月三十一日限り廢止

富縣――同江――饒河(二一五粁)スーパー、九月三十日限り廢止
カハインスーム――西ウチムチン(一四五粁)スーパー、八月五日限り廢止

役員――社　長　牧野正迪
副社長　王玆棟
常務理事　中富貫之
理　事　林鶴皐、鄉古潔、足立長三、古田俊之助、向井忠晴、河井田義匡、片岡直造
監　事　長倉親義、春日弘
△運航部長、乘務員訓練所長(兼)　河井田義匡。庶務部長　田邊輝彦。財務部長　鹽谷俊次。
技術處長(兼)　河井田義匡。寫眞處長　柴田秀雄。東京支店長　原田三郎

滿洲飛行機製造株式會社

滿洲に於ける航空機の製造事業は滿洲事變直後、卽ち大同元年九月滿洲航空株式會社の航空工廠に於て開始されたが、康德四年末滿洲重工業開發株式會社が設立されるに及び滿洲航空會社の製作部門たる航空工廠を分離することに決定し、康德五年(昭和十三年)六月十六日勅令第百三十號を以て滿洲飛行機製造株式會社法が公布され、玆に資本金二千萬圓滿洲國特殊法人、滿業直系の本社が設立された。事業種目は

一、航空機の製造、修理、販賣
二、航空機部分品及び附屬品の製造、修理及び販賣
三、前各號に附帶する事業
四、前各號に附帶する事業に對する投資竝に融資

で、滿洲國政府當局の援助と日本に於ける先進航空機製造業者の技術的協力によつて社業は着々進展しつつあつたが國內外の情勢は本社事業の一層の飛躍的擴充を必要とするに至つたので康德七年(昭和十五年)四月三十日の定時株主總會に於て大增資案を附議、可決と共に本社は資本金一億圓へ增資された。現在九千萬圓拂込濟、時局の要請と滿洲國の發展に伴ひ國內唯一の航空機製造會社たる同社の將來は多大の期待がかけられてゐる。

而して同社の生產諸設備と相俟つて技術者養成は緊要な問題なので養成機關として技術工員養成所を康德六年四月一日に設立、數千名の技術者の育成に努める一方、未成年工の適正なる指導を行ふため航空工業青年學校を設置した。

役員――理事會長　高碕達之助
理　事長　小川淑一
副理事長　(缺員)

常務理事　香積貝弼
理　事　北村洋二、藤原喬亮
監　事　齋藤靖彦、山田直之介

滿洲炭礦株式會社

廣袤百三十萬平方粁、日本內地の約三倍半の地域を占めてゐる滿洲國の石炭埋藏量は、滿洲事變前は交通の不便と治安の不充分とのため充分の調査が行はれなかつたが、事變後調査の結果、今では埋藏量二百億瓲を超えるものと推定されてゐる。しかも今後の調査が進捗すれば石炭の埋藏量は更に增加することは疑ひない。而してこの二百億の石炭資源の內滿洲炭礦株式會社の傘下にある各炭田の推定埋藏量は鶴岡炭田の五十億瓲、阜新炭田の四十億瓲を筆頭として間糸炭田四億四千萬瓲、舒蘭炭田四億七千八百萬瓲、三姓炭田三億三千四百萬瓲、西安炭田二億七千萬瓲、北票炭田の二億瓲、田師付炭田の一億六千七百萬瓲等何れも素晴しい埋藏量を有しこれ等の積極的開發を行ひつつある。本社の石炭鑛業上に占める地位が如何に重要であるかが肯れやう。滿洲に於ける石炭採掘の歷史は極めて古く、約一千年前の唐時代には既に今の煙臺炭礦で石炭採掘が行はれてゐたやうで、撫順炭礦は遼時代高麗人により約六百年前より採掘せられてゐたやうである。しかも兩者共に石炭は主として陶器製造の燃料として使用されてゐた。

滿洲國政府は石炭礦業の重要性に鑑み、大同二年三月一日公布の「滿洲國經濟建設綱要」中に於て、石炭については「石炭は諸炭礦を統一し合理的生產と供給を行ひ以て低廉豐富なる燃料を提供すると共に輸出の增進を圖る」ことを聲明した。この根本方針に基き大同三年二月二十七日附敎令第一二號により康德元年(昭和九年)五月七日本社の創立をみたのである。

同社の使命とするところは

(一)　新炭田の經濟的開發を行ひ石炭の圓滑なる供給を圖ること
(二)　炭業統制による冗費の節減と合理的經營による原價の切下を圖り炭價を低廉ならしめること
(三)　需給の調節を圖り炭價の不均衡を是正し國民生活上の福利を增進すること
(四)　炭質による適切なる用途を選ぶこと

等で、要するに同社は滿洲國政府に代つて全滿石炭資源の統制的開發に當ることを使命とするものである。

同社は設立當初資本金一千六百萬圓、滿洲國政府と滿鐵との等額出資を以て設立され、その後事業の進展擴張に伴ひ同樣の出資により康德四年(昭和十二年)八千萬圓に增資せられたが、同年十二月滿洲重工業開發株式會社が設立せられるや、滿鐵の持株全部竝に滿洲國側の持株の大部分は同社に肩替りされ、康德六年四月二億圓に增資せられ滿業が新株式全部を引受けた。

さらに七年度大增產計劃遂行のため滿業全額引受けで一億圓の增資を行ひ現資本金は三億圓となつてをり、株式割當は滿洲重工業五、九七八、四二六株。滿洲中央銀行二一、五六四株。合計六、〇〇〇、〇〇〇株となつてゐる。

本社は創業當時僅に復州炭礦、八道壕炭礦、北票炭礦、西安炭礦はただ關係炭礦として事業經營の一部に參劃してゐたにすぎなかつたが現在では全滿の炭礦は殆んど同社の經營にかかるもので從つて產業開發五ケ年計劃に於ても石炭增產の主軸は滿炭系諸炭礦に置かれ、康德八年度に於ける出炭量は五ケ年計劃初年度たる康德四年に比すれば約〇倍に達してをり、その飛躍的な生產力の增強は今後に於ても期して俟つべきものがある。第一期計劃に引續き昨九年より發足した第二次五ケ年計劃の最終年度である。康德十三年度の出炭目標についてみるに全滿炭礦の增產分の五〇%以上を現在の滿炭直營諸炭礦の增產に俟つものと期待されてゐる。

滿炭改組問題

滿洲國政府は炭田開發機構の再編方針に關し豫てより考究中であつたが本年二月二十七日之が炭業機構を改編し、新に四大炭礦を獨立するとともに滿炭を普通法人に改組することに決定、同日政府當局から之が再編の內容を發表した。

即ち大東亞戰下第二期建設に對處し政府は曩に決定した基本國策大綱の實踐第一段階として重要產業機構を決戰的に再編、生產體制の劃期的強化と企業性昂揚に依る生產增強の飛躍的進展を期すべく諸準備を進めてゐるが、今回豫てからの懸案である炭田開發機構の根本的刷新を計劃、現滿炭の經營組織に再檢討を加へた結果建國以來堅持して來た一業一社主義的炭業機構を改編して戰時生產力增強の要請に即應すべき經營單位の劃期的合理化を圖ることとなりこれがため現在滿炭の主要礦業所たる阜新、鶴岡、北票、西安の四大炭礦を分離獨立せしめると共に現滿炭を普通法人に改組し且つ資本金を三分の一に減資することに方針を決定した。即ち滿洲國に於ける炭田開發機構は建國直後決定をみた經濟建設綱要竝に重要產業統制法に基き滿鐵系各炭礦を除く全炭を滿炭經營下に統轄、これが綜合且つ有機的開發方策を採つて來たのであるが、第一次五ケ年計劃の遂行により一應炭田開發の基礎態勢を確立するに至つたので、一昨年來政府竝に滿業に於て滿炭分離による經營單位の合理化を計劃、日鐵資本の參加による密山炭礦の獨立をはじめ札賚、溪城等各炭田を相次いで分離せしめた。然るにその後に於ける國內經濟情勢は大東亞戰爭の勃發によつて資材、技術、勞働力等生產條件の全部面に亘つて重點且つ合理化を要請し、加ふるに國內全炭礦を傘下に包括する尨大なる滿炭の機構は本社、現場間に緊密な連繫を缺くきらひが見られ漸次機構上よりする生產ロスを露呈するに至つたので、政府はここに拔本塞源的な方針を樹立、現滿炭の全面的解體を斷行するに至つたのである。從つて今次炭田開發機構刷新の狙ひは飽くまで炭礦事業の本質に即し現場第一主義を徹底して經營効率を一段と昂揚、以て石炭增產の時局的要請に應へんとするものである。

滿炭改組に關する滿洲國政府當局談

（康德十年（昭和十八年）二月二十六日發表）

大東亞戰爭完遂を期し戰力增強の爲日滿を通じ官民が其の全力を結集し凡ゆる努力を盡しつつあることは周知の通りである。特に諸產業の根幹を爲す石炭の開發增產に就ては其の大なる賦存狀況等より見るも我滿洲國の責務は極めて重いと云はねばならぬ。この意味よりして政府に於ても從來石炭に就ては重點產業中の重點として官民一致の協力に依り銳意優良炭田の開發に當り又一廻でも多くの石炭を出すべく努力し來つた所でこの間に處し滿炭はよく政府の意を體し建國匆々より凡ゆる困難を克服して我國炭業開發の使命を完遂して今後に於ける大增產の基礎を確立したのである。而して政府に於ては時局下更に一層炭礦生產性の增強を推進すると共に炭礦事業の本質に卽し經營効率の飛躍的昂揚を圖る爲今般炭田開發機構を刷新し如上の要請に應ふることとした。卽ち先に決定せる特殊會社機能刷新強化方策要綱に依り明かにせる如く又今般闡示せる基本國策大綱に於て明示せる如く產業開發をして最も能率的且積極的ならしむると共に現場第一主義に徹し更に企業性の昂揚に遺憾なからしむる爲既定一業一社主義的炭田開發機構を改むることとしこの方針に基き現滿洲炭礦株式會社の阜新、鶴岡、北票及び西安炭礦は滿炭より之を分離し夫々獨立會社として各本社を現地に持ち一路增產に邁進せしむることとなつた。而して現滿炭は右の四炭礦を除く爾餘の炭礦の經營に當ると共に現有未開發礦區の調査に專念するわけであるが滿炭は四炭礦分離の結果資本金は現在の三億圓が約一億圓となり、四獨立會社と共に普通法人として存續することとなる。尙四獨立會社の設立は最も急速を要するを以て目下手續を進めつつあるが本月中にはその實現を見ることゝ思ふ。現在滿洲の全出炭量の約四割に近いものが現滿炭系炭礦により占められ更に其の大部分が前記四炭礦に依り出炭せられて居る實情である。從て優良石炭を一廻でも多く出さねばならぬ此重大時局に當り今回獨立稼行することとなつた四炭礦會社の責務は極めて重大と云はねばならぬ。此故に各獨立會社の陣容構成に就ては特に少數精銳を旨とし又努めて現滿炭社員の活用を圖ると共に就中少壯有爲者の積極的登用に依り新たなる又遲しき增產意氣を吹込み以て今回の機構刷新の趣意に副はんことを切に期待して已まぬ所である。

滿炭分離要領

一、現滿炭の礦業所たる阜新、鶴岡、北票、西安の各主要炭田を滿炭の經營下より分離し夫々獨立會社を設立する。

二、滿炭は右四炭礦を除く爾餘の炭礦經營に當ると共に、現有未開發礦區の調査を行ふ。

三、滿炭及び新獨立會社は總て普通法人とする。

四、新獨立會社の株式及び滿炭の關係會社に對する現法投資並に社債は政府の指定せるものを除き總て滿業が滿炭幌

簿價格を以て肩替りする。

五、滿炭の社外負債は各債權者と協議の上滿業が肩替りするか或は保證を行ふ。

六、新獨立會社の陣容構成については少數精鋭主義を採り可及的に現滿炭社員の起用を圖ると共に特に少壯有爲者の積極的登用を行ふ。

七、滿炭法は廢止し滿炭の資本金(三億圓)を一億圓に減資する。

八、滿炭改組に當り現滿炭系各炭礦開發用資材其の他の處置については、その効率發揮上萬全の措置を講ずる。

九、滿炭關係會社のうち舒蘭炭礦株式會社は從來通り新滿炭に於て保有し、合成燃料株式會社は新阜新炭礦會社が引受ける。

なほ滿炭法廢止の法制的手續きの完了は大體本年六月頃になる見込である。

獨立新會社の概要

今回決定をみた炭田開發機構刷新により滿炭から分離し、獨立會社とし新發足するものは從來滿炭の各礦業所たる阜新、鶴岡、北票、西安の各炭礦であるが、これ等四會社はいづれも本年二月八日產業統制法による設立許可を得、同二十二日滿業本社に於て發起人總會を開催二十六日設立登記を完了、新各社の法人格は一樣に滿洲國普通法人であるが、特に重要產業たる關係上產業統制法第十一條第二項により準特殊會社と略同樣な取扱を受けるものと見られる。なほ資本關係は滿炭の現物並に滿業の現金出資(四分の一拂込)をもつて構成されるものであるが、將來は滿炭現物出資分も株式に振替へられ滿業が肩替りするため總て滿業の直接投資會社としてその傘下に包括される筈である又本社の所在地は新會社の設立を急速に行ふため暫定的に新京に決定したが、設立準備完了次第直に各現地に移駐することになつてゐる。獨立新會社の概要並に役員は左の如くである。

△阜新炭礦株式會社

一、資本金二億二千萬圓

一、出資區分(單位千圓)

滿業(現金)　八六、一六一

滿炭(現物)　一三三、八三九

一、投資

取締役會長　(會社を代表すべき取締役)

高碕達之助　(滿業總裁)

常務取締役　長　久　恙（前滿炭理事）
取締役　原田眞平（前滿炭礦務課長）
同　西村龜千代（前滿炭監察役）
同　成田正彦（前滿炭阜新礦業所次長）
同　玉井磨輔（前滿炭統務理事）
監査役　玉置仁知（前滿炭監事）
同　八木聞一（滿業理事）
同　太田篤（滿業囑託）

△鶴岡炭礦株式會社

一、資本金一億七千萬圓
一、出資區分（單位千圓）
滿業（現金）　九五、六六八
滿炭（現物）　七四、三三二

一、役員
取締役會長（會社を代表すべき取締役）
高碕達之助（滿業總裁）
常務取締役　石松與一郎（前滿炭鶴岡礦業所長）
取締役　本幡莫（滿炭阜新礦業所次長）
同　堀江元一（前滿炭工務課長）
取締役　小田敬三（前滿炭鶴岡礦業所次長）
同　玉井磨輔（滿業統務理事）
監査役　宮本豐次（前滿炭北票礦業所次長）
同　八木聞一（滿業理事）
同　太田篤（滿業囑託）

△西安炭礦株式會社

一、資本金七千萬圓

一、出資區分(單位千圓)

滿業(現金)　一四、八九八

滿炭(現物)　五五、一〇二

一、役員

取締役會長　高碕達之助(滿業總裁)

取締役社長(會社を代表すべき取締役)　北野三郎(前溪城炭礦社長)

取締役　蓮尾秀(前滿炭阜新礦業所次長)

同　玉井磨輔(滿業統務理事)

同　山本駒太郎(前滿炭監察役)

監査役　八木聞一(滿業理事)

監査役　太田篤(滿業囑託)

△北票炭礦株式會社

一、資本金六千萬圓

一、出資區分(單位千圓)

滿業(現金)　一九、〇九五

滿炭(現物)　四〇、九〇五

一、役員

取締役會長　高橋達之助(滿業總裁)

專務取締役　平石榮一郎(前滿炭理事、阜新礦業所長)

取締役　矢津田方(前滿炭北票礦業所長)

同　清水喜一(前滿炭阜新礦業所次長)

同　玉井磨輔(滿業理事)

監査役　八木聞一(滿業理事)

監査役　太田篤(滿業囑託)

右のうち高碕滿業總裁の阜新、鶴岡兩社の取締役就任は適任者を得るまでの暫定的措置であり、近く責任者を補充する豫定であるといはれてゐる。なほ今回の滿炭改組に關し高碕滿業總裁は同二十六日左の如き談話を發表した。

滿炭改組問題は曩に政府の闡示せる基本國策大綱に基き現滿炭の阜新、鶴岡、西安及び北票を分離し各社に責任者を置くこととなつたのである。只今の處西安及び北票は各其の代表者を選定するに至つたが、阜新及び鶴岡の二大炭礦の代表取締役は未決定である故當會社を代表することになつて居るが、之れは暫定的であることは勿論である。急速にその責任者を決定する。重役の數も政府の方針に從ひ不取敢最少限度の陣容を以て構成してゐるが故に今後社業の進展に伴ひ、少壯有爲者の拔擢をして見度いと考へて居る。

滿洲合成燃料株式會社

石油資源に乏しき日滿兩國の現狀に鑑み、フイツシヤー法による液體燃料製造工業を興し、國內に賦存する豐富低廉なる石炭を利用して液體燃料の自給を圖り、以て日滿一體產業の確立と國防の強化に資するを目的として康德四年(昭和十二年)八月六日設立された特殊會社である。主要業務は瓦斯合成法による液體燃料の製造及び販賣、副產物の加工販賣、前記以外の附帶業務を內容とし現在の資本金は五千萬圓(全額拂込濟)で、出資內譯は滿洲國政府三四萬株三井系三四萬株、帝國燃料興業二〇萬株、滿洲炭礦六萬株、滿洲石油六萬株合計一〇〇萬株となつてゐる。同社の事業概況をみるに、錦州に工場敷地を撰定し、すでに錦州工場の建物竝に社宅を完成したが、諸種の事情により建設資材の手當が當初計劃豫定より遲延し未だ操業開始の域に達してゐないが七年度より八年度にかけて鋭意諸準備を進める一方、資材の入手にも萬全を期した結果順調に豫定計劃も進捗しつつあり、八年度には諸準備を完了愈々操業開始の運びに至るものとみられてゐる。加ふるに技術的には同法による原油製出は康德七年五月末三井化學三池石油合成工場に於てすでに成功してゐるから操業開始の曉には同社に飛躍的成果を齎すものと期待されてゐる。

役員——理事長　藤岡淨吉

常務理事　多久芳一、村上一郎

理　事　佐藤健三、賀田立二、下田文一

監　事　高橋仁一、趙汝楳

滿洲石油株式會社

本社は、滿洲國に於ける石油資源を確保し、石油事業の一元的運營に當り、以て需給の調整を圖るため大同三年二月敎令第七號により設立された滿洲國最初の特殊會社で、國內石油資源の開發、原油の精製竝に製品の販賣に關する事業及びこれに附帶する事業の經營を目的としてゐる。

滿洲國は、現在迄のところ石油はその需要の大部分を國外よりの輸入に仰いでゐる現狀であり、建國當初までは日本より輸入する一部を除く以外は殆ど全部スタンダード、テキサス、アヂヤチツクスなどの英米蘭系の石油會社によ

つて支配されてゐたのであつた。本社は、この情勢に對處して國內油田の開發に當るとともに輸入原油及び半結晶を精製して石油製品の確保を圖るため設立された。本社はこれが使命達成のため設立と同時に大連市海貓屯に製油工場の建設に着手、翌康德二年二月工場を完成、三月より操業を開始、その後當社の業績は逐次向上の一途を辿り工場設備を擴充して今や完成製油工場として揮發油、燈油、輕油、機械油、重油、パラフイン、アスフアルト、グリース等の製品を市場に出してゐる。本社設立當初の資本金は五百萬圓であつたが、康德三年一千萬圓に增資、ついで五年には二千萬圓の再增資を行つた。創業當初よりの北滿札賚諾爾油田の試掘作業は活潑なる成果を擧げてゐないが、康德五年錦州阜新に於て有望なる油徵地を發見し、地質調査の結果、世界的大油田としての相貌を具備することを確認し日本側の協力のもとに大試掘計劃を樹立し銳意試掘作業を進めてゐたところ去る七年四月待望の第一油層に到達し相當量の原油採取をみたので、本格的掘鑿を實施することとなり、急遽所要設備の整備を行つたが、七年二月倍額增資を決定現在資本金は四千萬圓となつてゐる。現在資本金出資關係の主なるものは次の通りである。

滿洲國政府二十八萬株、滿洲興銀十二萬七千株、中銀貯金部十萬株、日本石油十一萬株、三井物產八萬株、三菱鑛山八萬株。

役員——理事長　橋本圭三郎

副理事長　榮　源

常務理事　佐藤建二、高山憲治、風早義雄

理　事　小野卯太郎、永松並木、小池清登、山岸明

吉林人造石油株式會社

當社は康德六年(昭和十四年)九月勅令第二二九號に依り設立された特殊會社で、(一)石炭直接液化法に依る人造石油類の製造及び副產物の加工、(二)前項の事業に附帶する業務竝に投資等の事業の經營を目的とするものである。

當社の直接液化法は昭和九年德山海軍燃料廠で半工業的製出に成功した海軍の特許を得て同十一年日本窒素創立三十周年記念事業として野口氏が阿吾地に年產〇萬竓の石炭液化工場設立を計劃し、海軍の特許に同社獨特の技術を融合して十三年二月遂に工業化に成功せる世界的のものであつて、斯界に於ける功績の顯著なることは技術の中心人物工藤安規氏に對し石炭直接液化法の研究に關して朝日新聞社から十四年度文化賞を授與せられ、また一昨々年は長くも敍勳の御沙汰を拜したことでも充分に窺はれる。康德六年三月、創立に先立つて早くも遲しい建設の槌音が中空にこだまし、爾來孜々として工事の進捗に努力してゐる。日支事變の擴大はやがて大東亞戰に進展し、物資、勞力の統制が急速に急化せられたため、當社の建設工事も之が影響を免れることが出來ず當初の豫定に較べて工事の進捗に屢々變改を餘儀なくされたとは云へ、當社の廣漠たる工場地區一帶には、既にして專用の鐵道も全通し工場に社宅街に

近代的大裝備の偉容が來訪者の目をみはらせてゐる。

當社は子會社として、原料部門を擔當する舒蘭炭礦（資本金三千萬圓全額拂込）及び運輸部門を擔當する吉林鐵道（資本金二千萬圓、一千五百萬圓拂込）機械部門を擔當する吉林工廠（資本金三百萬圓、全額拂込）の三會社が從屬してゐる。舒蘭炭礦は吉林人石、滿炭及び滿洲國政府の出資になり埋藏量十億瓲と稱せられる吉林省舒蘭縣下棒棰溝、莫石、煤窑大口前から永吉縣下に跨る舒蘭炭田の採掘に當つて居り、出炭の一部は之を市販してゐる。吉林鐵道は全額人石出資で龍潭山――舒蘭間約八六粁に亘り營業中で現在の輸送能力〇〇〇萬瓲であるが、更に第一次、第二次の整備計劃がある。

吉林人造石油會社の資本金は創立當時一億圓であつたが、康德八年十月之を倍額の二十億圓に增資し、拂込は一億四千萬圓（康德九年五月末現在）滿洲國政府、帝燃、日窒の三者合辨である。

役員――理事長　野口　遵

副理事長　金田榮太郎

常務理事　工藤宏規

理　事　永井四郎、後藤保清、馬養賢、野村將三、今村勝次

監　事　高橋仁一、大島英吉、天野作藏

滿洲電業株式會社

本社は國內電氣事業を統制し「豐富低廉なる電力の供給」をなすを使命として、康德元年十一月一日日滿合辨の滿洲國準特殊法人として設立され、更に康德七年（昭和十五年）十二月二十一日勅令第三二七號により特殊法人に改組、全滿竝に關東州に於ける水火力電氣の一元的運營、發・送・配電の一貫的經營を目的としてゐる。

昭和六年九月滿洲事變の勃發により舊軍閥勢力は一擧に潰滅し去り、大同元年三月一日滿洲建國の大業成るに及び電氣事業の劃期的將來が約束されるに至つた。卽ち滿洲國政府は建國一周年の大同二年三月一日經濟建設綱要を發表して經濟各部門の綜合的發達を圖るため重要產業部門に國家的統制を加へることを明示電氣事業に對しても亦「統一經營を行ひ、豐富低廉なる電力を供給する」の大方針を明かにした。これより先大同元年六月關東軍特務部では滿洲國政府と協議の結果、日滿經濟統制遂行の一段階として滿洲に於ける日滿電氣事業を統制することに方針の決定をみてゐた。その後二ケ年の紆餘曲折を經て康德元年十一月一日、日本側南滿洲電氣株式會社營口水道電氣株式會社、北滿洲電氣會社、滿洲側奉天電燈廠、新京電燈廠、哈爾濱電業局吉林電燈廠、齊々哈爾電燈廠、安東發電股份有限公司の日滿主要電氣事業を打つて一丸とする一大合同會社たる本社の創立をみるとともに各地に散在する群小電氣事業に對しては資本干與による統制方針が確立されるに至つた。建國以來の積極的產業開發に伴ひ電力需要は急激なる膨脹

を示してをり、本社はこれが需要の大部分を一手に賄はねばならぬ立場にあるため、年とともにその發電設備の急速なる擴充が要請され、當初九千萬圓であつた資本金も、發電設備の大擴充計劃の遂行に伴つて事業資金は激增の一途を辿つたためこれに對應して康德四年十一月七千萬圓の增資を行ひ一億六千萬圓の大資本を擁するに至つた。第一次産業開發五ヶ年計劃に於て電力は各種産業振興の基礎部門として鐵鋼、石炭、農産物などとともに重點主義の下に積極的開發計劃が企圖され、尨大なる水電資源國として確認された滿洲國は電力開發の基調である水主火從の基本方針に基き第一次五ヶ年計劃發足の康德四年秋より政府直營によつて第二松花江豐滿、鏡泊湖竝に鴨綠江水電會社によつて鴨綠江水豐の三大水力發電所の建設工事に着手した。その後支那事變の勃發擴大、第二次歐洲動亂の生起などに伴ふ經濟情勢の激變に災され建設工事は多少遲延を見、康德八年度の計劃完成年度には全面的に完成をみるに至らなかつたが、鴨綠江水豐發電所は一昨八年八月第一號機が待望の處女發電を開始、引續き同年九月及び昨年四月にそれぞれ運轉を見、鏡泊湖水電も昨年五月二十五日に一部完成をみて運轉し各發電所ともほぼ完成した。

一方同社に於ても水電開發計劃と併行して阜新、西安、北票、鶴岡、鷄西等の各山元發電所をはじめ、北邊振興、開拓民計劃に卽應して各地に火力發電所建設計劃を進め、兩者の合理的發電計劃を實現しつつある。かくて政府は水主火從の根本方針に基いて、豐富低廉なる電力の供給を實現するとともにこれが前提條件とされてゐる水火力發電の完全なる統合を期するため、康德七年(昭和十五年)十一月「滿洲電氣事業統制要綱」を策定、これに基き同七年十二月二十一日勅令第三二七號を以て本社を特殊會社に改組して、滿洲國內に於ける凡ゆる電氣事業の經營に當らしめることとなつた。卽ち本社は

一、政府の直營建設に係る水力發電設備の委任經營をなす。

一、國內殘存主要自家火力發電設備は必要に應じて統合或は綜合的に運營をなす。

一、鴨綠江水電滿洲側發生電力の送配電を一手に行ふ。

こととなり、法文によつて水火力電氣の一元的運營、發・送・配電の一貫的經營が明示され、本社はこれによつて國內に於ける電氣事業部門の國策代行機關として新たなる發足をなした。しかして本社はこの新使命達成のためには更に尨大なる事業資金が必要とされたので、同年十二月二十八日臨時株主總會の決議を經て資本金一億六千萬圓（全額拂込濟）を倍額增資の三億二千萬圓となすこととなり同社は玆に飛躍的な發展を遂げた。なほ增資分一億六千萬圓は既に五分の一拂込徵收を完了した。主なる出資關係は次の通りである。

滿洲國政府一、一九六、〇一四株。日本簡易保險局六三二、八二七株。滿洲興銀一五九、三〇五株。經濟部大臣一三六、九八五株。

役員——理事長　韓雲階

副理事長　平島敏夫

理　事　大津留聰、岡雄一郎、趙壽芳、大磯義勇、伊ケ崎卓三、王國香
監　事　神守源一郎、賈金銘

滿洲鴨綠江水力發電株式會社

第一次產業開發五ケ年計劃に於て電力に、鐵鋼、石炭、農產物等の各產業部門とともに重點主義を以て開發されることとなつた。殊に滿洲國政府の水主火從の電力開發方針に基き、水力電氣開發に重點が置かれることとなり、第二松花江水豐洞、鏡泊湖各水力發電所の建設が經濟部外局の水力電氣建設局によつて着手されたが、これと併行して國際河川といふ特殊性を持つ鴨綠江、圖們江の水力開發が採り上げられ、工業界の大躍進によつて將來に於ける著しき電力の不足が豫想されてゐる朝鮮側と共同して、この兩河川を開發する目的のもとに兩國夫々同一條件の鴨綠江水力發電株式會社を設立することとなり、一つは日本商法による株式會社として朝鮮鴨綠江水力發電株式會社が設立され一つは滿洲國法律に基く特殊會社として康德四年八月滿洲鴨綠江水力發電株式會社（資本金一億圓、拂込濟六千二百五十萬圓）が設立された。兩社は左の如き設立當時日滿鮮當局間に取交された覺書によつて一體不可分の關係を有し、滿洲國政府は兩會社に對し夫々資本の半額を出資することになつてゐる。

一、兩社の資本金は常に同額ならしむること
二、兩社は夫々資本金の二分の一相當額の株式を相手國側の株主をして所有せしむること
三、兩社の各株主をして兩社の株式を同數宛所有せしむること
四、兩社資產及び負債を兩社共同とす
五、兩社の事業經營により生じたる預益は兩社に均等に配當すること

兩社は第一期計劃たる水豐發電所の建設に着手したが建設半ばに支那事變、歐洲大戰の勃發による經濟情勢の變化によつて、當初豫定の建設資金を超過するに至り、更に第二期計劃として本年より建設に着手した雲峰及び義州の水電開發資金に充當するため康德八年（昭和十六年）九月一日兩社資本金を倍額增資の各一億圓となし、新株第一回一千二百五十萬圓（四分の一）の拂込徵收を行つた。增資分の株式割當額は日滿鮮當局の覺書に基き滿洲國政府五十萬株、朝鮮水電二十萬株、朝鮮送電十萬株である。水豐發電所のほか附帶事業として、滿洲國側鴨北鐵道（資本金一千萬圓）朝鮮側平北鐵道（資本金一千萬圓）の兩鐵道及び滿洲鴨綠江航運會社竝に朝鮮鴨綠江航運會社を設立してゐる。

鴨綠江本流に於ける本社の第一期計劃たる水豐洞發電所建設計劃は、康德四年十月一日着工し、五ケ年計劃の完成年度たる康德八年度に完成をみる豫定であつたところ諸般の情勢の變化によつて多少遲延してゐる。一昨八年八月二十五日世界最大の發電機第一號機が待望の處女發電を開始して以來、引續き第二號機は同年九月に、第三號機は昨年四月にそれぞれ發電を開始、第一、第二號機の發生電力は滿洲側發生電力の供給に當る滿洲電業の建設にかかる鋼心

アルミ線の超高壓二十二萬ボルトの送電線によつて安東地區竝に南滿地區に滿洲國最初の水力電氣として供給されてをり、第三號機發生電力は朝鮮側へ供給されてゐるが、最近更に第四號機の運轉開始が豫定されてゐる。堰堤の築堤工事は混凝土の打邊を完了して高さ百六米七、長さ八百九八米七、堤體容積三百二十萬立方米の人類によつて建造されたもののうち古今を通じて世界最大の建造物が完成され、又これによつて世界第一の米國ボルダーダムに匹敵する人口貯水池が出現する。なほ本發電所はこの堰堤の完成によつて發電機その他資材の入手が順調に進めば全面的完成は相當促進されるものとみられてゐる。

本社の鴨綠江本流に於ける第二期開發計劃である水豐上流の雲峰及び下流の義州の二發電所は本年度より第二次五ヶ年計劃の一環として既に建設工事に着手され、水豐發電所より稍小規模の發電設備能力をもつ雲峰發電所は五ヶ年計劃を以て康德十三年(昭和二十一年)に一部發電至十四年に完成、義州發電所は四ヶ年計劃を以て康德十二年に一部發電、十三年に全工事を完了する豫定である。

役員——理事長　久保田豐

常務理事　陳悟、玉置正治、構地靜夫

理事　高橋康順、上内彦策

監事　永井四郎、大島英吉、村尾重孝、際彪

滿洲自動車製造株式會社

當社は康德六年(昭和十四年)五月、滿洲國勅令第九十六號を以て公布の「滿洲自動車製造株式會社法」に基き、資本金一億圓を以て創立された國策會社で、滿洲重工業開發株式會社の關係會社として、その重要なる一翼をなすものである。當社は自動車製造工業竝に販賣事業が統制確立を期し、自動車及びその部分品を、原材料より完成車に至るまで、一貫的製造を企圖せるものであるが、歐洲戰亂勃發のため、當初の目論見に多少の變更を餘儀なくされたとは云へ此の重大時局下、滿洲國自動車工業の急速なる確立は、寸時も忽にすべからざる狀態にあり、康德九年(昭和十七年)五月從來自動車製造組立、販賣竝に修理に關する事業經濟を行ひつつあつた同和自動車工業株式會社を吸收合併し、既存設備の充實を圖ると共に、安東市浪頭區の廣大なる地域を劃し、幾多の困難を克服しつつ、鋭意工場建設に邁進中である。既に第一期建設計劃に依る事務所、試作工場の竣工を見、第二期計劃たる組立工場、鑄物鍛造工場等の建設工事も順調に進捗中であるから、その前途の發展と活躍とは刮目してみるべきものがあらう。

役員——專務理事　前田　勇

常務理事　内田慶三、吉田寅五郎

滿洲重機株式會社

現下の緊迫せる國際情勢下に於て鐵鋼、鑛產物、人造石油等の生產擴充計劃の急速なる遂行は焦眉の急務である。然るにこれが基礎をなす大型高級壓延機及びロール、大型水壓機、高壓反應塔等の重量機械は、日滿既存製造會社の供給には期待し難く、從來外國製品に依存して來たのである。

滿洲重工業開發株式會社では、斯る狀態に鑑み、以上の如き重量機械の自給自足を確保し、國家有事の際、軍需機材の現地調辨に寄與する目的を以て、康德七年(昭和十五年)五月資本金五千萬圓の滿洲重機株式會社を設立した。

當社は創立以來、工場建設に必要なる基本的準備工作に努力し來り、康德八年七月闢東州金州に尨大なる工場敷地を買收し、工場建設資材竝に設備用諸機械の入手も概ね順調に進捗し、目下本格的工場建設に寧日なき狀態である。

尙當會社には子會社たる滿洲機械製造株式會社がある。

役員——取締役社長　矢野美章

專務取締役　岩本治左衞門

株式會社奉天造兵所

本社は大同元年十月二十九日、舊東北軍閥の設立にかゝる奉天兵工廠の施設を基礎として設立された。當時日本法人、資本金二百四十萬圓、專ら滿洲國內の軍警用兵器の製造に當つた。康德三年(昭和十一年)七月、滿洲國特殊法人に變格、同時に第一次增資を決定、資本金四百六十萬圓となつた。獨占事業として國家の統制保護下に愈々社業經營は堅實性を加へつつあつたが、國內外の情勢は同社事業の一段の擴充を必要とするに至つたので康德六年三月、政府の認可を俟つて第二次增資を決定し、資本金總額は一擧二千五百萬圓となつた。康德八年(昭和十六年)三月の第四次徵收に於て全額拂込濟となり兵器製造工業に於ける飛躍的發展體制を整備した。

同社の事業種目は

一、武器、兵器、器材及び彈藥の製造、修理竝に販賣

二、民需用火藥類及びその原料品の製造

三、鐵道輪轉材料の製造、修理及び販賣

四、器具及び機械類の製造、修理及び販賣

五、金屬その他各種材料及びその製品の製造、修理及び販賣

六、前記各事業に附帶する事業

等である。

なほ從來同社事業としてゐた火藥類の販賣は滿洲火藥販賣會社の設立と同時に移管した。

役員――理事長　三村友茂
　常務理事　楠井貫一、林一樹
　理　事　今井善治、武田正己、畠中恒次郎
　監　事　中川增藏、永原正雄

滿洲計器株式會社

滿洲計器會社は康德三年(昭和十一年)十月日滿合辨の滿洲計器股份有限公司を開散して株式會社法の公布と同時に資本金三百萬圓を以て設立された會社であり、同五年七月滿洲計器株式會社と社名を改正、同六年三月より新制度量衡の實施と共に同社は全滿に於ける度量衡器の自給自足達成を目指して同年五月資本金を八百萬圓に增資し拂込は六百萬圓であるが、株式は舊株のうち政府三萬株、民間三萬株で新株式、十萬株は全額政府所有者である。

同社は國內度量衡の統一を目的として計器の普及、製作、修理、販賣竝に輸入を獨占して居るが、創業以來業績向上の一途を辿り、第六期(八年一月より十二月まで)の販賣修復高は販賣高六百二十八萬六千圓、修復高二十九萬三千圓で總計六百五十八萬一千圓に上つた。

役員――理事長　松原梅太郎
　常務理事　堤德三郎
　理　事　相生常三郎、陳肇
　監　事　中川增藏、高元鼎

滿洲電氣化學工業株式會社

本社は康德五年(昭和十三年)十月勅令第二四六號により創立せられた滿洲國特殊會社である。

資本金三千萬圓(四分の三拂込)にして中滿洲國政府二千萬圓、滿洲電業株式會社七百萬圓の外に、日本側から三井系の電氣化學工業株式會社、三菱系の日本化成工業株式會社、大日本セルロイド株式會社の三社の各百萬圓出資となつてゐるが、康德九年度より本格的事業の進展に伴ひ資本金增額の必要を認め之が準備中で近く一億圓に增資される豫定である。滿洲國政府は本社に對し設立後十年を限り年六分の利益金を保證すると共に拂込金額の二倍迄の社債募集をなし得る特典を與へたるほか、本事業の國策的重要性に鑑み助成方策に關し種々助成方策を考慮中である。カーバイト系化學工業は近年漸く隆盛をみんとしつつある新興工業で、且つ經濟上竝に國防上現下日滿兩國に於て最も緊要とせる工業である。その製品も百數十種の多種多樣に上り既に工業化された人造ゴム、人造羊毛液體燃料等の外に

今後の研究に多大の期待がかけられてゐる。本社はここに着目し日本資本の導入及び内外の優秀なる技術との提携を計劃し曩に日本タイヤと折半出資の下に滿洲合成ゴム會社を創立しクロロプレン系人造ゴムの工業化を圖ると共に既に企業參加を見たる前記日本三社の日本に於ける化學工業の最高水準にある技術、即ちカーバイト及び石灰窒素に關する技術は電氣化學工業株式會社(三井系)、アルデハイド及びその誘導工業に關する技術は大日本セルロイド株式會社、コークス及びブタジエン系合成ゴムその他有機合成關係の技術は日本化成工業(三菱系)から夫々導入する外カーバイト系化學工業の世界最高技術を有すると稱せられる獨逸國伯林市バイエリツシエステイツクストツフウエルケ會社との間にカーバイトの特許權を、コークス爐に關しては同獨逸オツトー式コークス爐特許權の提供を受け固く提携する一面本社事業に最も必要なるコークス原料炭の確保に關しては目下優良炭礦と提携經營に關し準備中である。

役員——理事會長　山崎元幹
　理事長　山崎元幹
　常務理事　井上逞吉、難波經一、采野善次郎
　理事　高井恒則、山田榮之、世良隆二
　監事　林槩、大磯義勇

滿洲火藥工業株式會社

滿洲國に於ける火藥類の取締に關しては、最初硝礦局が硝石專賣に關聯して間接的に取締を實施してゐたのであるが、治外法權を有してゐた鐵道附屬地内に於ては、關東局が日本の取締法に準じて嚴重に取締つてゐたため、兩者の間の連絡はとかく緊密性を缺き所期の効果は充分に擧げ得なかつた。よつて治外法權の撤廢、附屬地行政政權の移讓までは日滿兩國官憲が協力して取締の實を擧げるために康德二年(昭和十年)日本政府の取締法と大同小異の火藥類取締法を施行することとなり、同法の公布と同時に滿洲火藥販賣會社(資本金五十萬圓)を設立して火藥類の輸入及び販賣を獨占せしめた。即ち同社は事實上の統制機關としての機能を發揮せしめ單に販賣のみならず、生産の統制をも兼ね、特定の製造會社に火藥類の製造を命じ、製品は特定の賣捌人を通じて全國に供給し、一方火藥原料に關してもまた火藥原料取締規則によつて總べて同社を通じて購入せしめてゐたが、最近産業開發計劃の進捗に伴つて地下資源開發、交通路の敷設等の開發關係に要すべき火藥類の需要量は激增の一途を辿つてゐるが、增加する需要を充足すべく、政府は對策を考究の結果區々別々であつた製造、輸入、販賣統制の各機關を一體化し火藥工業の強化を圖るべく既存の關係機關を合體して新會社を設立することに決定した。よつて康德八年、滿洲火藥工業株式會社法を公布、本社は同年二月一日創立される至つた。本社に統合された機關は

一、製造機關――奉天造兵所の奉天、安東、阜新、遼陽の四工場
一、火工品工場――撫順南滿火工品會社
一、販賣輸出入機關――滿洲火藥販賣會社

の三機關である。

玆に滿洲國の火藥工業の發展體制は確立されたと云ふべく、製造・販賣・輸出入統制が一元的に圓滑に進行しつつあり、國防上に寄與するは勿論のこと、產業開發計劃の完全遂行に大いに資するところあるものと多大の期待がかけられてゐる。

役員――理事長　三村友茂
　　常務理事　今井善治
　　理事　間藤徹十郎、帶刀與曾衞、原鑛三郎
　　監事　赤坂悠一

滿洲林業株式會社

滿洲國の建國に伴ひ急增せる建設用材の需要に對する配給の圓滑化を圖るため大同元年滿鐵及び共榮起業株式會社（王子、大倉系）に對し關係主管部大臣より吉林省敦化、額穆、樺甸、寧安各縣の地域を指定し伐採許可あつたため兩者は共同して吉林に大同林業事務所を設け代採を開始するに至つたが、その後康德三年（昭和十一年）二月二十九日公司の設立をみたるにより大同林業事務所は第六號を以て特殊會社滿洲林業股份有限公司法を公布、同二月二十日勅令その業務一切を本公司に譲渡して解散した。公司は本店を新京、支店を吉林に置き伐木並に伐採材の販賣及び之に附帶する業務を營むことを目的とし當時の資本金は國幣五百萬圓（二分の一拂込）株主は政府二百五十萬圓、滿鐵、共榮各百二十五萬圓で、その後康德五年（昭和十年）七月二十一日勅令第百五十九號に基き商號を、滿洲林業株式會社と改正した。一方國內に於ける各種物資の需要は產業の時局の進展に伴ひ年々急增を來すに至りたるを以て政府は所謂重點主義による配給調整の強化の要を認めこれが審議機關として物資物價委員會（康德五年八月）を設立すると共に重要商品たる木材の統制に當らしむることとなり、康德五年十月十三日勅令第二百四十八號を以て滿洲林業會社法を改正したるにより同年十一月一日臨時株主總會に於て定款の改正を行ひ事業目的の變更こなすとともに資本金を參千萬圓（三分の二拂込）に增額し株主は政府千七百五十萬圓、滿鐵、東拓各五百萬圓、共榮五百萬圓となした。その後更に同社事業の擴張に伴ひ株主の異動も行はれ、尙資本金も全額拂込濟みとなり康德九年（昭和十七年）四月末現在の出資關係は政府千七百五十萬圓、滿鐵、共榮、東拓、東洋パルプ、東滿洲人絹パルプ各二百五十萬圓である。

當社は（一）木材の賣買及び輸出入並に製材、（二）木材伐採業者に對する融資、（三）前各號に附帶する業務を目的と

しその他主管部大臣の指定せる地域に於て伐木事業を行ふものである。

同社の業務地域は全滿に及び官行斫伐材、民間伐採材とも全部同社により收買又は配給をなしその價格は總て林野局に於て定めるものによる。

康德八年度(昭和十六年)に於ける木材竝に薪に對する收買及び配給實績は諸種の障害ありたるにも拘らず頗る好成績を收め適切なる配給の完了をみてゐる。

伐採業者に對する融資はその限度を前年度同樣官行斫伐に對しては請負金額の四割五分以內、民間伐採に對しては基準單價による收買價格の三割五分以內とし更に本年新に收買することとなりたる石炭代用薪材の事業資金として收買價格の三割以內の融資をなしたるも回收狀態何れも頗る良好である。

同年度の斫伐事業はその伐採區沙河掌外八ケ所に及び何れも所期の搬出作業を實行した。また製材事業は從來の蛟河、黃泥河、大石頭、古城鎭、佳木斯(二工場)の各工場の外に同年度に、緩橫、東新京の二工場の完成を見、操業開始してをり相當の成績をあげてゐる。

役員——理事長　南王樹

副理事長　王家鼎

常務理事　石原清逸、鐵林昶、靑山敬之助

理　事　王慶三、富田富、音申吉、岡田耕

監　事　山口重次、石和相藏

滿洲拓植公社

康德二年末滿洲國特殊法人として滿洲拓植株式會社が設立せられ十ケ年二萬戶(のち修正)開拓民實施を行ふことになつたが、その後開拓民の實績が一般に認識され開拓國策樹立の必要が高唱せられるに及んで康德三年夏日本政府に於ても滿洲開拓民を以て重要國策なりとする閣議の決定が行はれ、二十ケ年百萬戶計劃を樹立、これが遂行を遺憾なからしめるため滿洲拓植株式會社を改組擴充して恒久的性質を有する日滿合同拓植會社設立に對する研究が關係當局者に於て行はれ第七十帝國議會の協贊を得て愈々具體的計劃の樹立が行はれるに至り康德四年四月設立準備委員會を設置、同年八月二日「滿洲拓植公社の設立に關する協定」が滿洲國國務總理大臣官邸に於て植田特命全權大使と張國務總理との間に調印が行はれ、ついで日滿兩國政府任命の設立委員によつて創立事務が行はれたが、八月二十七日創立委員會を開催、二十八日拓務大臣竝に滿洲實業部大臣より定款の認可及び設立の許可があり、三十一日の創立總會についで同日日滿兩國登記及び第一回拂込を完了して九月一日同社の營業を開始、開拓民の助成補導を行ふことになつた。

然るに支那事變勃發後の國際情勢の變化、東亞新秩序建設進展に伴ひ滿洲開拓政策は愈々重要性を加へるに至り、日

滿兩國間に於て康德六年末滿洲開拓政策基本要綱を決定、その準據すべきところを明らかにしたのであるが、これより前滿洲開拓民審議會の誕生により滿洲拓植公社と滿鮮拓植會社との統合は日滿開拓政策の重要事項として取上げられ同要綱の決定により具體化するに至つた。

即ち基本要綱中に「滿洲拓植公社を改稱し、滿鮮拓植會社を統合し、その機能を達成すると共に開拓事業の一元化を圖り、各種開拓民に對する補導助成と民族協和の積極的達成を期せしむ。これと共に開拓事業に關する金融物資配給については同一的統制の下に各種開拓民の必要に應じ適切なる方途を講ずるものとす」と決められ、康德七年六月兩社の幹事よりなる統合準備調査委員會を結成、統合形式、出資額、滿鮮拓財産處理、統合後の新機構等の基礎準備を行ひ同年十月、日滿關係者よりなる統合準備委員會を構成、統合に關する具體的打合せが行はれるに至つた。この間日本國內閣の更迭により統合は一時停頓したが、二宮滿拓總裁は滿鮮理事長兼任によつて統合實現への第一歩をふみ出し、これより兩社間に人事交流も行はれ、統合の準備は着々と進捗、一方日本側の豫算通過によつて統合實施は愈々本決りとなり、かくして四月一日滿鮮拓の營業讓渡に關する假調印を行ふに至つた。買收價格に關しては四月七日及び二十二、三兩日に開かれた日滿鮮代表よりなる滿鮮拓財産評價委員會によつて七百五十三萬九千八十二圓五十二錢と決定滿拓ではこれに基き買收資金調達のため四月二十三日資本金增加等の定款變更に關する株主總會を開催、二十八日日滿兩國政府より認可、五月六日增資第一回拂込を終り滿鮮拓では三月二十三日營業讓渡に關する總會、滿拓では二十八日營業買收などに關する總會をそれぞれ開催、二十八日滿洲國政府及び滿洲拓植委員會より兩社に對してそれぞれ認可及び承認あり、二十九日滿拓資本增加の登記を完了して、六月一日買收契約調印を完了、ここに三年越の懸案は實現した。

本年度事業は公社創業第五年度たる開拓事業第一期五ケ年計劃の最終年度に當り本年度認可資金計劃に於ては集團開拓民一〇、二〇〇戶、集合開拓民四、〇〇〇戶、歸農開拓民五一五〇戶、分散開拓民一、〇〇〇戶、計二〇、三五〇戶及び移駐農機具工場二〇、工場竝に義勇隊よりの移行一七、二〇〇人なりし處年度途中にて非常時局に對處し制限されたる結果集團開拓民三、八四九戶、集合開拓民一九〇〇戶、歸農開拓民七〇〇戶、分散開拓民五〇〇戶計六、九四九戶及び移駐農機具工場一五、工場竝に義勇隊よりの移行一七、二〇〇人の經營に伴ふ諸般の準備竝に之が實施を根幹として各般の事業愈々本格的進捗を見た。即ち資金總支出計劃額二億二千五百二十二萬三千餘圓中決算額二億二千三十五萬五千餘圓にして決算額を大別すれば事業費支出額一億二千百四十萬四千餘圓、土地整備費一千三百三十九萬六千餘圓、開拓地助成施設費百六十六萬五千餘圓、需品施設費百五十九萬七千餘圓開拓團に對する融資總額八千二百四十萬八千餘圓、土地管理農場及び雜施設費八百八十二萬八千餘圓、訓練本部勘定三百七十二萬餘圓、小作貸付金其他九百七十八萬八千餘圓、用品運轉資金三千五百四十八萬一千餘圓、訓練本部融通金四百三十六萬二千餘圓、借入金償還額一千四百五十七萬一千餘圓、社債前借入金償還額一千萬圓、滿鮮拓植株式會社買收費七百五十萬圓、滿鮮

拓植株式會社融通金千百六十五萬一千餘圓、社債償還額十五萬圓、營業收入中未收額百三十一萬六千餘圓、支出濟未決算額千三百九十一萬七千餘圓となり、地方營業收支に於ては極力營業費の節約に努めたるも天候不順に依る夥しき土地管理收益の減少により總收入額三千二百九十八萬六千餘圓、總支出額三千六百八十一萬六千餘圓、差引缺損金三百八十三萬圓を見た。而して之が資金關係は前年度より繰越金九百九十四萬四千餘圓、貸付金回收額二千五百三萬二千餘圓、增資第一回拂込額七百五十萬圓、社債手取額一億三千二百二十一萬四千餘圓、振替社債發行額九百八十三萬五千餘圓、流動財産增加額二十一萬五千餘圓、貯藏品繰越額三千七百十四萬六千餘圓、社內留保金二百二十九萬七千餘圓にして夥しき收入の減少を見たれども資金の獲得は頗る順調に進行した。

役員——總　裁　二宮治重

理　事　生駒高常、安江好治、中村孝二郎、楊玉書、堤永市、孫永穆

監　事　長倉親義、葆康、上內彥策

滿洲棉花株式會社

康德元年(昭和十年)勅令を以て滿洲棉花股份有限公司設立、同四年棉花統制法公布を契機に棉花協會解散し滿洲棉花股份有限公司、大連滿洲棉花株式會社外五名の所有に係る民間株二萬株を棉作各縣合作社に肩替り、同五年十二月資本金二百萬圓を一千萬圓に增資、同八年二月商業的工業的經營を擴大、直接栽培指導に乘出す、同八年十二月千五百萬圓に增額した。

棉花會社は棉花の改良增殖及び生產配給の統制を目標に棉花統制法(康德五年十二月十四日勅令第二百八十四號)に基いて左の事業を營んでゐる。

一、棉花の栽培指導

康德八年(昭和十六年)二月七日興農部訓令第六十五號「纖維作物增產指導に關する件」に據り棉花栽培指導體系の確立成るや行政機構の企劃監督の下に合作社農事共勵に協力棉花の栽培指導部門を一貫的に擔當する。

二、實棉の收買

政府認可値段に依つて棉花會社がこれを收買するが實行は興農合作社がこれに當る。

三、繰棉作業

次の場合以外の繰棉作業を行つてゐる。

(イ)　國、省、縣又は旗に於て經營する棉花原種圃において生產したる實棉につき繰綿作業をなす場合

(ロ)　自家用に供する目的を以てする繰綿作業で縣旗長の許可を受けたる場合

(ハ)　興農部大臣の許可を受けたる場合

四、**種子配給**

播種用種子の保存配給をなす。

五、**收買價格の決定**

六、**原棉の供給**

繰綿された原棉は打綿向販賣方面には滿洲製棉配給聯合會を通じ打綿業組合へ、紡績向販賣方面に對しては同社で供給數量を決定し、協定價格を以て棉業聯合會に販賣する。

七、**滿洲麻袋會社の設立と共に康德七年十月二十二日興農部訓令第四五二號に基き該會社より洋麻、青麻の收買を委託せられ之等麻纖維の收買業務を附加的に營む。**

役員——理事長　横瀨花兄七

副理事長　許寶蘅

常務理事　澤田健一

理事　三箇功、松井喬介

監事　胡宗瀛

特別監事　加藤鐵夫

滿洲電信電話株式會社

滿洲電信電話株式會社は大同二年三月日滿兩國間に締結せられた「滿洲に於ける日滿合辦通信會社の設立に關する協定」の日滿條約に基き同年八月三十一日設立せられた特殊會社で全滿(關東州を含む)に於ける電信電話無線電信電話及び放送無線電話その他電氣通信事業統一經營を目的とする國策會社である。

康德八年末現在同社資本は總額一億圓、總株式數二百萬株にして舊株式の內譯は、日本政府所有株三十三萬株(一千六百五十萬圓)滿洲國政府所有株十二萬株(六百萬圓)一般株式五十五萬株(二千七百五十萬圓)計百萬株(五千萬圓)また新株式は、日本政府所有株二十二萬五千株(一千百二十五萬圓)、滿洲國政府所有株二十二萬五千株(一千百二十五萬圓)、一般株式五十五萬株(二千七百五十萬圓)計百萬株(五千萬圓)となつてゐる。

△電信事業

國內電信施設の整備擴充は、長期戰時體制化確立の線に沿ひ積極的に施設の擴充を實施した。康德八年度末に於ける電報取扱局所は前年度末に比し五五局の增加を見、九五一局所に達し同年度電報取扱通數は事變下電報取扱制限あるにも拘らず取扱總數五九三五一、六〇八通にして前年度に比し二、七〇一、〇三三通の增加を示してゐる。その內譯は、發信一七、五七六、九七八通、着信一六、六九八、一二六通、中繼信二五、〇七六、五〇四通になつてゐる。

業務協定に就ては五月「滿伊間通信協定」が成立し新京、ローマ間に通信連絡を開始したほか「滿獨間通信協定」も成立し、新京、ベルリン間に通信連絡を行つてゐる。對米通信は新京、桑港間に連絡を行つてゐたが大東亞戰爭勃發後連絡を中止した。一月には日滿支相互間の電氣通信本來の使命を全うするため「東亞電氣通信に關する業務協定」の成立を見、五月には海軍々用電報取扱規約及び海軍無線通信規約準用協定が結ばれ又東亞電氣通信協定に伴ひ滿鮮間特別電報取扱協定が六月限り廢止された。

△電話事業

電話統制法公布に伴ひ電話規程の改正をはじめとし、政府の各廳舍內專用通信施設を各廳舍間及び一般公衆電話とを最も合理的に通話させるため滿洲國中央官衙街電話の統合をなし綜合交換所を設置した。又對外電話通信連絡を擴充し國際通話としてはさきに竣工した新京――東京間無裝荷ケーブルにより日滿兩都市を結ぶ聲の大動脈の完成をみたるを以て日本遞信省を媒介とし盟邦獨逸の首都ベルリンと滿洲國の首都新京間に滿獨通話の取扱が開始されるに至つた。滿華中通話は滿洲側大連、奉天、新京の三都市華中側南京、上海の二都市間に四月より開始せられた。電話交換取扱局所は八年度末二七六局所を算へ前年度に比し自動局一、手動局一五局計一六局の增加である。加入者數は同年中に一萬八百十の增加を示し年度末に十一萬八千五百九十に達した。又交換方式變更としては營口、海拉爾の二局が自動式に變更された。

△放送事業

八年二月北安放送局を新設し、三月哈爾賓中央放送局第二放送設備の本施設化工事を完成し十二月承德及び牡丹江兩放送局に二重放送を實施したほか放送自動車の竣成を見これが運行を開始し普及宣傳に努めてゐる。尙普及に關しては放送普及局(舊稱ラジオ營業所)及び放送普及所(舊稱ラジオ販賣所)を通じ勸誘、受信機販賣修理相談等諸般のサーヴイスに努めた結果同年度中受信機販賣總數一四五、八四九臺に上り年度末全滿聽取者數は四五四、八三五に達し前年末より一一四、五〇五の增加となつた。更に全聽取者を民族別に示すと日系二〇五、七九六、滿系二四四、一七七、外人四、八六二となり滿系層に於けるラジオ熱の熾烈なることが窺はれる。

役員――總　裁　廣瀨壽助

副總裁　進藤誠一

理　事　瀨田常男、小澤俊康、壽明阿

監査役監事　孔世培、箱崎文彌

滿洲圖書株式會社

滿洲國建國以來の理想であつた「教科用圖書に關する事業を統制し併せて教科用圖書以外の著作物の發行頒布にょ